

八千代市第5次総合計画

前期基本計画（素案）

目 次

総 論

第1章 計画の基本指標	7
-------------	---

リーディングプロジェクト

Project 1. 子育てしやすい環境づくりに向けた取組の推進	11
Project 2. 超高齢社会への対応	12
Project 3. 安心・安全が目に見えるまちづくりの推進	13
Project 4. 豊かな自然を守る環境保全と活用	14
Project 5. 地域の魅力づくり (京成本線沿線地域・UR 3団地の活性化)	15
Project 6. 最適な公共サービスの提供	16

部門別計画

前期基本計画施策体系	19
第1章 ともに支え合い健やかでいきいきと過ごせるまちづくり	
第1節 子ども・子育て	37
第2節 地域福祉	43
第3節 社会保険	52
第4節 健康	57
第2章 豊かな心と文化を育むまちづくり	
第1節 教育	63
第2節 生涯学習	70
第3節 文化	72
第4節 スポーツ	76
第3章 安心・安全に暮らせるまちづくり	
第1節 暮らしの安心	81
第2節 暮らしの安全	84
第3節 上下水道	93
第4章 快適で環境にやさしいまちづくり	
第1節 市街地・住環境の整備	101
第2節 総合交通・道路環境の整備	107
第3節 環境との共生・保全	111
第4節 資源循環型社会	115
第5章 産業が元気なまちづくり	
第1節 農業	121
第2節 商工業	125
第3節 労働環境	129

計画の推進のために

1. 市民にわかりやすいまちづくりの推進	137
2. 地域の視点に立ったまちづくりの推進	139
3. 多様性のあるまちづくりの推進と魅力発信	140
4. 持続可能な行政経営の確立	142

ゾーニング計画

第1章 計画策定の趣旨	147
第2章 面的ゾーニング計画	147
第3章 軸的ゾーニング計画	153

地域別計画

第1章 計画策定の趣旨	157
第2章 地域別計画	158

第2期八千代市まち・ひと・しごと創生総合戦略

1 趣旨	175
2 目指すべき展望	175
3 横断的な視点と基本目標	176
4 第5次総合計画前期基本計画との関連	179

総論

第1章 計画の基本指標

第1章 計画の基本指標

第1節 人口

(1) 総人口

本市の人口動向を分析し、将来展望を示す「八千代市人口ビジョン」における将来人口推計との整合を図り、本計画では、直近の人口動向を踏まえ、令和6年度末には205,000人になるものと想定します。

●想定人口

	令和2年3月末	令和6年度末
人口	200,275人	205,000人

(2) 世帯数・世帯人員

核家族化の進行により、世帯数は増加するものの世帯人員は減少することが予測され、令和6年度末には95,000世帯(2.16人/世帯)になるものと想定します。

●想定世帯数

	令和2年3月末	令和6年度末
世帯数	90,547世帯	95,000世帯
世帯人員	2.21人	2.16人

(3) 年齢構成

令和6年度末における年齢別人口及び構成比は、0歳～14歳の年少人口25,900人(構成比12.6%)、15歳～64歳の生産年齢人口127,300人(構成比62.1%)、65歳以上の老年人口51,800人(構成比25.3%)になるものと想定します。

●想定年齢構成

	令和2年3月末		令和6年度末	
	人口	割合	人口	割合
0～14歳	25,949人	13.0%	25,900人	12.6%
15～64歳	124,183人	62.0%	127,300人	62.1%
65歳以上	50,143人	25.0%	51,800人	25.3%

第2節 土地利用

本市の土地利用は、市域の南部から中央部にかけての市街化区域と、北部の市街化調整区域に大別されます。

さらに、利用形態では、市街化区域の京成本線沿線を中心とした市街地及び東葉高速線沿線を中心とした市街地、また、市街化調整区域の自然環境を保全する地域と大きく3つに区分されます。

今後も、都市的土地利用と自然的土地利用の調和のとれた良好な土地利用に努めます。

第3節 財政

前期基本計画期間（令和3年度から令和6年度）における一般会計の財政収支の見通しは次のとおりです。

■財政収支の見通し（計画期間累計）

区分		金額	構成比
歳入	合計	百万円	100.0%
	市税		
	交付税・交付金		
	国・県支出金		
	市債		
	その他		
歳出	合計		%
	人件費		
	扶助費		
	公債費		
	物件費		
	普通建設事業費		
	その他		

※歳入のその他は、分担金・負担金，使用料・手数料，財産収入，繰入金，諸収入等

※歳出のその他は，補助費等，維持補修費，積立金，投資・出資金，繰出金等

リーディングプロジェクト

Project 1. 子育てしやすい環境づくりに向けた取組の推進

Project 2. 超高齢社会への対応

Project 3. 安心・安全が目に見えるまちづくりの推進

Project 4. 豊かな自然を守る環境保全と活用

Project 5. 地域の魅力づくり

(京成本線沿線地域・UR 3団地の活性化)

Project 6. 最適な公共サービスの提供

Project 1. 子育てしやすい環境づくりに向けた取組の推進

若い世代が安心して結婚，妊娠・出産，子育てを行うことができる環境の整備や学習環境の整備と合わせて市の魅力の創出・発信を図り，幅広い年代の流入と定住を促進します。

本市の人口は，令和7年をピークとして，全国的な傾向と同様，人口減少に転じることが予測されており，少子高齢化や人口減少問題の克服，地域経済の発展や活力ある地域社会の形成などの課題を解決することが必要です。

このため，若い世代が暮らしやすく，安心して結婚，妊娠・出産，子育てを行うことができる環境や，子ども達の望ましい学習環境を整備するほか，本市が有する豊かな自然環境や魅力ある施設等の地域資源を活用したまちの魅力の創出，地域の歴史や文化を紹介することによる誇りと愛着の醸成など，様々なイベントやイメージアップ事業によるシティセールスに努め，幅広い世代の流入，定住の促進を図ります。

■主な事業

Project 2. 超高齢社会への対応

市民の健康への意識醸成等を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らすために必要な環境の整備と生活を支えるサービスの提供に努めます。

急速な高齢者人口の増加によるさらなる高齢化が進行する中、将来減少が見込まれる労働人口の確保や技術の継承などが課題となっており、元気な高齢者の労働力は重要性を増しています。

高齢者の知識と経験を活かした就労機会の確保、地域社会の支え手として活躍できる場の提供や生涯学習の充実による学びなど、生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るための環境を整備することが重要です。

また、年齢別人口構成の変化に伴い、老老介護や一人暮らし高齢者の介護・医療といった社会保険を含む社会保障制度に対する市民の不安の解消を図ることも重要です。

このため、市民の健康への意識醸成や健康寿命の延伸等を図るとともに、高齢者が生きがいを持って暮らせる環境の整備と安心して地域で生活するために必要な保健・医療・福祉サービスの提供に努めます。

■主な事業

Project 3. 安心・安全が目に見えるまちづくりの推進

市民・地域・行政・警察・消防・医療機関・民間企業など広範な関係者との連携・協力のもと、市民が安心して安全に暮らせる地域社会を目指します。

近年、東日本大震災などの大規模地震や台風、集中豪雨等による大規模自然災害が多く発生しています。また、情報通信技術の進展及び生活様式の多様化を背景に、安全が脅かされる犯罪や事故も多発しています。

安心して安全に暮らすためには、自助、共助、公助を適切に組み合わせるとともに、市民一人ひとりが、安心・安全が目に見えるまちづくりを自らの課題としてとらえ、主体的に関わることが重要です。

このため、市民・地域・行政・警察・消防・医療機関・民間企業など広範な関係者との連携や協力関係を構築し、人命の保護や維持すべき重要な機能が機能不全にならないよう、あらゆる大規模自然災害等における最悪事態を想定し、被害を最小限にとどめる強靱な地域づくりに取り組むとともに、感染症対策を始めとした様々な状況の変化への対応や日常生活を脅かす犯罪及び事故を未然に防止するなど、市民が安心して安全に暮らせる地域社会を目指します。

■主な事業

Project 4. 豊かな自然環境の保全と活用

豊かな自然環境を守り、次世代へ貴重な財産として引き継いでいくとともに、新川及びその周辺を一体的に活用し、市内外から気軽に訪れることができるようなまちづくりを推進します。

本市には新川、神崎川、桑納川などの河川が流れ、その周辺には水田地帯が里山まで広がるなど、水と緑に囲まれた豊かな自然に恵まれています。中でもシンボリックな存在となっている新川及びその周辺の水と緑の空間は、四季折々の風情を楽しませてくれるとともに、人々に潤いとやすらぎを与え、市民の貴重な財産となっています。

この豊かな自然環境は、市民の誇りであり、市内外から訪れる人を引き付ける魅力を持っていることから、自然環境を守りつつ有効な活用を図り、次世代へ引き継いでいくことが重要です。

このため、市民・事業者・市が協働して自然環境を守り育て、次世代に引き継いでいくとともに、新川周辺の水と緑豊かな原風景を活かしつつ、点在する各種施設の有機的な連携や近隣自治体との地域間連携等を図りながら、新川及びその周辺を一体的に活用し、本市の重要な観光資源として市内外から気軽に訪れることができるようなまちづくりを推進します。

■主な事業

Project 5. 地域の魅力づくり（京成本線沿線地域・UR 3 団地の活性化）

京成本線沿線地域の活性化及び再整備に向けたビジョンを検討するとともに、UR 3 団地の再生を支援し、地域の活性化を図ります。

京成本線沿線を中心とした大和田・八千代台・勝田台などの既成市街地は、本市の人口急増の牽引役として、本市のまちづくり施策においても重要な役割を果たしてきましたが、まちの成熟とともに住民の高齢化が進み、合せて老朽化した建物や空家が増加しています。また、更新が必要な社会インフラが多数存在し、駅周辺の求心力の低下が懸念されています。

このため、地域住民や事業者等と連携して駅周辺における都市機能の再構築を踏まえたビジョンを検討し、地域資源を活かした取組を促進することによって地域のにぎわいを創出することに加え、空家の利活用等を促進し住民の流入を図るなど、京成本線沿線地域の活性化を推進します。

市内にある大規模な住宅団地（米本団地、高津団地、村上団地）では、建物の高経年化と共に居住者の高齢化や居住者の減少が進んでおり、生活利便性の低下やコミュニティの希薄化などの問題が懸念されることから、UR 都市機構や管理組合などと連携し、団地の活性化と団地再生を支援します。

■主な事業

Project 6. 最適な公共サービスの提供

新型コロナウイルスに対する感染拡大防止対策を講じつつ、「新たな日常」の構築に向けてデジタル変革の推進に努めます。

また、公共サービス・施設等の規模の適正化、公共施設等の効率的な施設管理及び有効活用による公共施設等の全体最適化を図り、真に必要とされる公共サービスの提供を維持・確保を図ります。

令和2年1月に国内で最初に確認された新型コロナウイルス感染症の拡大により、行政分野でのデジタル化・オンライン化の遅れが大きな課題として明らかになり、国の方針でもデジタル変革を加速させて、国民が安心して生活でき、業務を継続できる「新たな日常」の構築について示されています。

このため、本市においても新型コロナウイルスに対する感染拡大防止対策を講じつつ、「新たな日常」の構築に向けたデジタル変革の推進に努めるとともに、窓口のワンストップ化などの住民サービスの向上に努めます。

また、本市の公共施設等の多くは昭和40～50年代の人口急増期に建設され、老朽化が進んでおり、その維持・改修等に多額の費用が必要となる一方で、人口減少・少子高齢化の進行等による税収の減少や扶助費の増大等から、公共施設等の維持・改修に係る財源の確保は、更に困難になることが予測されます。

このため、公共サービス・施設等の規模の適正化、公共施設等の効率的な施設管理及び有効活用による公共施設等の全体最適化を図ることで、真に必要とされる公共サービスの提供を維持・確保を図ります。

■主な事業

部門別計画

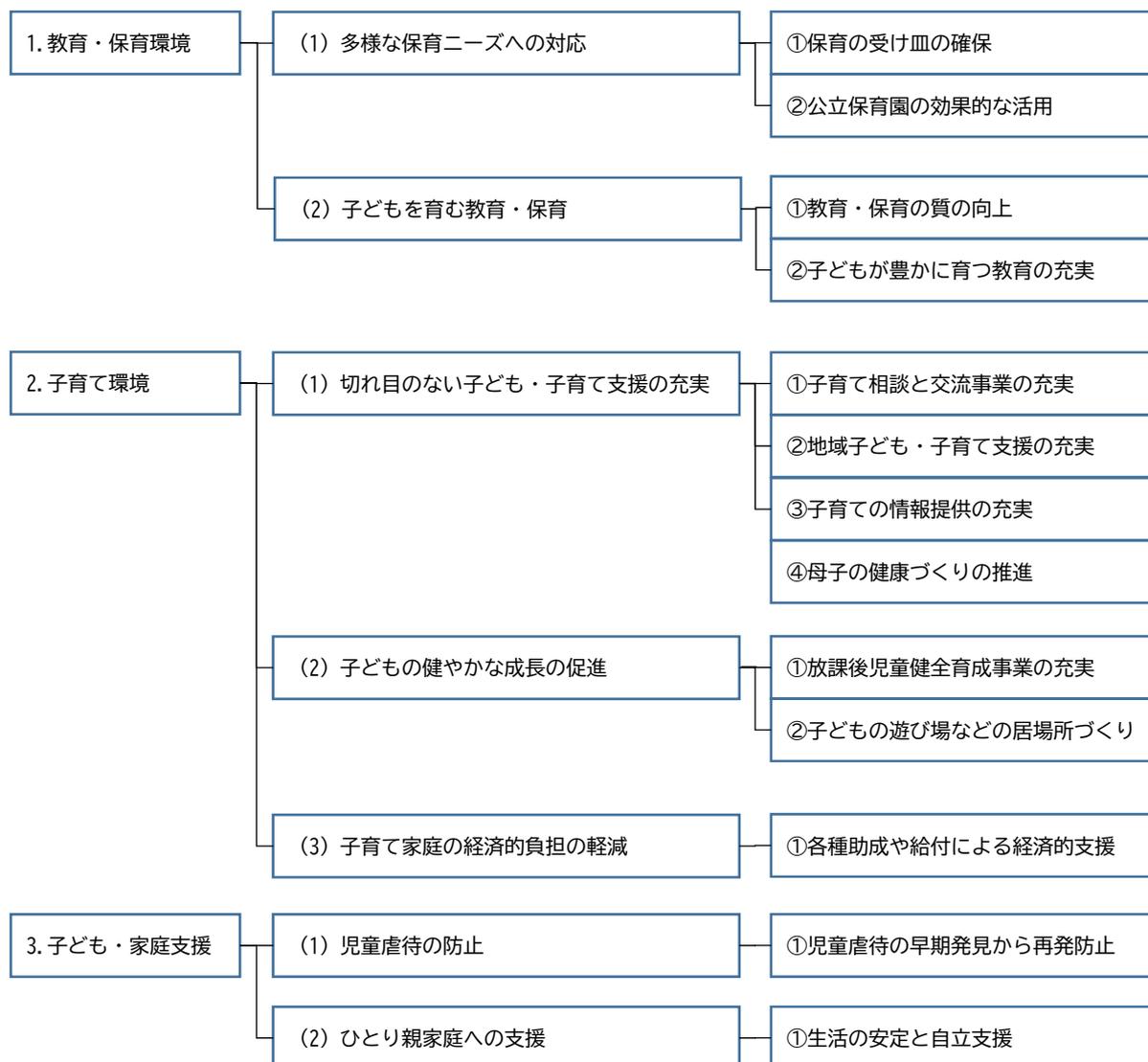
前期基本計画施策体系

- 第1章 ともに支え合い健やかでいきいきと
過ごせるまちづくり
- 第2章 豊かな心と文化を育むまちづくり
- 第3章 安心・安全に暮らせるまちづくり
- 第4章 快適で環境にやさしいまちづくり
- 第5章 産業が元気なまちづくり

前期基本計画施策体系

第1章 ともに支え合い健やかでいきいきと過ごせるまちづくり

第1節 子ども・子育て



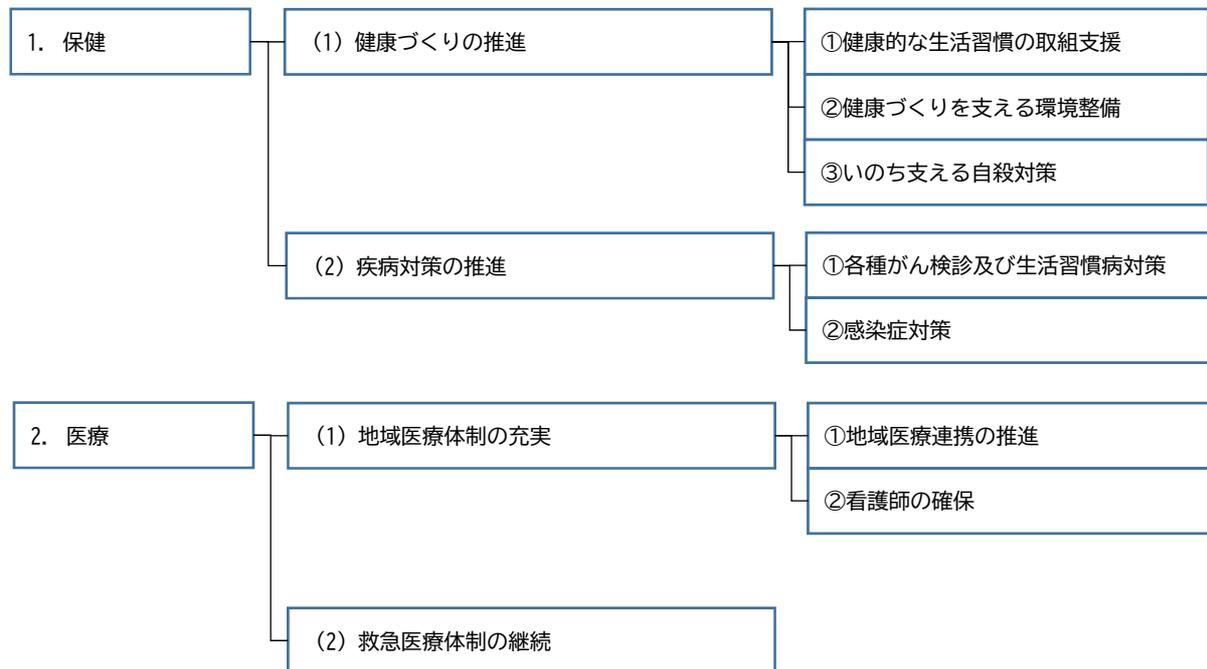
第2節 地域福祉



第3節 社会保険



第4節 健康

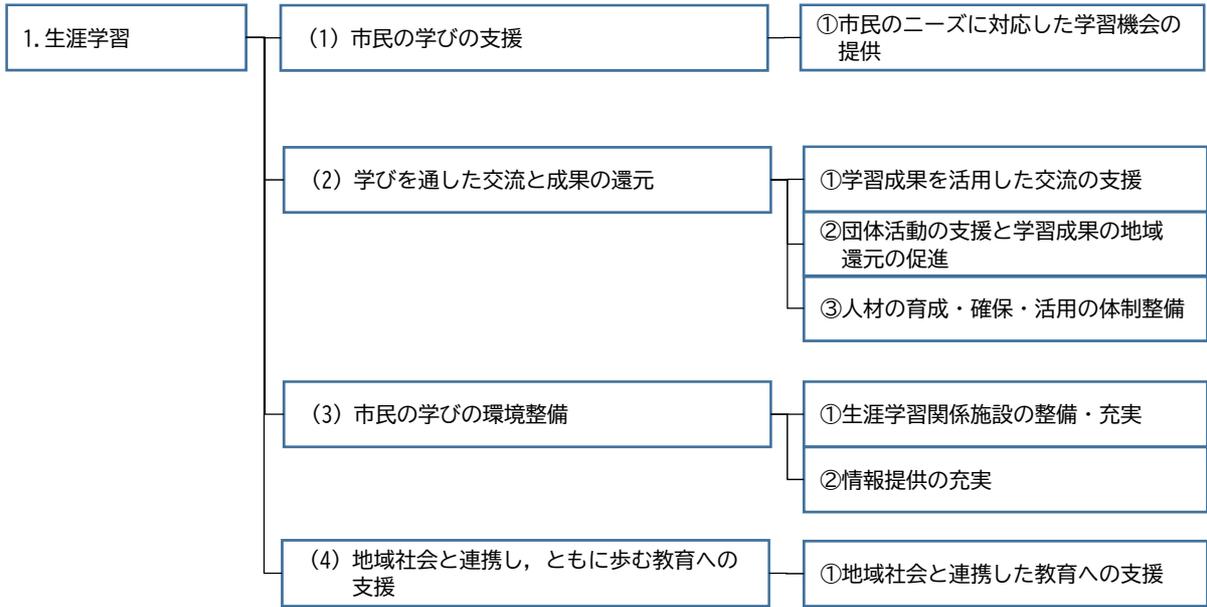


第2章 豊かな心と文化を育むまちづくり

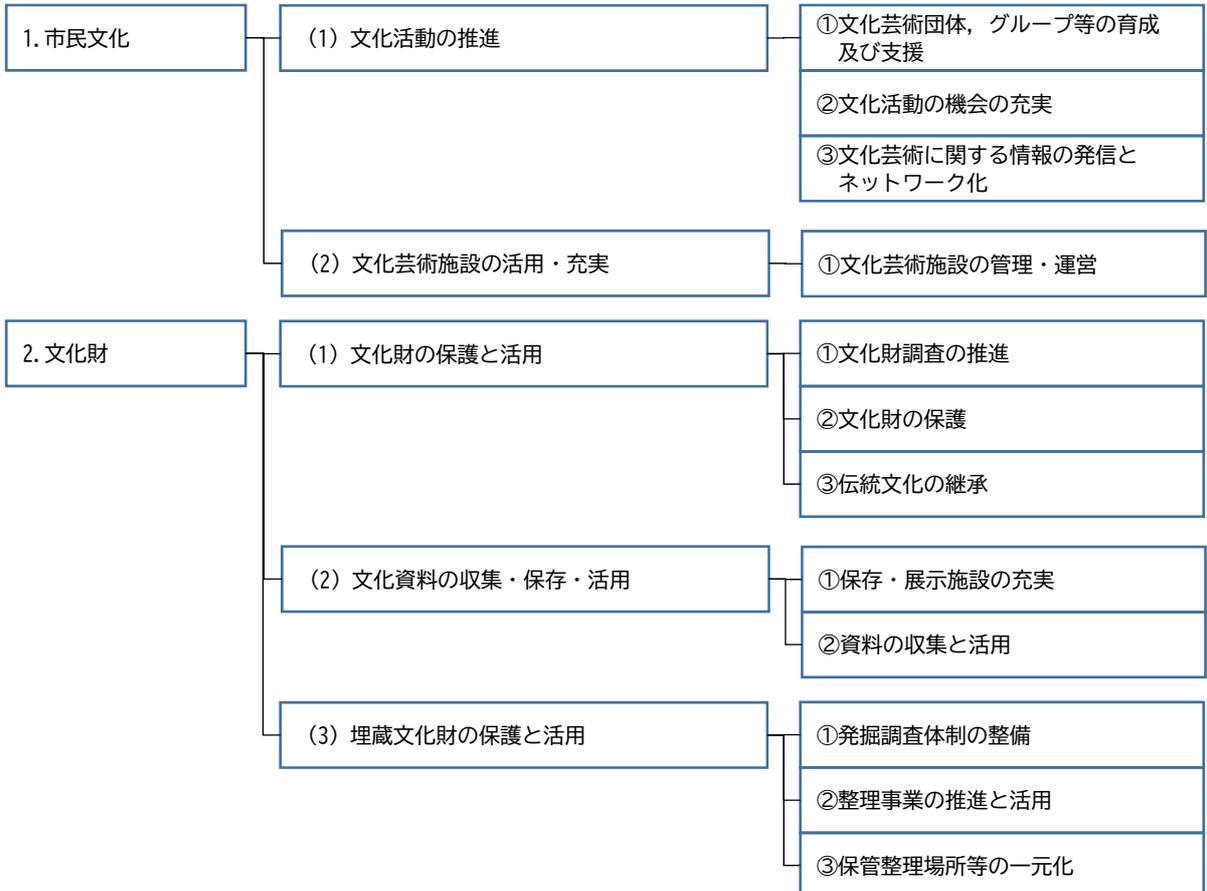
第1節 教育



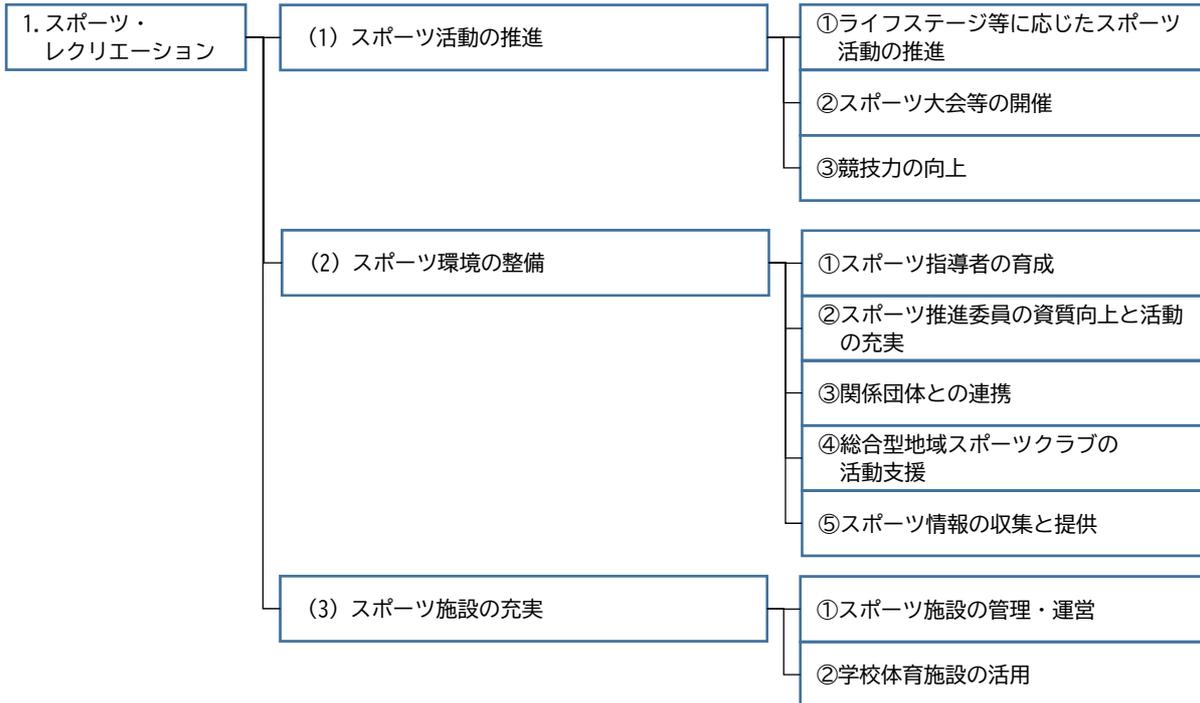
第2節 生涯学習



第3節 文化

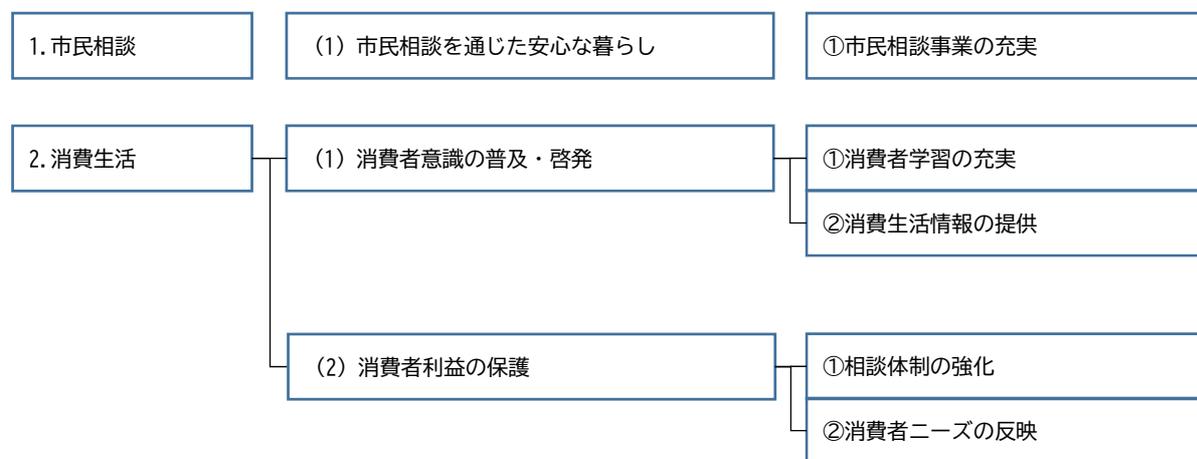


第4節 スポーツ



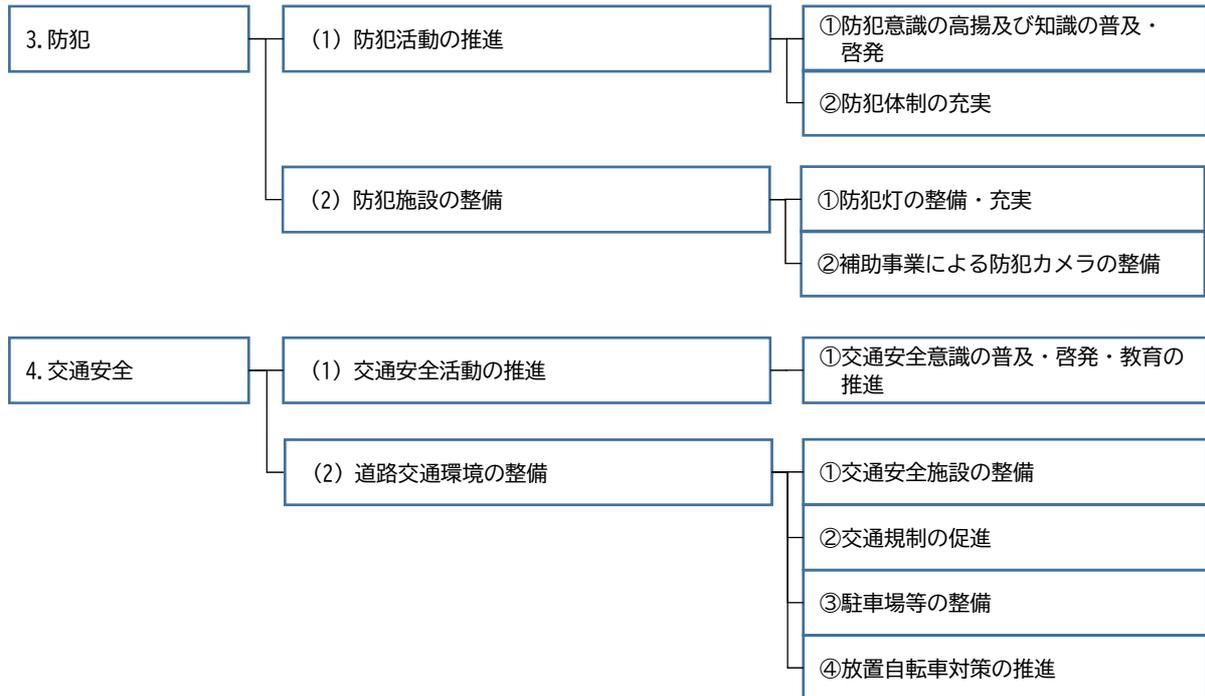
第3章 安心・安全に暮らせるまちづくり

第1節 暮らしの安心

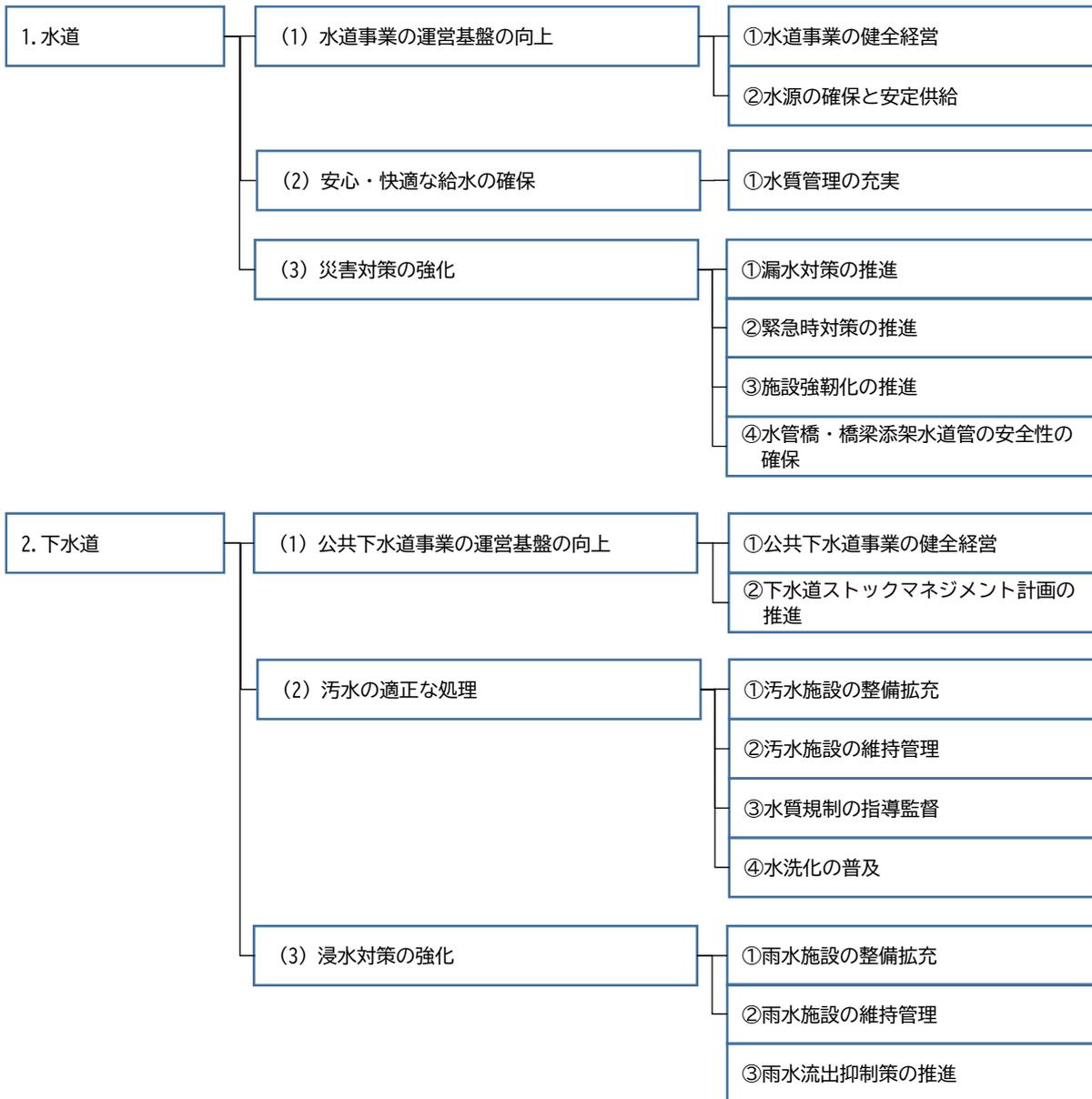


第2節 暮らしの安全





第3節 上下水道

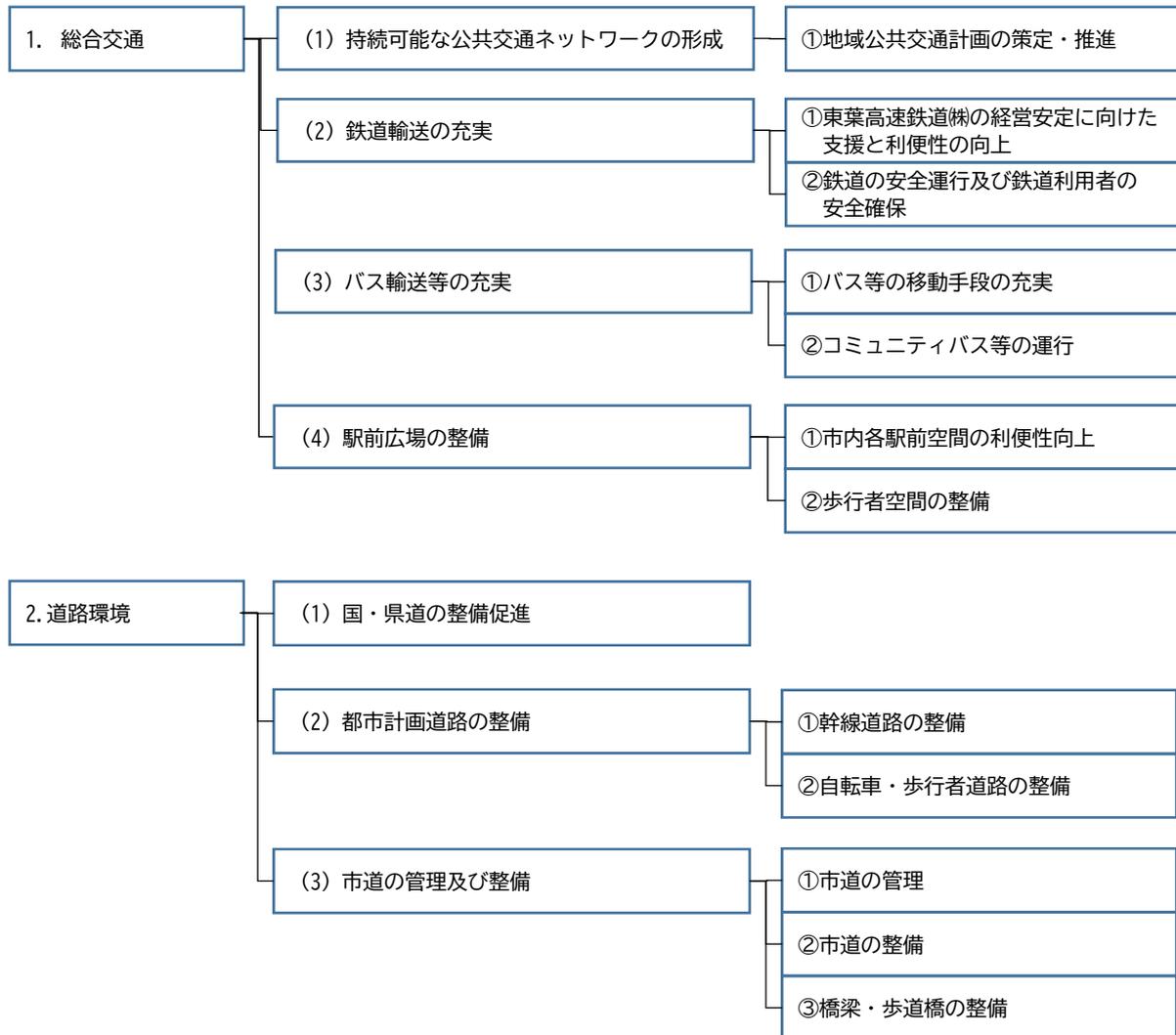


第4章 快適で環境にやさしいまちづくり

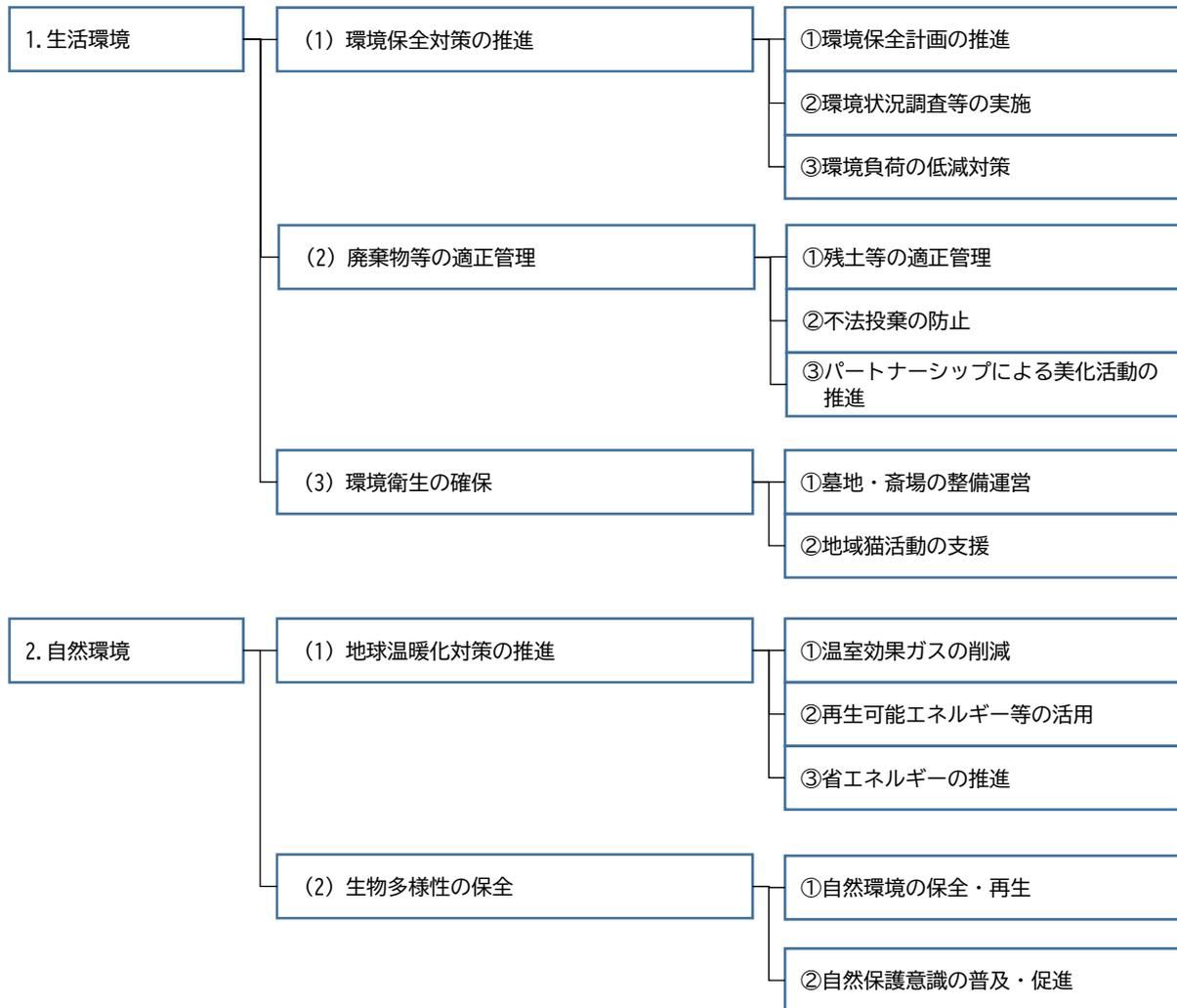
第1節 市街地・住環境の整備



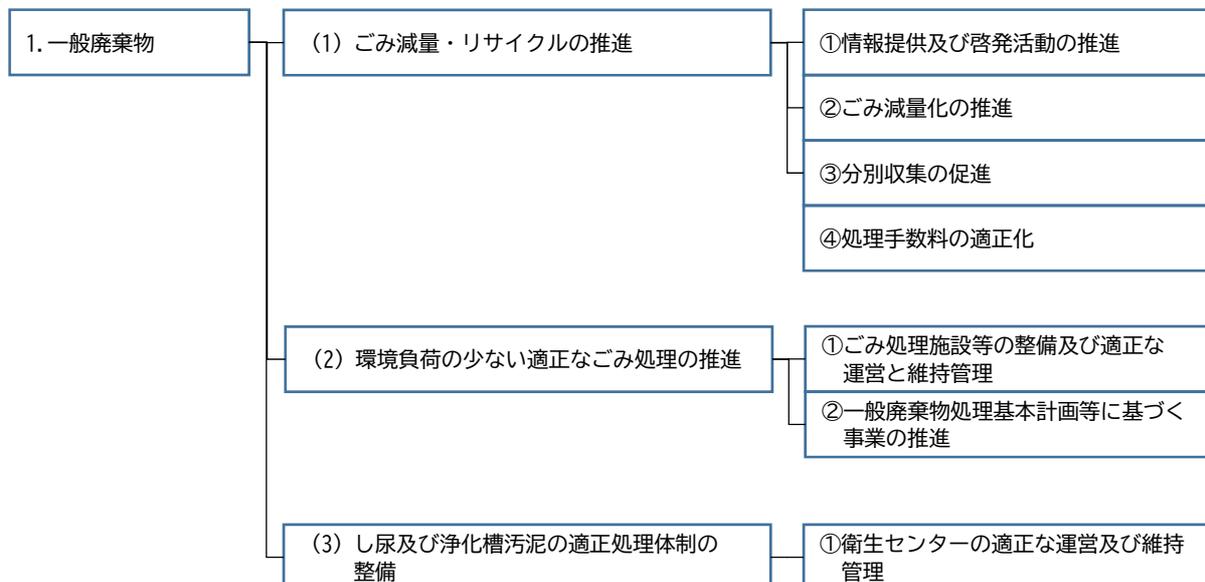
第2節 総合交通・道路環境の整備



第3節 環境との共生・保全

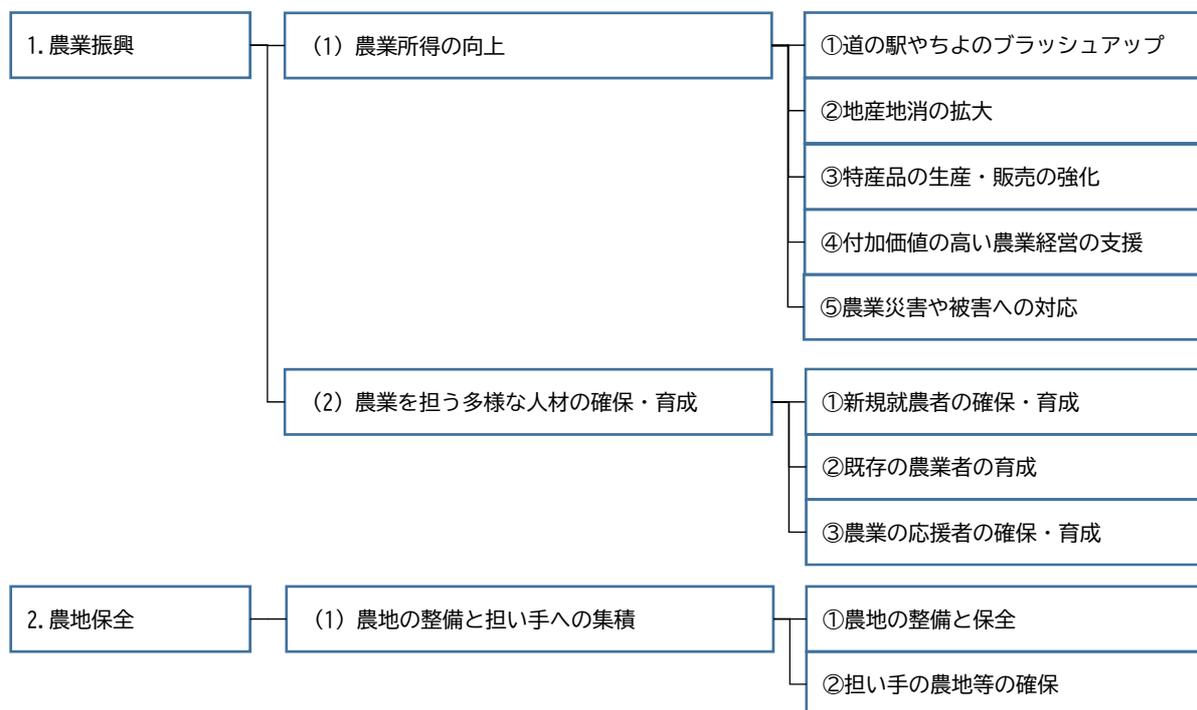


第4節 資源循環型社会

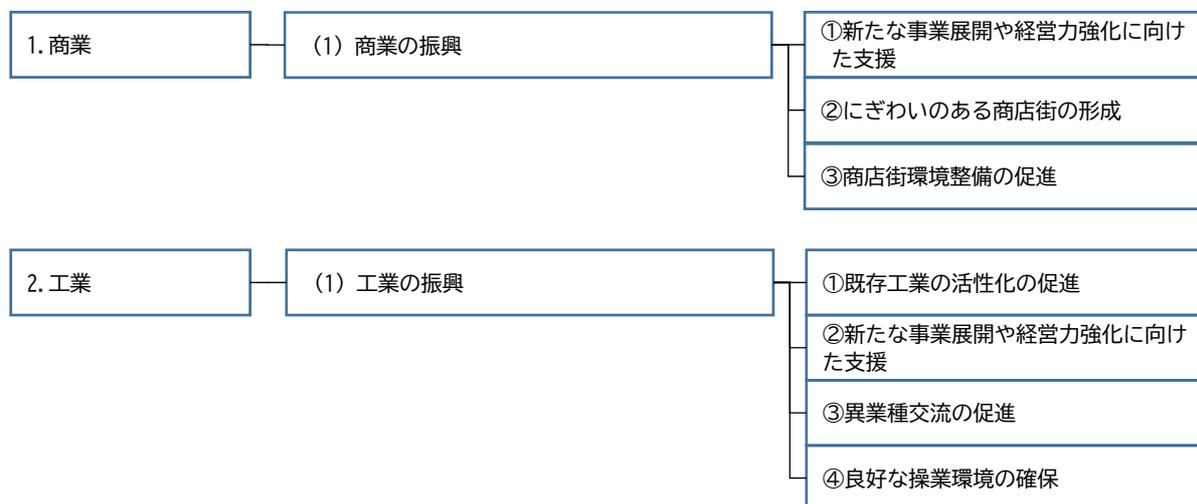


第5章 産業が元気なまちづくり

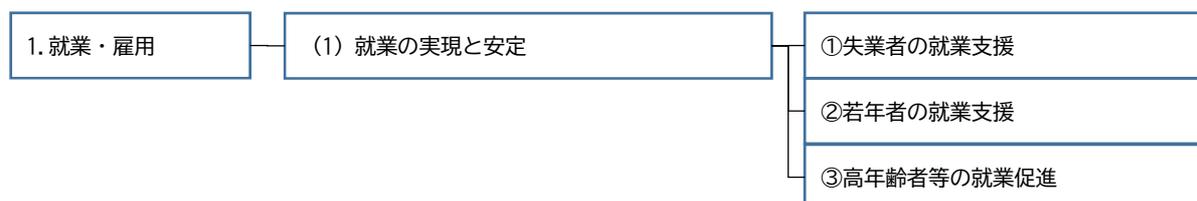
第1節 農業



第2節 商工業



第3節 労働環境



第1章 ともに支え合い健やかで いきいきと過ごせるまちづくり

第1節 子ども・子育て

第2節 地域福祉

第3節 社会保険

第4節 健康



将来のまちの姿

充実した教育・保育環境が整う子育てしやすいまち

現況と課題

- ▶ 近年、子どもの人口は減少傾向にあるものの、女性の社会進出が進むなか、女性就業率が年々上昇し、それに伴う保育ニーズの増加などを要因に、依然として待機児童が生じており、特に1、2歳の低年齢児を中心に待機児童が生じている状況です。
- ▶ このため、保護者の就労状況の変化や待機児童の状況に応じた必要な教育・保育の量を確保することが喫緊の課題であるとともに、教育・保育サービスを希望する人の教育ニーズの高まりを踏まえ、多様なニーズに対応する質の高い教育・保育の提供が求められています。

基本方針

「八千代市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、計画的に保育の受け皿の確保を進めるとともに、単に必要量を確保するだけでなく、教育希望のニーズの高まりも踏まえ、さまざまな手法を検討した上で、効率的かつ効果的な受け皿の確保に努めます。併せて、教育・保育の質の向上を図り、希望する教育・保育が選択できる子育てしやすい環境の整備に取り組みます。

施策内容

1 多様な保育ニーズへの対応

■ 保育の受け皿の確保

- ・受け皿の確保にあたっては、長期的視点に立ち、新たな施設整備は最小限に抑え、公立保育園や幼稚園の預かり保育など既存施設を最大限に活用します。
また、幼稚園の預かり保育等については、就労している人でも利用しやすいように、預かり時間の延長や長期休業中における預かりの拡充に向け、取り組んでいきます。

■ 公立保育園の効果的な活用

- ・公立保育園の効率的かつ持続的な運営を確保するため、利用者の地域的な偏在や待機児童の状況を見極めつつ、定員及び施設配置など公立保育園のあり方の見直しに取り組みます。

2 子どもを育む教育・保育

■ 教育・保育の質の向上

- ・市内の幼稚園と保育園等が連携し、成長段階に応じた幼児教育・保育について、情報共有を図るための機会を提供するとともに、保育士や幼稚園教諭等に研修を行い、人材の資質向上に努めます。
また、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、幼児と児童の交流活動等を推進するほか、国が示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を関係機関と共有し、意見交換を図る場を設置するなど、幼稚園や保育園等と小学校の円滑な接続に努めます。

■ 子どもが豊かに育つ教育の充実

- ・健康で心豊かな子どもを育むために、一人ひとりの子どもの個性を活かし、豊かな育ちを保障する幼児教育の充実に努めます。
また、公立保育園における幼児教育について、市民に分かりやすく伝わる手法を検討するほか、八千代市の実態に即した特色ある幼児教育について調査・研究を行います。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
保育園待機児童数	31人	0人

主な事業

- ▶ 保育園整備事業
- ▶ 幼稚園教育総務事業
- ▶ 保育園運営事業
- ▶ 子ども保育総務事業
- ▶ 民間保育園運営事業
- ▶ 民間保育園整備事業

- 関連する個別計画：第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画



将来のまちの姿

安心して子育てができる環境が整ったまち

現況と課題

- ▶ 近年の少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、地域との関係の希薄化などにより、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。
- ▶ このような時代背景の中で、子どもが心身ともに健やかに成長していくためには、その第一義的責任を負っている親の子育てに対する不安や負担を和らげることがますます重要となっており、必要な情報の発信や相談体制の充実、地域でつながる機会の確保が必要です。
- ▶ また、子どもが安心・安全に過ごせる居場所の確保に加え、異年齢の中で育つ機会の確保が重要となっています。
- ▶ このため、子どもを生み、子育てする喜びが実感できるまちの実現に向け、市民や関係団体と連携し、地域全体で子育てを支える取り組みを充実させていくことが求められています。

基本方針

安心して子育てをするためには、妊娠・出産期から切れ目ない支援を行っていくことが必要です。

このため、子育てで孤立することがないよう保護者同士の交流の機会の提供や相談支援の充実のほか、子育てに関する情報提供の充実、一時預かり事業等の利便性の向上など子育てに対する不安や負担の軽減を図ります。

また、学童保育所や放課後子ども教室をはじめとした多様な子どもの居場所を確保していくなど、本市で子育てしたいと思える事業の展開を目指します。

施策内容

1 切れ目のない子ども・子育て支援の充実

■ 子育て相談と交流事業の充実

- ・母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠・出産・子育て期における切れ目のない支援の充実に取り組むため、子育て世代包括支援センターを設置するとともに、関連機関との連携体制の強化を図ります。
- ・子育てに関するあらゆる悩みや困り事などの総合相談窓口として、18歳未満の子どもとその家庭（妊産婦含む）に対し、関係機関と連携した支援を行うため、子ども家庭総合支援拠点の充実を図ります。
- ・養育支援の必要な家庭の早期発見や子育ての孤立化の防止を図るため、地域子育て支援センターを拠点に各種教室や講座等を実施し、地域とつながる交流の機会を設けるとともに、市民や関係機関とのネットワーク化を図ります。

■ 地域子ども・子育て支援の充実

- ・全ての子育て家庭がそれぞれに合った支援を受けることができるように、一時預かり事業等の多様なサービスの充実に努めます。

■ 子育ての情報提供の充実

- ・メール配信や子育て情報サイトなどの多様な媒体を活用し、見やすさと分かりやすさに配慮した情報を発信することで、子育て家庭が必要な情報を入手しやすい環境を整備します。

■ 母子の健康づくりの推進

- ・安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう、予防接種法に基づく乳幼児、学童、生徒を対象とした各種定期予防接種、母子保健法に基づく各種健康診査や産後ケア事業等を行い、親子の健康増進を図ります。

2 子どもの健やかな成長の促進

■ 放課後児童健全育成事業の充実

- ・就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供できるよう、利用実態等を踏まえ、必要な整備を行います。
- ・整備にあたっては、小学校内での開設を望むニーズが多いことから、子どもの安心・安全を考慮し、まずは小学校の余裕教室の活用を検討した上で、余裕教室の活用が困難な場合には、学校敷地内での設置を検討します。

■ 子どもの遊び場などの居場所づくり

- ・放課後子ども教室や乳幼児親子が自由に過ごせる居場所など、全ての子どもに自分らしく過ごせる居場所を提供できるよう、多種多様な居場所の充実と子どもの自主性や社会性の一層の向上に努めます。

3 子育て家庭の経済的負担の軽減

■ 各種助成や給付による経済的支援

- ・子どもやその保護者が安心・安全に過ごせるよう、子ども医療費の助成やひとり親家庭への給付など、子育て家庭への経済的支援を行います。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
学童保育所待機児童数	134 人	0 人
子育て支援サイト「にこにこ☆元気」閲覧数	4,612 人	7,400 人
子育てしやすいまちと感じている市民の割合	49.9 %	55 %
麻しん風しん混合予防接種(第1期・第2期)の接種率	97.9 %	現状維持

主な事業

- ▶ 学童保育事業
- ▶ 放課後子ども教室推進事業
- ▶ ファミリー・サポート・センター事業
- ▶ 児童一時預かり支援事業
- ▶ 幼稚園教育総務事業
- ▶ すてっぷ21事業
- ▶ 保育園運営事業
- ▶ 子ども医療費助成事業
- ▶ 予防接種事業
- ▶ 母子保健事業

- 関連する個別計画：第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画
八千代市第2次健康まちづくりプラン



将来のまちの姿

全ての子どもや家庭への支援が整い、子どもの人権が守られているまち

現況と課題

- ▶ 本市における児童虐待新規相談件数は、平成27年度は362件でしたが、令和元年度は505件と約1.4倍に増加しています。特に、言葉で脅す、子どもの前でDVがあるなどの心理的虐待の割合が高く、全体の4割以上となっています。
- ▶ 児童虐待の早期発見・再発防止のため、子ども相談センターを子ども家庭総合支援拠点として位置づけ、関係機関との連携強化や地域の見守り等を行い、相談体制の整備を図ったものの、相談件数は増加傾向を続けていることから、児童虐待に係る相談援助体制のさらなる充実強化が重要となっています。
- ▶ 本市のひとり親家庭は、近年増加傾向にあり、その多くは子どもの養育や家事などの日常生活の問題を抱え、経済的に厳しい状況に置かれているとともに、ひとり親家庭の相談体制について、十分に周知が図られていないことが課題となっています。
- ▶ こうした状況を踏まえ、ひとり親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立し、子どもが心身共に健やかに成長できるよう相談体制を整え、福祉、雇用などの多岐にわたる支援をしていくことが求められています。

基本方針

児童虐待の早期発見・再発防止を図るため、関係機関と連携した支援体制を強化するとともに、相談窓口の普及啓発をはじめとした児童虐待防止啓発活動を継続的に実施していきます。

また、ひとり親家庭が、仕事と子育てを両立させ、生活の安定と経済的に自立できる環境を整備するため、関係機関と連携し、相談支援や経済的支援の充実に努めます。

施策内容

1 児童虐待の防止

■ 児童虐待の早期発見から再発防止

- ・要保護児童対策地域協議会を活用した機関連携の仕組みと調整機関の強化に努めます。
- ・児童虐待に関する相談支援や対応が円滑に実施できるよう、職員の専門性を高めるための研修等の工夫を図るなど、相談援助体制の充実強化を図ります。
- ・児童虐待の背景には、養育者の心身の状態、経済問題、子どもの特性など、様々な要因があることを踏まえ、実情を把握し、有効な福祉サービス等の資源につなげます。
- ・子育て世代包括支援センターなどの相談窓口と連携するとともに、体罰・暴言に頼らない具体的な対応に関する子育て講座や広報及びポスター・リーフレット等による広報・啓発を進め、児童虐待の早期発見から再発防止を図ります。

2 ひとり親家庭への支援

■生活の安定と自立支援

- ・日常生活，子育て，就労等の相談に対し，適切なサービスにつなげるため，母子・父子自立支援員が総合的な窓口となって関係機関と連携し支援します。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
児童虐待に関する研修・講習会受講者数	304 人	400 人

主な事業

- ▶ 子ども相談センター事業
- ▶ ひとり親家庭への相談支援

- 関連する個別計画：第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画

第2節 地域福祉

1 地域共生

関連する SDGs



将来のまちの姿

一人ひとりが互いを認め合い、支え合いながら誰もが安心して暮らすまち

現況と課題

- ▶ 少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化，社会を取り巻く環境が大きく変化する中で，家族や近隣住民・地域で支え合う力が弱まり，また，一人ひとりの価値観の多様化，プライバシーの配慮など，身近な地域での交流や結びつきが希薄になっています。
- ▶ このことは，ある意味では自由な生活をもたらしたといえますが，一方では高齢者のひとり暮らし世帯の増加や孤独死，社会からの孤立などの新たな社会問題を生じさせています。
- ▶ このため，子どもから高齢者まで，年齢や障害の有無に関わらず，市民の誰もが住み慣れた地域で心豊かに生活できるようにするために，行政，地域住民，ボランティアなどが連携し，各々の役割を認識しながら地域づくりに取り組むことが必要となっています。

基本方針

市民一人ひとりが家庭や地域社会の中で，年齢や障害の有無にかかわらず，人としての尊厳を持ち，住み慣れた地域で，安心して生活が送れるよう，行政のみならず地域住民やボランティア，地域団体などとの連携により，支え合い助け合える温かみとふれあいのある地域づくりを総合的に推進します。

施策内容

1 人材・団体等の育成と活動支援

■ 人材・団体等の育成

- ・活動団体の講演会や各行事等の機会をとおして、地域福祉の普及・啓発に努めるとともに、ボランティア育成講座等の充実を図り、福祉サービスを担う人材の育成・確保に努めます。

■ 福祉団体の活動支援

- ・社会福祉協議会をはじめとする各種社会福祉法人、ボランティア団体等の活動を支援します。

2 地域福祉のネットワーク化

■ 地域協力体制づくり

- ・家庭、学校、地域社会・住民などに対し、講演会や各種行事等の機会を通じて、地域福祉の理解を高めながら、相互の支え合いにより地域力の強化や地域の課題を地域で受け止めるための協力体制づくりを推進します。

■ 地域住民・団体のネットワーク化の促進

- ・地域の担い手として期待されるボランティア団体やNPO法人のネットワーク化を促進し、地域に根ざした福祉サービスの提供に努めます。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
福祉ボランティア登録数	2,969	3,130
ボランティア・地域活動への参加の割合	24.9%	30.0%

主な事業

- ▶ 厚生総務事業
- ▶ 保健衛生総務事業
- ▶ 社会福祉協議会運営補助事業
- ▶ 福祉センター運営管理事業
- ▶ ふれあいプラザ運営管理事業
- ▶ 地域共生社会構築事業

- 関連する個別計画：八千代市地域福祉計画



将来のまちの姿

障害の有無にかかわらず、一人ひとりが互いに自主性や主体性を尊重し、住み慣れた地域で安心して暮らすまち

現況と課題

- ▶ 本市の身体・知的・精神の障害者手帳所持者は増加傾向にあることに加え、発達障害や高次脳機能障害、難病に起因する障害がある人に対する支援も求められています。
- ▶ また、障害の重度化・重複化、障害者や家族の高齢化が進んでいることから、障害の原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見・治療により、出生から高齢期に至る健康保持・増進等を図るとともに、必要ときに必要な支援が受けられるよう、総合的な保健福祉サービスの提供が必要となっています。
- ▶ 親亡き後も見据えつつ、すべての障害者等が個人として尊重され、社会を構成する一員として、社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に参加する機会が確保され、地域社会の中で人々と共生し、その人らしく暮らせるよう、障害福祉サービス等の充実や、自己決定、自己実現を支援することや、権利を擁護するための仕組みが必要です。

基本方針

障害者やその家族が地域社会の中で人々と共生しながら、住み慣れた地域で安心してともに暮らし社会に参加していくことを目標に、障害のある人の自己決定・自己実現を支援するとともに、障害のある人に対する理解を促進し、虐待防止や差別の解消、権利擁護、情報保障のための取組、障害福祉サービス等や相談支援体制の充実を推進します。

施策内容

1 障害の発生予防・早期受診、治療

■ 発生予防・早期発見

- ・健康診断の実施等、障害の予防や早期発見に努めます。また、障害児については、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査後の関係機関への連携を行います。

■ 心の健康づくり

- ・誰もが心の健康の大切さを正しく理解し、心の健康づくりのための適切な行動や対応が取れるよう普及啓発を推進します。

■ 治療・療育体制の充実

- ・医療機関など関係機関との連携のもとに、リハビリテーション体制、地域医療体制の充実に努めます。
- ・障害児に対する外来・巡回相談などの充実に努めます。また、障害児に適切な支援ができるよう、通所支援機能、地域支援機能、相談支援機能の3つを大きな柱として、児童発達支援センターの施設機能の充実を図ります。

2 障害者（児）福祉サービスの充実

■ 相談・支援体制の充実

- ・障害者（児）やその家族が必要な障害福祉サービス等を選択し、地域で安心して暮らせるよう、相談・支援体制を充実します。
- ・相談・支援体制の充実のため、関係機関と連携を図ります。

■ 生活の場の確保・支援

- ・障害者の重度化・高齢化、親の高齢化などに対応するため、地域生活支援拠点等の整備を進めます。
- ・誰もが住み慣れた地域で暮らせるよう、障害の特性に応じた住居を確保するため、グループホームの整備を支援します。
- ・災害時の障害者等の支援のため、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、福祉避難所の確保を図ります。
- ・重度重複障害者や医療的ケアが必要な方などの地域生活を支えるための体制の整備を図ります。

■ 障害者団体への支援

- ・障害者団体の活動を支援するとともに、障害者団体が利用できる場の充実に努めます。

3 社会参加の促進

■ 雇用・就労の促進

- ・ハローワークや関係部署と連携を図りながら、障害者の就労を促進します。また、障害者のある方の就労件数が増えるよう、障害者の障害福祉サービス利用の支援や事業所との連携を行います。
- ・チャレンジドオフィスやちよで就労の実務経験を積み、一般就労へ進むための支援をします。

■ ライフステージに応じた支援

- ・ライフステージを通じた支援を行うための情報ツールであるライフサポートファイルの活用を進め、障害者（児）のすべてのライフステージに応じて切れ目のない支援を行います。

■ 障害者（児）に対する理解の促進

- ・障害者（児）の人権を擁護し、偏見、差別のない社会づくりに努めます。
- ・八千代市手話言語の理解及び普及並びに障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例により、障害者のコミュニケーション手段の理解促進等を図ります。
- ・障害のあるなしにかかわらず、参加できる交流の機会を増やします。また、障害者福祉に関する広報や情報提供を充実させ、障害のある人への理解を促進します。
- ・日常生活のあらゆる分野におけるユニバーサルデザイン化を推進します。
- ・障害者差別解消法の周知や、虐待の防止などの権利擁護に係る体制の整備に努めます。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
地域生活支援拠点等の数	0 か所	3 か所
グループホームの利用者数	96 人	150 人
福祉避難所の協定締結数	8 事業所	11 事業所
就労移行支援事業所等を利用して一般就労した方の数	41 人	53 人
外来児童利用者数	4,404 人	4,914 人
保育所等訪問支援事業支援児童数	124 人	288 人

主な事業

- ▶ 障害者自立支援事業
- ▶ 障害者援護事業
- ▶ 障害児通所等支援事業
- ▶ 児童発達支援センター等整備事業

- 関連する個別計画：八千代市第5次障害者計画
八千代市第6期障害福祉計画 / 八千代市第2期障害児福祉計画



将来のまちの姿

高齢者が生涯にわたり健やかで安心した生活を送るまち

現況と課題

- ▶ 本市の高齢化率は、令和2（2020）年3月末時点で25%となっており、今後ますます高齢化の進展が予想される中で、高齢の単身世帯や高齢者のみの世帯の増加が見込まれるため、保健・医療・福祉の各サービスを総合的に推進し、高齢者が安心して生活することができる地域を築くことが必要になります。
- ▶ また、元気な高齢者の知識と経験を活かした就労機会の確保や、地域社会の支え手として活躍できる場の確保並びに生涯学習の充実による学びなど、生きがいを持って暮らせる環境づくりを推進する必要があります。

基本方針

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく、安心して、豊かな生活を送れるまちを、すべての世代の市民とともに支え合いながら作り上げることを目指すとともに、介護保険事業と連携し、保健・医療・福祉における各サービスの総合的な支援を推進します。

施策内容

1 高齢者福祉サービス

■ 保健福祉サービスの充実

- ・介護予防・生活支援・家族介護支援のサービスを充実し、高齢者が安心して住み慣れた地域で生活できるよう支援します。

2 生きがい対策の推進

■ 社会参加の促進

- ・高齢者の知識や経験を活かす、シルバー人材センターや老人クラブの活動を支援します。
- ・「ふれあい大学校」を開催し、高齢者の学ぶ機会の充実を図ります。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
高齢者福祉サービスが充実していると感じる比率	25.5 %	30 %
趣味やボランティア等の地域の会やグループ等に 参加している高齢者の割合	17.8 %	20 %

主な事業

- ▶ 在宅福祉サービス事業 ▶ 生きがい対策事業

- 関連する個別計画：八千代市高齢者保健福祉計画



将来のまちの姿

生活に困っている人が必要な支援を受けることができ、自立し安定した生活を送るまち

現況と課題

- ▶ 令和2(2020)年に世界中で蔓延した新型コロナウイルス感染症は、社会経済に甚大な影響をもたらし、低所得者世帯が生活困窮に至るリスクが高まっています。
- ▶ また、生活保護受給世帯のうち、世帯主が出身世帯においても生活保護を受給していた世帯は少なくなく、いわゆる「貧困の連鎖」も看過できない状況です。
- ▶ 平成27(2015)年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」により、生活保護に至る前段階での生活困窮者に対して自立相談支援や住居確保給付金の支給などの支援を実施しているところですが、今後も生活保護事業との連携はもとより、多種多様な課題を抱える生活困窮者それぞれの状況に応じた適切な支援が求められています。

基本方針

生活困窮者の安定した生活と自立を支援するとともに、「貧困の連鎖」を防ぐ観点から、低所得者世帯の子どもたちへの就学支援の充実を図ります。

また、多種多様な課題を抱える生活困窮者の状況に応じ、就労に向けた支援や必要な各種福祉分野につなげる相談支援体制に努めます。

施策内容

1 自立の支援

■ 相談助言の充実

- ・多種多様な課題を抱える生活困窮者からの相談に対し、各種支援施策の情報提供や助言に努めます。

■ 就労の支援

- ・就労可能な生活困窮者の求職相談に応じ、職業安定所等との連携による就労支援に努めるとともに、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、一定期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■ 家庭・就学への支援

- ・子どものいる生活困窮世帯に対し、家庭生活の支援や学習の支援を行い、貧困の連鎖の防止に努めます。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
就労支援を受けて就労・増収した生活保護受給者の割合	40.0 %	46 %
学習支援を受けて高校等へ進学した生徒の割合	100%	現状維持
学習支援を受けて高校等で学習を継続している学生の割合	100%	現状維持

主な事業

- ▶ 生活保護事業
- ▶ 生活困窮者自立支援事業



将来のまちの姿

持続可能な医療保険制度によって、被保険者が健康に暮らすまち

現況と課題

- ▶ 国民健康保険事業は、制度の構造的な課題として、加入者の年齢構成が高く医療費水準が高いという面を持つ一方、所得水準が低く脆弱な財政基盤となっていることから、持続可能な医療保険制度の確立を図るため、平成 30 年度から、都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うこととなり、市町村は、資格管理・保険給付の決定、保険料の賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなりました。
- ▶ このため、市民の健康生活の向上と医療費抑制の観点から、疾病の早期発見や重症化予防のための取組を保健・医療・福祉の各分野と連携して推進していく必要があります。
- ▶ また、75 歳以上の高齢者等が加入する後期高齢者医療制度については、千葉県後期高齢者医療広域連合と連携し、適正な運営に努める必要があります。

基本方針

国民健康保険・後期高齢者医療制度の適正な運営に努めるとともに、被保険者の健康の保持・増進のために、保健・医療・福祉との連携による予防医療を中心とした保健事業の充実を図ります。

施策内容

1 適正な制度運営

■ 医療費適正化対策の推進

- ・レセプト点検による資格の有無，重複請求，算定誤りなどの確認を行い，また，第三者行為による事故などに対する損害賠償と保険給付の調整を図り，医療費の適正化事務の強化に努めます。

■ 収納率向上対策の推進

- ・保険料の収納率向上のため，口座振替の推進など納付環境の整備や収納体制の充実に努めます。

2 保健事業の推進

- ・疾病予防・早期発見による重症化の防止及び保健事業の推進に努めます。また，人間ドック・特定健康診査等の受診率の向上や保健・医療・福祉と連携した事業推進を図ります。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
国民健康保険料収納率	90.30 %	93.02 %
特定健康診査受診率	30.6 %	36 %

主な事業

- ▶ 医療費適正化特別対策事業
- ▶ 後期高齢者医療保険料徴収事業
- ▶ 特定健康診査・特定保健指導事業
- ▶ 短期人間ドック助成事業
- ▶ 健康増進事業
- ▶ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

- 関連する個別計画：第2期八千代市保健事業実施計画（データヘルス計画）
第3期八千代市国民健康保険特定健康診査等実施計画



将来のまちの姿

高齢者が住み慣れた地域でその人らしい自立した生活を送るまち

現況と課題

- ▶ 今後、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年、更に団塊ジュニアが65歳を迎える2040年に向け、高齢の単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、認知症の方の増加など、更に介護サービスの需要が増加、多様化すると予測される一方、総人口・現役世代の人口減少が顕著となり、市内の高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要となっています。
- ▶ また、医療や福祉、地域ボランティアなど多様な社会資源を結びつけ、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進する必要があります。

基本方針

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその能力に応じ自立した日常生活を送れるよう、介護(予防)サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業を推進し、地域包括ケアシステムの構築を図ります。

施策内容

1 保険サービスの充実

■ 実施体制の整備

- ・介護保険法に基づき、本市の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する事項などを定める介護保険事業計画を3年ごとに策定します。
- ・要支援・要介護認定者及び介護サービス事業所等の増加並びに介護保険の制度改正等に対し、事業を適正に実施するために必要な体制を計画的に整備します。

■ 介護(予防)サービスの充実

- ・介護保険サービス事業者への実施指導や介護相談員の派遣等を行うことにより、介護(予防)サービスの適正化及び質の向上を図ります。

■ 施設整備への助成

- ・介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスに係る施設整備へ助成します。

2 保険財政の健全運営

■ 財政運営の適正化

- ・第1号被保険者の保険料の均衡を図るため、介護保険法に基づいて3年ごとに保険料を見直します。
- ・介護(予防)給付の請求に対する点検などにより、給付の適正化に努めます。
- ・口座振替利用の推進などによる収納率の向上に努めます。

■ 広報活動の推進

- ・ 広報やホームページなどを通じて、介護保険制度や保険給付の内容についての周知と情報の提供に努めます。

③ 地域支援事業の推進

■ 介護予防の推進

- ・ 高齢者が要介護状態等となることを予防するため、介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。

■ 地域包括支援センターの機能強化

- ・ 地域包括支援センターに適正な人員を配置するとともに、市の後方支援機能を高め、保健・医療・福祉サービスを始めとする制度の利用につなげる総合的な窓口機能の充実を図ります。

■ 在宅医療・介護連携体制の推進

- ・ 医療・介護に携わる関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供する体制を構築するため、推進会議や研修会を開催します。

■ 生活支援体制の整備

- ・ 介護予防の取組や生活支援サービス体制の推進のため、ボランティア、NPO法人、社会福祉法人などと連携し、生活支援コーディネーターの配置や担い手の養成を行います。

■ 認知症施策の推進

- ・ 認知症の方が暮らしやすい地域づくりを推進するため、認知症に関する正しい知識と理解を深める啓発を行うとともに、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームによる支援を行います。

■ 地域ケア会議の推進

- ・ 高齢者の介護予防・重度化防止を図るため、医療・介護に関わる専門職などによる地域ケア会議を推進します。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
利用している介護サービスに不満がない人の割合	24.4 %	30.0 %
介護保険料収納率(普通徴収)	89.1 %	90.0 %
地域包括支援センターの認知度	42.5 %	50.0 %

主な事業

- ▶ 地域密着型施設整備事業
- ▶ 在宅医療・介護連携推進事業
- ▶ 認知症総合支援事業
- ▶ 地域包括支援センター運営事業
- ▶ 生活支援体制整備事業
- ▶ 地域ケア会議推進事業

- 関連する個別計画：八千代市高齢者保健福祉計画（第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画）



将来のまちの姿

市民一人ひとりが、世代間の支え合いという考えのもと年金制度に加入し、将来の安定した生活基盤を築くまち

現況と課題

- ▶ 国民年金は、長い老後の生活において基礎的な部分を生涯にわたり保障することと、万一の事故・病気または遺族となった時の保障制度として必要不可欠な制度です。
- ▶ 少子高齢化が進行し、中長期的には現役世代の人口減少が見込まれる中で、近年、働き方の多様化や就労期間の拡大に応じた年金制度の改正が行われ、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図っていくこととされました。
- ▶ 今後、年金制度改革の動向を踏まえつつ、制度を維持するうえで、制度の理解周知とともに、国民年金未加入と保険料未納への対策をさらに推進する必要があります。

基本方針

国民共通の基礎年金制度の理念のもと、加入対策を推進するとともに、学生納付特例制度、若年者納付猶予制度、免除制度等の周知を図り、市民の受給権の確保につなげます。

施策内容

1 加入の推進・収納の支援

■ 加入対策の推進

- ・窓口での勧奨や情報提供を通して、未加入者の解消に努めます。

■ 保険料収納対策の支援

- ・窓口での納付勧奨及び学生納付特例制度、若年者納付猶予制度、免除制度の周知を図り、未納者及び無年金者の解消に努めます。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
国民年金保険料現年度納付率	69.9%	74.0%

主な事業

- ▶ 基礎福祉年金事業



将来のまちの姿

誰もが命を大切にし、健康づくりに主体的に取り組み、いきいきとした生活を送るまち

現況と課題

- ▶ 人口減少と少子高齢化が進む中、地域の活力の維持・向上を図るためには、高齢者世代を含め、より多くの市民が意欲や能力に応じて、社会の担い手としてより長く活躍できる環境整備を進めることが必要であり、その土台として、疾病の予防や健康づくりを強化し、健康寿命の延伸を図ることが求められています。
- ▶ 特に、がんや循環器疾患などの生活習慣に起因する疾病は、本市における死因の約7割を占めるなど、医療費への影響も大きく、生活習慣病の予防と重症化予防への対策は不可欠です。
- ▶ また、健康への関心が高い人と無関心な人の健康格差は大きな課題であり、自然に健康になれる環境づくりや行動変容を促す仕掛けなど新たな手法を活用し、健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進が求められています。
- ▶ あわせて、ストレス対処などのこころの健康づくりのほか、経済格差など様々な社会的要因が重なることによって起こる自殺を防ぐための対策は、「生きることの包括的支援」として市が取り組むべき課題となっています。
- ▶ さらに、新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症の発生をきっかけに、一人ひとりが基本的な感染症対策を行うことの重要性が再認識されており、継続的な感染予防の取組が求められています。

基本方針

生涯にわたり健康で心豊かな暮らしを支えるために、健康的な生活習慣の取組を支援し、一人ひとりの健康課題に応じた主体的な健康づくりを推進するとともに、健康診査やがん検診、予防接種、健康相談等の充実を図るほか、新たな感染症などの健康危機への対応に努めます。

また、市民と地域、行政・関係機関等が協力し相互に支え合いながら、地域社会全体で市民の健康を守る環境づくりを推進します。

併せて、保健・医療・福祉・教育・労働その他の関連施策との有機的な連携を図りながら、市民一人ひとりが命を大切に「誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり」を進めます。

施策内容

1 健康づくりの推進

■ 健康的な生活習慣の取組支援

- ・市民が健康づくりに関する知識や情報を得るとともに、自らの生活習慣を振り返る機会をもつことにより、各々の健康課題に気づき、健康に良い生活習慣の実践につながるよう、健康相談（保健指導）、健康講座、健診（検診）などを通じて支援します。

■ 健康づくりを支える環境整備

- ・健康づくりのための活動を行う人材の育成・支援を行うなど、市民と地域、行政・関係機関等が連携し、地域社会全体で市民の健康を守る環境づくりを推進します。

■ いのち支える自殺対策

- ・八千代市いのち支えるまちづくりプランに基づき、悩みに気づける人材の育成、住民への啓発と周知、生きることへの促進要因への支援（居場所づくりの推進）などに取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり」の実現をめざします。

2 疾病対策の推進

■ 各種がん検診及び生活習慣病対策

- ・検診（健診）の有効性に基づき、より精度の高い検診（健診）の実施に努めます。
- ・検診（健診）を受けることにより、生活習慣病の予備軍や生活習慣病を早期発見し、特定保健指導による生活習慣の改善や適切な治療につながるよう努めます。

■ 感染症対策

- ・感染症に対する定期予防接種の接種率の向上を図るとともに、健康福祉センター(保健所)や関係機関と連携のもと、結核、エイズ、狂犬病等の感染予防の普及・啓発に努めます。
- ・新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症に関しては、「感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）」や「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく国・県の対策を踏まえて感染予防の普及・啓発に努めます。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
自分が健康だと感じている市民の割合	72.5 %	80 %
65歳平均自立期間	男性 18.22年 女性 21.13年 (平成28年度)	延伸
ゲートキーパー養成講座修了者数	100人	400人
定期的に健康診断・健康診査を受けたり人間ドックを利用する市民の割合	62.7 %	70 %

主な事業

- ▶ 成人保健事業
- ▶ 健康づくり推進事業
- ▶ 地域自殺対策事業
- ▶ 狂犬病予防等対策事業

- 関連する個別計画：八千代市第2次健康まちづくりプラン
八千代市いのち支えるまちづくりプラン
八千代市高齢者保健福祉計画
第2期八千代市保健事業実施計画（データヘルス計画）
八千代市新型インフルエンザ等対策行動計画



将来のまちの姿

充実した救急医療体制と地域における切れ目のない医療の提供により、誰もが安心して暮らすまち

現況と課題

- ▶ 高齢化の進展に伴い、今後、疾病構造が変化し、慢性疾患の患者や介護が必要な高齢者が増え、医療や介護依存度が高い人でも在宅療養を必要とする人の増加が予想されており、地域において切れ目のない医療の提供を行うことが求められています。
- ▶ 地域医療支援病院である東京女子医科大学附属八千代医療センター（以下「八千代医療センター」という。）を中心に、地域の医療機関と連携し、それぞれの役割に応じた地域医療体制を継続するとともに、市民に周知することで、医療資源の効率的かつ有効な活用を図っています。
- ▶ 質の高い医療体制を構築するため、新たに看護学部が設置された秀明大学において看護師の養成に取り組んでいますが、未だ看護師の充足には至っていない状況にあります。
- ▶ 救急医療では、医師会、歯科医師会、八千代医療センターの協力を得ながら、夜間休日の救急医療体制を構築しています。小児の救急医療体制については、八千代医療センターにおいて初期救急から三次救急まで、病状の程度にかかわらず一か所で診療することができる体制を構築しており、子どもを安心して育てることができる環境を整えています。今後もこの救急医療体制を安定的に継続していく必要があります。

基本方針

充実した質の高い医療体制が構築できるよう、看護師の充足を図る方策を関係機関と検討し、地域において切れ目のない医療の提供に努めます。

また、安心した暮らしを支えるため、引き続き、救急医療の中核を担う八千代医療センターに支援を行うとともに、関係機関との連携強化を図りながら、今後も救急医療体制を安定的に継続できるよう努めます。

施策内容

1 地域医療体制の充実

■ 地域医療連携の推進

- ・八千代医療センターを中核に、地域医療機関と連携したそれぞれの役割に応じた地域医療体制を継続し、切れ目のない医療の提供を図ります。

■ 看護師の確保

- ・看護師の充足を図る方策を関係機関とともに検討し、実施していきます。

2 救急医療体制の継続

- ・救急医療の中核を担う八千代医療センターを支援し、地域医療機関・関係団体の協力を得ながら、救急医療体制を安定的に継続していきます。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
地域医療体制が整っていると感じている市民の割合	52.4 %	55 %

主な事業

- ▶ 地域医療対策事業

第2章 豊かな心と文化を育む まちづくり

第1節 教育

第2節 生涯学習

第3節 文化

第4節 スポーツ



将来のまちの姿

安心安全に学べる環境が整い、持続可能な社会の創り手となる子どもたちが育つまち

現況と課題

- ▶ 小中学校の児童生徒数は、緑が丘西地区で大きく増加している一方、先行して市街化した地域では、横ばい・減少傾向にあり、地域による二極化が進んでいます。また、人口急増期に建設した小中学校の校舎や体育館、給食施設の老朽化が進行しています。そのため、これらへの対応として、学校規模の適正化、学校施設等の改修等が必要となっています。
- ▶ 教育の現場では、新学習指導要領において、子どもたちに求められる資質・能力を社会と共有し連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること、知識の理解の質を更に高め確かな学力を育成すること、道徳教育の充実、体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により豊かな心や健やかな体を育成することが示されています。また、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけられ、全ての教科等において情報技術を適切に活用した学習活動の充実が求められています。さらには、「持続可能な社会の創り手」の育成も掲げられており、各教科等においても、関連する内容が盛り込まれるなど、「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進が求められています。

基本方針

通学区域を見直し小中学校の規模の適正化を図るとともに、教育的及び全市民的な観点から小中学校の適正配置を検討します。また、老朽化が進んだ学校施設等の改修等を進めます。

教育内容や相談・支援体制などを充実させるとともに、「ESD(持続可能な開発のための教育)」を推進し、子どもたちのよさや可能性を引き出し伸ばす教育、持続可能な社会の創り手を育てる教育に取り組みます。

体育・健康・食に関する指導・教育を充実させることで、心身の健康を保持・増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育てます。

施策内容

1 安心安全な教育環境の整備

■ 学校の適正配置

- ・ 地域における宅地等の開発状況及び児童生徒数の動向を把握しながら、通学区域の見直しなどを慎重に検討し学校規模の適正化を図るとともに、教育的及び全市民的な観点から義務教育学校等の設立を検討し、小中一貫教育を推進します。

■ 学校教育施設の改修・整備等

- ・ 老朽化が進む学校教育施設の長寿命化、改修、更新等を推進します。

■ 就学困難児童生徒の支援

- ・ 経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に必要な援助を行います。

2 教育内容の充実

■ ESDの推進

- ・「誰一人取り残さない」という考えのもと、SDGsが掲げる17の目標を教育課程に取り入れ、教科横断的な視点をもった教育を全小中学校において行います。また、持続可能な社会の構築の視点から、児童生徒一人ひとりが現代社会における様々な問題を自らの問題として主体的に取り組める学校を目指します。

■ 教職員の資質向上と学級経営の充実

- ・教職員の資質向上を図るため、各種研修を充実させます。
- ・ICT機器研修を実施し、教職員のICT機器の活用能力を高めます。
- ・初若年教員に対しては、千葉県・千葉市教員等育成指標に対応した研修を充実させることで授業づくり及び学級づくりの実践力を高めます。

■ 国際教育・外国語教育の充実

- ・国際理解を重視し、グローバル社会に対応した国際教育と先進的な外国語教育を推進します。
- ・八千代市独自のカリキュラムとして、小学校1・2年生の学習において、外国語を学ぶ「言語活動科」を特設します。
- ・コミュニケーション能力の育成を図るため、小中学校に外国語指導助手（ALT）を派遣し、英語の基礎・基本や多文化について学ぶとともに、イマージョン教育により体験的に言語の理解を深めます。

■ ICT活用の推進

- ・GIGAスクール構想に基づき、児童生徒の情報活用能力を育成します。
- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向け、ICT機器を適切に活用した授業改善を進めます。
- ・ICTの活用による校務の効率化、負担軽減を図り、教員が児童生徒と向き合う時間を確保し、教育の質の向上につなげます。
- ・ICTの活用により、休校等の緊急時でも児童生徒の学びを保障できる環境の整備を進めます。

■ 豊かなこころの育成推進

- ・道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に捉え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成します。
- ・自他を尊重し合い、いじめや差別を許さない人権教育を進めます。
- ・集団宿泊活動や自然体験活動などを通じて、児童の豊かな情操及び社会性を育てます。

■ 郷土愛を育む教育の充実

- ・本市や千葉県の自然や歴史、文化、産業、ゆかりの人物に関する学習を通じて、郷土への誇りや愛着を深めます。また、過去から受け継がれてきた文化等を未来につなげ、より良い郷土にしていこうという想いを育みます。

■ 生徒指導と教育相談の充実

- ・学校と家庭・地域社会・関係機関との連携を深め、「積極的な生徒指導」を進めます。
- ・「八千代市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図り、いじめの根絶を目指します。
- ・適応支援センターの効果的な運営により、不登校児童生徒の復帰を目指した支援・援助を行います。
- ・日本語指導が必要な児童生徒の教育相談体制を充実させます。

3 特別支援教育の充実

■ 個に応じた支援の充実

- ・自立と社会参加ができることを目標に個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成し、就学前から就学後まで切れ目なく支援します。

■ 支援のための環境整備

- ・特別支援学級及び通級指導教室を計画的に整備し、特別支援学級については、全ての小中学校に設置することを目指します。
- ・特別支援教育支援員等を適切に配置します。

■ 交流及び共同学習の推進

- ・共生社会の実現を目指し、児童生徒が障害の有無にかかわらず互いに認め合い、共に成長し、自立していくことの大切さを学ぶ、「交流及び共同学習」を推進します。

4 体育・健康・安全に関する教育の充実

■ 体育科教育の充実

- ・授業内容の充実と地域スポーツとの連携により、体力の向上を図ります。
- ・豊かなスポーツライフを実現する基礎を培い、一人ひとりの児童生徒がスポーツを「する人・観る人・支える（育てる）人」の視点を持ち、あらゆるスポーツ活動を通して、スポーツ文化の精神を醸成します。また、適切な休養や、合理的でかつ効率的な指導を大切に活動を進めます。
- ・オリンピック・パラリンピックを通してグローバルな視点でスポーツをとらえるとともに、スポーツと生活の関連を学ぶ機会とします。
- ・障害の有無にかかわらず、全ての人が、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、共にスポーツを楽しめる環境を目指します。

■ 健康教育の充実

- ・児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るため、自分の健康に関心を持ち、健康を増進する意識を育てます。
- ・薬物乱用防止、性に関する正しい知識の普及等を行う思春期保健、病気の予防などの健康課題に対する教育を充実させます。
- ・バランスの取れた食事及び食品ロスを減らす取組が、持続可能な社会づくりの大切な視点であることについて、学校給食を通じて指導します。
- ・学校給食センター西八千代調理場を拠点に児童生徒の食育の推進を図ります。
- ・八千代市の公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針と実施要領に基づき、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう食物アレルギーへの対応に努めます。

■ 安全教育の充実

- ・児童生徒が生涯にわたって安全な生活を送るための危険予知・回避の能力を育てる安全教育を推進します。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
校舎及び体育館のトイレの乾式化	64 %	75 %
外国語教育全時数に対するALT派遣率	61.5 %	85%以上
タブレット端末を利用した授業の割合	調査中	75 %
新体力テスト総合評価のうち、上位3段階の児童の割合(小学校)	76.6 %	80 %
新体力テスト総合評価のうち、上位3段階の生徒の割合(中学校)	77.5 %	80 %
食物アレルギー対応の品目拡大	2品目 (卵・乳)	7品目 (卵・乳・小麦・エビカニ・落花生・そば)

主な事業

- ▶ 小・中学校管理事業 ▶ 小・中学校施設整備事業 ▶ 小中学校校舎トイレ改修事業
- ▶ 学校適正配置検討事業 ▶ 阿蘇・米本地域義務教育学校の設立事業 ▶ 就学児童援助事業
- ▶ 就学生徒援助事業 ▶ コンピュータ教育事業 ▶ 外国語指導助手派遣事業
- ▶ 教育振興事業 ▶ 教育研修事業 ▶ 特別支援教育振興事業 ▶ 就学児童給食費等援助事業
- ▶ 就学生徒給食費等援助事業 ▶ 学校体育事業 ▶ 学校保健事業
- ▶ 学校給食センター調理場建設事業 ▶ 学校給食センター業務事業



将来のまちの姿

大学等教育機関と学びの目指すところや未来の子どもの姿が共有できるまち

現況と課題

- ▶ 教育を核とした地域社会の構築及び将来を担う子どもたちの教育環境の向上のために、小学校、中学校、高等学校、大学、特別支援学校の教職員が連携を深める必要があります。
- ▶ 大学公開講座など、大学機能の地域開放を促し、地域との交流を拡大していく必要があります。

基本方針

高校・大学等との連携を深めるとともに、公開講座等による地域交流の拡大などを促進します。
大学が開催する公開講座に市民が参加しやすいように支援します。

施策内容

1 大学等教育機関との連携

- ・八千代市内の小中学校、高等学校、大学、特別支援学校の教職員が、教育的課題について議論し、各校の実態を把握することで、有機的に連携します。
- ・秀明大学等の教員を志望する学生を小学校の授業の支援者として受け入れ、教職体験の機会を設けます。
- ・大学が有する質の高い教育資源を地域社会で活用できるよう、連携を強化し、大学の地域社会への開放を促します。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
教職体験受入校の割合	100%	現状維持

主な事業

- ▶ 八千代教育サミットの開催
- ▶ 大学公開講座の支援



将来のまちの姿

学校、家庭、地域の連携により青少年健全育成の体制が整い、子どもたちが健やかに成長するまち

現況と課題

- ▶ 核家族化・少子化の進行、情報化の進展など、青少年を取り巻く社会環境の変化に伴い、地域における青少年同士や地域住民との交流の場や様々な体験や活動を通じて規範意識やコミュニケーション能力を身に付ける機会も少なくなっており、青少年達を見守り、成長を支える担い手の不足も指摘されています。
- ▶ また、スマートフォンなどが広く普及し、青少年にとっての重要なコミュニケーション・ツールとなっているとともに、青少年が自立し、積極的に社会参加するための情報収集等として活用されている一方で、インターネット上でトラブルに巻き込まれる危険性の増加や有害情報への接触を容易にしまうことなど、青少年に悪影響を及ぼす可能性のある一面もあります。
- ▶ このような現状から、関係機関や団体、地域住民との連携により青少年を見守り、支える地域力を高めるとともに、情報技術の適切な利用を促進するなど青少年を守る取組が必要です。

基本方針

地域社会の中で、自立した人間として必要な判断力、実行力及び豊かな感性を身につけるため、青少年の健やかな自己形成・社会参画を支援し、家庭、学校、関係機関等及び地域住民との連携を図りながら、青少年健全育成施策を計画的に推進します。

施策内容

1 青少年健全育成支援体制の整備

■ 組織体制の充実

- ・青少年問題協議会を中心に、家庭や学校・地域・関係機関などと連携を深めながら、学校外活動を推進するなど指導・育成体制の充実を図ります。
- ・青少年相談員や青少年指導員を委嘱し、健全育成活動に関わるボランティアの育成を図ります。

■ 地域力の強化

- ・指導者の養成に必要な知識、技術の研修を行うなど、地域の指導者育成や関係団体の活動を支援します。

■ 青少年育成施設の充実

- ・子供たちが自然の中で遊びながら学べる体験学習の提供の場を図ります。

2 青少年の自立支援体制の推進

■ 地域社会活動への参加の促進

- ・青少年がボランティア活動などを通じて、社会のルールや自ら考え行動する力を身につけ、社会的に自立できるよう支援します。

■ 非行防止対策・自立支援の推進

- ・青少年の非行防止のため、相談や指導体制の充実を図り、街頭指導などの補導活動を推進します。また、再び非行を犯さないよう、地域の人々や関係団体と連携をとりながら、多様な立ち直りの支援を推進します。

3 青少年による自主活動の推進

■ 社会環境の健全化の推進

- ・青少年の健全な環境づくりのために講演会を開催するなど、地域の関係団体と連携し、SNSなどの適正な利用や有害図書対策、薬物乱用防止などの啓発活動を推進します。

■ 青少年による自主活動の推進

- ・「八千代市子ども憲章」の目標を日頃の生活の中で実践し、また様々な交流活動を通じて、青少年の視野を広め、親睦・友好を深めるとともに、自主的な参加と活動を推進します。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
青少年育成団体数	51 団体	53 団体

主な事業

- ▶ 青少年指導育成事業
- ▶ 青少年交流事業
- ▶ 青少年センター運営事業

- 関連する個別計画： 第3期八千代市生涯学習推進計画
八千代市第2期スポーツ推進計画



将来のまちの姿

市民のニーズに対応した学習機会の提供や生涯学習環境の整備により、多くの市民が様々な学習活動に参画するまち

現況と課題

- ▶ 人口減少と少子高齢化の進行、グローバル化や技術革新の進展、働き方改革など、社会構造が急激に変化している中、市民のライフスタイルや価値観も多様化しており、生涯学習に対するニーズが多岐にわたっています。
- ▶ このような学習ニーズに対応するためには、生涯にわたり誰もが学び続けることができ、学んだことを生かし、活躍できる「生涯学習社会」を実現することが重要です。
- ▶ 総合生涯学習プラザや公民館、図書館等の社会教育施設において、これまでも学習機会の場を提供してきましたが、今後は更なる学習機会を提供するとともに、習得した知識や技能を地域で還元できる仕組みづくりを進めるなど、生涯学習に関する施策を総合的・効率的に推進していく必要があります。

基本方針

市民一人ひとりが必要な知識を得られるよう学習機会の充実を図り、誰もが学習の成果を生かすことができる仕組みを構築し、学びを通じた交流と学習成果の地域還元を促進するとともに、生涯学習に関する施策を総合的・効率的に推進します。

施策内容

1 市民の学びの支援

■ 市民のニーズに対応した学習機会の提供

- ・市民一人ひとりの必要な知識が得られるよう、学習機会の充実に努めます。

2 学びを通じた交流と成果の還元

■ 学習成果を活用した交流の支援

- ・学習の成果が広く生かせる仕組みを構築するとともに、学びを通じた交流活動について支援していきます。

■ 団体活動の支援と学習成果の地域還元の促進

- ・活動機会拡充の支援や情報提供など、団体の活動の支援を図ることにより、学習成果が地域に還元されるように取り組みます。

■ 人材の育成・確保・活用の体制整備

- ・地域で活動するリーダーやボランティアなどの人材育成を推進します。
- ・ボランティアを中心とした人材の活用制度について十分な周知に努め、ボランティアを求める需要者と適切にコーディネートする体制の整備を図ります。

3 市民の学びの環境整備

■ 生涯学習関係施設の整備・充実

- ・生涯学習関係施設の機能や役割について見直しなどを行うとともに、市民のライフスタイルの多様化に合わせた利用方法等の改善に努め、利便性の向上を図ります。

■ 情報提供の充実

- ・市ホームページ、生涯学習情報提供システム「まなびネットやちよ」、広報紙のほか、SNS等を積極的に活用し、情報提供の充実に努めます。
- ・関係部署と連携し情報の共有化を図った上で、市民の求める情報を適切に提供する学習相談を行います。

4 地域社会と連携し、ともに歩む教育への支援

■ 地域社会と連携した教育への支援

- ・地域社会が学校や家庭と連携・協働する「地域学校協働活動」を支援します。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
まちづくりふれあい講座の講座数	65 講座	70 講座
市民一人当たりの年間図書貸出冊数	5.35 冊	6 冊
公民館まつり来場者数	4,862 人	7,400 人
生涯学習ボランティアバンク制度を活用した講座の実施数	17 回	40 回
生涯学習情報が得られやすいと感じている市民の割合	20.0 %	30.0 %

主な事業

- ▶ 社会教育振興事業
- ▶ 生涯学習振興事業
- ▶ 総合生涯学習プラザ運営管理事業
- ▶ 公民館運営事業
- ▶ 東南公共センター運営事業
- ▶ 図書館運営管理事業
- ▶ 緑が丘図書館運営管理事業
- ▶ 中央図書館運営管理事業
- ▶ 勝田台図書館運営管理事業
- ▶ 青少年指導育成事業

- 関連する個別計画：第3期八千代市生涯学習推進計画
第2次八千代市立図書館サービス計画
第2次八千代市子ども読書活動推進計画



将来のまちの姿

市民の自主的な文化芸術活動が推進され、文化芸術が身近に感じられるまち

現況と課題

- ▶ 本市の文化芸術に携わり文化振興に主体的な役割を果たしてきた市民の高齢化が進み、近年では文化芸術団体、サークルの維持が難しい状況が多く見受けられます。
- ▶ 本市には様々な文化芸術団体が存在し、公民館や総合生涯学習プラザ等で、幅広い分野の文化芸術活動が行われており、その活動は個性と魅力あるまちづくりや市民の一体感の醸成に欠かせない重要な要素となっています。
- ▶ こうした活動を支えるため、市民会館や文化センター、市民ギャラリーなどの文化芸術施設の活用・充実を図り、併せて市民主体の文化芸術活動の活性化を促す環境づくりを進めていく必要があります。

基本方針

市民の自主的な文化芸術活動を支援し、文化芸術団体やグループ及びその活動を支える人材の育成と、活動機会の提供に努めます。また、市民の活動の拠点となる文化芸術施設の活用・充実を図ります。

施策内容

1 文化活動の推進

■ 文化芸術団体、グループ等の育成及び支援

- ・地域における市民の自主的な文化活動を振興するとともに、身近において優れた文化芸術に触れる機会を醸成するため、市内の文化芸術団体の育成と活動の支援を行います。

■ 文化活動の機会の充実

- ・市民文化祭をはじめ、多彩な文化的行事を開催し、市民が優れた文化芸術を学び鑑賞する機会の提供及び創作・発表する機会の充実を図ります。

■ 文化芸術に関する情報の発信とネットワーク化

- ・市内の各種団体及び文化施設の指定管理者との連携を図り、文化芸術に関する情報を届けます。

2 文化芸術施設の活用・充実

■ 文化芸術施設の管理・運営

市民の多様な文化活動のニーズに対応するため、施設の活用・充実に努めます。

文化芸術施設において、市の収蔵美術品の紹介や市民の美術作品発表の機会の提供を図ります。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
市民文化祭参加団体数	33 団体	35 団体
市民文化祭参加者・参観者数	43,837 人	55,000 人
文化施設利用人数	368,879 人	467,000 人

主な事業

- ▶ 文化振興事業



将来のまちの姿

貴重な文化財が保存・活用され、郷土の歴史や文化に親しみが持てるまち

現況と課題

- ▶ 市内には、地域の歴史・文化等を物語る有形・無形の文化遺産が数多く残されており、貴重な文化の資産となっていますが、都市化の進展及び社会や生活環境の変化の中で失われ、忘れられようとしているものも少なくありません。
- ▶ 本市では、歴史、文化上等において貴重な文化遺産を市の文化財に指定するほか、保存会の協力を得るなど、その保存や保護、支援に努めてきました。
- ▶ 今後も残された文化遺産の調査・研究を進め、その保護と保存に努めるとともに郷土博物館、文化伝承館等の事業を通じ、民俗芸能の鑑賞や祭等の伝統的な文化活動及び保存や保護活動への市民参加を推進し、地域文化への認識を深め、次代へと継承していく必要があります。
- ▶ 埋蔵文化財の発掘調査で出土した資料の管理・整理場所の一元化と、併せて出土文化財の展示を行う場所の確保を図り、市民への出土文化財の広報・普及活動をさらに進め、市民の文化財保護への関心をより高めていく必要があります。

基本方針

貴重な文化財を次代に継承していくために、郷土の歴史や文化に対する市民の理解と認識を深めるとともに、文化財の調査・研究に努め、保護と活用を図ります。

施策内容

1 文化財の保護と活用

■ 文化財調査の推進

- ・文化財の調査・研究に努め、重要なものを市の文化財に指定し、保護と活用を図ります。

■ 文化財の保護

- ・文化財を次代に継承していくため、文化財保護の普及・啓発に努めるとともに、維持管理の支援やその後継者の育成を図ります。
- ・地域の文化財への認識を深めるため、説明板の設置などにより文化財に関する関心や理解の向上を図ります。

■ 伝統文化の継承

- ・社会や環境の変化に伴い変貌している伝統文化について、映像や音声により記録を保存するとともに、途絶えてしまった伝統文化の復活に向けた資料の調査・研究に努め、その継承と後継者の育成を図ります。

2 文化資料の収集・保存・活用

■ 保存・展示施設の充実

- ・文化財の適切な保存・管理を図るとともに、一般公開や企画展の開催のため、保存・展示施設の充実に図ります。
- ・伝統文化の保存伝承及び後継者の育成のため、郷土博物館、文化伝承館の有効活用と適切な維持管理を図ります。

■ 資料の収集と活用

- ・収集した資料の活用のため、講座・常設展・企画展の充実に図ります。

3 埋蔵文化財の保護と活用

■ 発掘調査体制の整備

- ・貴重な埋蔵文化財が開発により失われることがないように、関係機関との連携を強化し、遺跡調査や発掘体制の整備・充実に図ります。

■ 整理事業の推進と活用

- ・出土資料の整理事業に積極的に取り組むとともに、資料を活用した学習機会の提供に努めます。

■ 保管整理場所等の一元化

- ・整理事業の効率化を推進するため、整理作業と出土資料の保管場所の一元化を図ります。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
市指定文化財件数	27 件	31 件
郷土博物館利用者数	21,599 人	25,000 人
文化伝承館利用者数	9,141 人	10,000 人

主な事業

- ▶ 文化財保護普及事業
- ▶ 郷土博物館運営事業
- ▶ 文化伝承館運営事業



将来のまちの姿

スポーツ環境が整備され、市民の誰もがスポーツを楽しむことのできる、健康で活力に満ちたまち

現況と課題

- ▶ 本市における市民のスポーツ実施率は、国・県より低い状況にあることから、市民一人ひとりが、それぞれのライフスタイルに応じてスポーツ・レクリエーション活動の機会が増やせるよう、スポーツ活動の推進やスポーツ環境の整備を進める必要があります。
- ▶ さらに、生涯にわたってスポーツに親しむには、自らが体を動かして楽しむ「するスポーツ」だけではなく、スポーツを観戦して楽しむ「みるスポーツ」、スポーツイベント等にボランティアとして参加する「ささえるスポーツ」といった観点からのスポーツ活動を促進することが求められています。
- ▶ また、市民が気軽に利用できる地域のスポーツ活動の場を確保するため、スポーツ施設の整備と活用を進めていく必要があります。

基本方針

スポーツ施設の充実や有効活用を進めるとともに、スポーツ指導者、スポーツ関係団体、スポーツクラブの育成をはじめ、様々な市民ニーズに応じたスポーツの普及など、スポーツ・レクリエーション活動を推進する体制づくりや環境づくりを進めます。

施策内容

1 スポーツ活動の推進

■ ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進

- ・市民の多様なニーズを捉え、スポーツを始めるきっかけ作りに努めることで、スポーツ機会の充実に取り組みます。
- ・子どもから高齢者まで様々な方を対象としたイベントや教室を実施します。
- ・障害のある人もない人も一緒にできるスポーツ活動や大会の普及に努め、障害者スポーツの理解・啓発を推進します。

■ スポーツ大会等の開催

- ・幅広い層の市民が参加できる、市民体育大会や市民レクリエーション大会、スポーツイベント等の開催を推進します。
- ・市内外の選手が参加することでスポーツの地域交流や国際交流を図るとともに、広く本市の魅力を発信できる大会やイベントを開催します。
- ・様々な大会やイベントにおいてスポーツボランティアの周知に努め、市民が気軽に活躍できる場の提供に努めます。

■ 競技力の向上

- ・競技力の向上や競技スポーツ人口の裾野の拡大を目指し、市民体育大会の開催や県民体育大会に参加する選手の育成・支援に努めます。
- ・多くの市民が身近な場所でトップレベルの競技や試合を観戦する機会の提供に努めます。
- ・全国大会に出場する選手を支援する補助制度の充実に努めます。

② スポーツ環境の整備

■ スポーツ指導者の育成

- ・スポーツ指導者の資質向上や育成に向けて、指導者向け講習会を開催します。
- ・国・県が開催するスポーツ指導者研修会等の情報提供に努めます。

■ スポーツ推進委員の資質向上と活動の充実

- ・地域住民が主体的にスポーツを行えるよう、スポーツ推進委員の活動を支援します。
- ・多様化する市民ニーズに応じた派遣指導ができるよう、県等が主催する講習会への積極的な参加を促すなど、スポーツ推進委員の資質向上を図ります。
- ・スポーツ推進委員の活用等について周知に努め、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる機会を提供します。

■ 関係団体との連携

- ・市民のスポーツ活動を推進するため、体育協会、レクリエーション協会、スポーツ推進委員を始めとした関係団体との連携を図るとともに、スポーツ及びレクリエーション活動の普及に努めます。
- ・行政関係部署と連携を図ることで、スムーズな市民サービスの提供と向上に努めます。

■ 総合型地域スポーツクラブの活動支援

- ・地域のスポーツ活動を活性化させるため、総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。
- ・総合型地域スポーツクラブの認知度を高め、加入者の増加や新たなクラブの設立支援につなげます。

■ スポーツ情報の収集と提供

- ・広報やちよや市ホームページ等を通して、教室や大会等の情報提供に努めます。

③ スポーツ施設の充実

■ スポーツ施設の管理・運営

- ・スポーツ施設の予約方法などの改善や、設備・備品の管理などを行い、市民の誰もが利用しやすいスポーツ施設の運営を推進するとともに、質の高いサービスを利用者に提供することで、利用満足度や利用者の増加に努めます。
- ・老朽化した施設を安心・安全に利用するため、計画的に施設の改修を進めます。
- ・公園、広場、未利用地などを活用し、地域において市民が気軽に利用できるスポーツ活動の場の確保に努めます。

■ 学校体育施設の活用

- ・市民のスポーツ活動の場として、学校体育施設を有効に活用します。
- ・利用者の利便性を向上するため、利用方法の改善に努めるほか、利用団体との連携・調整を図ります。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
週1回以上のスポーツ実施率	36.6 %	50.0 %
スポーツ推進委員依頼講座数	39 回	43 回
体育施設利用者数	591,339 人	703,000 人

主な事業

- ▶ スポーツ推進事業
- ▶ 体育施設管理事業

- 関連する個別計画：第2期八千代市スポーツ推進計画

第3章 安心・安全に暮らせる まちづくり

第1節 暮らしの安心

第2節 暮らしの安全

第3節 上下水道



将来のまちの姿

日常生活の問題や悩みについて、専門家への相談体制が充実しているまち

現況と課題

- ▶ 少子高齢化の進行，新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会経済構造の変化，情報通信技術の飛躍的な進展など，生活環境が絶えず変化する中で，相続，離婚，労働，金銭問題などの様々なトラブルが発生しています。
 このような社会情勢の中で，複雑化するトラブルによる個々の悩みを解消するためには，専門家による市民相談の充実を図っていく必要があります。

基本方針

市民が安心して暮らせるよう，専門家による相談事業の充実に努めます。

施策内容

1 市民相談を通じた安心な暮らし

■ 市民相談事業の充実

- ・ 市民生活を送る上で生じる様々な問題の解決を図るため，弁護士・税理士などの有資格者による専門相談を実施します。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
法律相談を受けて満足した人の割合	76 %	80 %

主な事業

- ▶ 市民相談事業



将来のまちの姿

消費者被害に関する情報が誰でも手に入り、安心して商品を購入し消費できるまち

現況と課題

- ▶ 消費者を取り巻く環境は、社会経済のグローバル化、情報通信技術の進展等により飛躍的に変化をしており、一方では、消費者の価値観やライフスタイルの多様化により、発生する消費者問題も一層複雑化・多様化してきています。
また、自然災害の激甚化・多発化や感染症の拡大等により、いわゆる一般的・平均的な消費者についても一時的にぜい弱な消費者となってしまう可能性があります。
このような中、消費生活の安定と向上を図るためには、賢い消費者になるための消費者教育や情報提供が重要であり、市民自らが正しい知識と的確な判断力を身に着けることが重要となってきます。
また、行政においても、関係機関との連携を強化し、相談・苦情処理体制を充実するなど、消費者の安全と利益を守っていく必要があります。

基本方針

消費生活の安全と安心を図るため、消費者意識の啓発を推進するとともに、消費者の安全確保と利益の保護に努めます。

施策内容

1 消費者意識の普及・啓発

■ 消費者学習の充実

- ・ 消費者教室や講座等を開催し、消費者の学習の機会を提供することにより、基本的な知識の習得や問題意識の高揚を図ります。

■ 消費生活情報の提供

- ・ 消費者問題に関する資料の展示や情報の提供に努めます。
- ・ 生活用品の再利用に関する情報提供の拡充に努めます。

2 消費者利益の保護

■ 相談体制の強化

- ・ 複雑化・多様化する消費者トラブルの相談・苦情に対応するため、消費生活相談員の専門的な知識・技術の習得や資質の向上を図り、消費生活相談体制の強化に努めます。
- ・ 問題の早期解決と未然防止を図るため、全国消費生活情報ネットワークシステムを活用し、相談・苦情処理対策の強化に努めます。

■ 消費者ニーズの反映

- ・ 消費者の声を反映し、市民生活に直結した消費者行政を推進します。
- ・ 消費者を保護するため、国・県の関係機関と連携し、簡易商品テストを実施します。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
消費生活センターが身近な消費生活相談窓口であることを知っている市民の割合	作成中	30 %

主な事業

- ▶消費生活センター運営事業



将来のまちの姿

大規模自然災害に対する「強さ」と「しなやかさ」を備え、災害時に誰もが的確に行動できるまち

現況と課題

- ▶ 全国各地で近年発生している異常気象に伴うゲリラ豪雨や地震などによって、多くの生命や貴重な財産が失われています。

本市においても、大規模な地震による建物倒壊などの深刻な被害や、大雨による浸水・がけ崩れなどの被害が想定されています。

こうした大規模自然災害への備えとして、防災・減災対策を推進するとともに、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならないようにする「強さ」と、迅速な復旧・復興を図る「しなやかさ」を平時から構築する必要があります。

このため、平時から、飲料・食料品や感染症対策備品などを備蓄するほか、関係団体との応援体制によって医療・救護や復旧体制を構築し、地域の防災力の強化を図る必要があります。

また、河川や雨水排水施設の整備・改修及びがけ崩れ防止などの風水害対策や、道路、公園、緑地などのオープンスペースや避難路の確保を推進し、災害に強い都市構造を形成することが求められています。

このほか、浸水被害等を未然に防止するための雨水流出抑制施設や雨水浸透施設等の設置など、計画的な雨水対策を推進していくことが求められています。

基本方針

地震やゲリラ豪雨などの大規模自然災害に備えるため、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならないようにする「強さ」と、迅速な復旧・復興を図る「しなやかさ」を平時から構築します。

また、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、自主防災体制・情報連絡体制を強化するなど、地域防災力の向上を図りながら、雨水流出抑制の指導・要請、河川改修や急傾斜地崩壊対策等の都市防災対策を推進することで、災害予防から応急・復旧までの総合的な防災体制を確立し、強靱なまちづくりを目指します。

施策内容

1 災害予防体制の充実

■ 地域防災計画の確立

- ・ 計画の内容を見直し、充実を図ることにより、総合的かつ計画的な地域防災計画の確立に努めます。

■ 防災体制の強化

- ・ 市職員に対しての研修やより実践的な訓練を実施するなど、災害発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう、防災体制を強化します。

■ 防災意識の普及・啓発

- ・ 防災フェアや防災講話を実施するとともに、広報やホームページへの掲載、ハザードマップ等の公表などにより、災害時に役立つ知識の向上と防災意識の普及・啓発に努めます。

■ 自主防災体制の強化

- ・ 「自分たちのまちは、自分たちで守る」ことを基本に、町会・自治会等による自主防災組織結成の促進及び育成を推進するとともに、避難所運営委員会の結成を促進するなど、自主的な防災活動の支援に努めます。

■ 防災訓練の実施

- ・ 防災関係機関相互の連携強化を図り、また地域住民が災害時に適切な行動がとれるよう、市民参加型の防災訓練を実施します。

2 災害応急対策の充実

■ 情報連絡体制の強化

- ・ 迅速かつ的確に情報を収集・伝達するため、防災行政用無線固定系及び移動系無線の整備を図るとともに、被災時に市民及び来訪者が迅速かつ的確な情報を収集できるよう、ICTなどの新たなテクノロジーを活用した環境づくりに努め、情報連絡体制を強化します。

■ 応急物資等の確保

- ・ 非常用食糧や感染症対策備品等の備蓄、防災資機材等の維持管理を行うとともに、関係団体や企業と災害時協力協定の締結を推進し、協力体制の整備を図ることにより、医薬品や生活必需品などの応急物資の確保に努めます。

■ 応急・復旧体制の確立

- ・ 関係機関・団体や企業との連携のもと、被災者の救助や電気、ガス、上下水道、通信、交通といった生活関連施設など、被災箇所の応急・復旧体制の確立に努める。

■ 協力団体との連携強化

- ・ 防災関係機関・団体や企業に対し、災害時における医療救護活動や復旧活動等の応援協力要請が迅速に行えるよう、災害時協力協定を充実します。

■ 避難環境の整備

- ・ 男女のニーズの違いや要配慮者への対応を図るため、避難所の運営に女性の参画を推進し、避難所の運営体制を強化するとともに、避難所における良好な生活・衛生環境の確保に努めます。

3 都市防災対策の推進

■ 都市防災構造の強化

- ・ 主要な道路・橋梁やライフライン等の耐震性の強化を図るとともに、防災拠点施設や避難路沿道建築物等の耐震化の促進及び避難路に面して設置された危険コンクリートブロック塀等の撤去の推進を図ります。また、一時避難場所や延焼防止等の機能を担う公園・緑地など防災空間の整備に努めます。
- ・ 集中豪雨等による災害の危険性を少なくするため、雨水排水施設の整備・改修に努めます。
- ・ 都市型水害対策として、貯留施設、浸透施設などの設置の検討及び指導の強化を図ります。

■ 河川の改修及び維持管理

- ・ 河川の氾濫による災害を未然に防止するため、一級河川の治水対策を国・県に要請します。
- ・ 勝田川の溢水対策として、千葉市・佐倉市・四街道市・八千代市の4市で設立した勝田川改修協議会により河川改修を行います。
- ・ 準用河川高野川の改修を進めます。
- ・ 準用河川花輪川の適正な維持管理に努めます。

■ 急傾斜地の対策

- ・ かけ崩れや地滑りの恐れがある区域の把握に努めるとともに、急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所崩壊対策に努めます。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
自主防災組織カバー率	56.4 %	66 %
避難所運営委員会の設立数	48.5 %	100 %
防災行政用無線(固定系)のデジタル化	50.4 %	100 %
急傾斜地崩壊対策整備率	91.4 %	93.9 %

主な事業

- ▶ 災害対策施設整備等事業
- ▶ 防災啓発事業
- ▶ 危険コンクリートブロック塀等撤去費補助事業
- ▶ 地域排水整備事業
- ▶ 準用河川高野川改修事業
- ▶ 勝田川改修事業
- ▶ 急傾斜地崩壊対策事業

- 関連する個別計画：八千代市国土強靱化地域計画，八千代市地域防災計画



将来のまちの姿

消防・救急・救助体制が充実し、火災等の災害から市民の生命や財産が守られるまち

現況と課題

- ▶ 本市の火災出火率は、全国平均と比較して低い傾向にあるものの、平成27年から令和元年までの5年間で平均37.6件の火災が発生しており、今後の本市における人口推移や環境の変化及び市北西部地域の市街地の拡大などを踏まえ、引き続き火災予防の推進を図る必要があります。

また、高齢化の進展にともなう救急需要の増加が見込まれるとともに、災害が激甚化・頻発化及び多様化・複雑化する傾向にあり、更には、千葉県北西部を震源とする首都直下地震の発生も懸念されています。

これらの状況から市民の生命や財産を守るためには、消防拠点及び消防車両等の老朽化対策のほか、現場での的確な判断及び対応が求められる消防隊員や救急救命士などのスキルアップなど、消防・救急及び救助体制のより一層の充実強化を図る必要があります。

基本方針

火災等の災害から市民の生命や財産を守るため、予防指導の強化や防火意識の普及・啓発に努めるなど、火災予防を推進するとともに、消防拠点・消防車両等の機能を維持しながら必要に応じて強化し、隊員の知識や技術の向上に努めるなど、消防体制を充実します。

また、高齢化社会を迎え、年々増加傾向にある救急需要に対応するため、救急資格者等を確保するとともに、医療機関との連携を強化するなど、救急・救助体制の充実強化を図ります。

施策内容

1 火災予防の推進

■ 防火意識の普及・啓発

火災原因を教訓に、火災を未然に防ぐため、訓練指導などのあらゆる広報機会を通じ、市民や事業所・学校等に対して、火災予防に関する知識・技能の普及・啓発、情報提供に努めます。

幼児期から火の怖さを学び、火災予防を目的として結成された幼年消防クラブ員に対する指導及び育成に努めます。

■ 外郭団体との連携

事業所が参画する八千代市防災協会が実施する事業に協力し、連携を図ることで火災の予防に努めます。

■ 予防指導の強化

建物等の計画段階からの防火構造の規制や、消防用設備等の設置指導を積極的に推進するとともに、完成した施設に対する立入検査を実施し、防火管理体制の強化や消防用設備等の維持管理などソフト・ハードの両面での予防指導の強化に努め、重大な違反がある防火対象物に対しては違反処理を推進していきます。

また、モバイル機器を利用した立入検査を実施することでより迅速な違反是正に努めます。

2 消防体制の充実

■ 消防拠点機能の維持

消防庁舎・消防署などの消防拠点となる施設の現状を把握し、適切な維持管理を行うことで、災害対応拠点としての機能を維持します。

■ 消防車両等の整備

複雑化・多様化する災害に対応するため、消防車両等の管理、更新及び増強を行い、消防力の維持、強化に努めます。

■ 情報通信体制の充実・強化

ちば北西部消防指令センターと連動した指令業務を行うための指令系通信機器等の維持管理を行うとともに、災害時等における情報伝達に活用する情報通信機器の充実・強化を図ります。

■ 消防水利の確保

大規模地震等における延焼火災に対応するため、耐震性防火水槽(40 m³級・100 m³級)を整備するとともに、既存消防水利の修繕を実施します。

■ 職員の育成

消防体制の充実を図るため、初任教育や専門教育及び研修・訓練等を行い、職員のスキルアップに努めます。

■ 消防団の活性化

消防団の施設・装備の整備・団員の教育訓練の充実及び処遇の改善を図るとともに、入団の促進を実施し、消防団の組織の充実強化を図ります。

3 救急・救助体制の充実

■ 救急・救助体制の整備

市民に対して応急手当の普及啓発を図るとともに、救急隊員の適切な応急処置及び医療機関による救急業務メディカルコントロール体制を充実します。

複雑化・多様化する各種災害に対応するため、より実践的な訓練を行うなど、救助隊員の技術の向上を図ります。

各小中学校において救命体験を実施し、救命に必要な知識と技術を学ぶとともに、心肺蘇生法を体験することで命の大切さを学び、地域の安心・安全の強化を図ります。

■ 医療機関との連携強化

東京女子医科大学附属八千代医療センターをはじめ、市内外の医療機関との連携を強化し、救急活動の迅速化に努めます。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
消防団安全装備品貸与率	33.3 %	92 %
防火水槽数(公設)	449 基	461 基
応急手当普及率(普通救命講習)	9.9 %	10.4 %

主な事業

- ▶ 予防業務事業
- ▶ 消防団施設管理事業
- ▶ 水利整備事業
- ▶ 救急活動事業
- ▶ 警防活動事業
- ▶ 警防救助管理事業
- ▶ 総務管理事業
- ▶ 消防庁舎及び消防署等整備事業
- ▶ 車両整備事業
- ▶ 消防団運営管理事業
- ▶ 救急管理事業



将来のまちの姿

防犯施設が整備され、地域が一体となって防犯活動を推進し、犯罪から全ての市民が守られるまち

現況と課題

- ▶ 本市における刑法犯認知件数は、減少傾向にあります。依然として、自動車や自転車の盗難、また高齢者を狙った特殊詐欺等の犯罪が発生しており、その手口の多様化や巧妙化が進んでいます。これらの犯罪を防止し、被害にあわないためには、犯罪に関する情報提供や啓発を行い、市民の安全意識の醸成を図りながら、日頃から市民と行政が一体となって積極的な防犯活動を推進していく必要があります。

基本方針

犯罪を防止し、全ての市民が犯罪被害にあわないようにするため、防犯施設の整備を推進するとともに、地域住民や各種住民団体、事業者、行政、警察その他の関係機関が互いに連携し、一体となって地域の安全活動に取り組んでいけるよう、良好な地域コミュニティの育成に努め、安心して安全なまちづくりを推進します。

施策内容

1 防犯活動の推進

■ 防犯意識の高揚及び知識の普及・啓発

- ・ 犯罪の防止及び犯罪被害にあわないよう、広報活動を活発に展開し、防犯意識の高揚及び知識の普及・啓発に努めます。

■ 防犯体制の充実

- ・ 市民、警察、防犯関係団体との連携を強化し、地域防犯体制の整備・充実に努めます。

2 防犯施設の整備

■ 防犯灯の整備・充実

- ・ 夜間の犯罪の防止や通行の安全を図るため、自治会等からの要望により防犯灯の整備を進めます。

■ 補助事業による防犯カメラの整備

- ・ 地域内の犯罪の防止等を図るため、自治会等が行う防犯カメラの整備を支援します。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
補助金を交付して設置した防犯カメラの台数	0 台	40 台

主な事業

- ▶ 防犯対策事業



将来のまちの姿

誰もが安心して外出できる，交通事故のない安全なまち

現況と課題

- ▶ 近年の交通事故の傾向としては，高齢化の進展にともない，高齢者の事故が全体の半数を超えていること，特に夕方から夜間にかけての時間帯に多く発生していること，自転車乗車及び歩行中の事故が増加しています。

これまでの交通安全対策は，主として「車中心」の対策で，自転車や歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策は十分とはいえず，また，生活道路への通過交通の流入等の問題も依然として深刻です。

このため，交通安全に関する意識の啓発や交通安全施設等の整備，効果的な交通規制の推進など，きめ細かな事故防止対策を実施する必要があります。

また，駅周辺の放置自転車は，歩行者や緊急車両等の通行に支障を来たすだけでなく，交通事故を引き起こす要因にもなることから，放置自転車の状況や自転車駐車場の利用状況を踏まえながら，自転車駐車を適切に運営管理し，放置自転車対策を推進していく必要があります。

基本方針

交通事故を未然に防止するため，警察署及び関係機関と連携し，交通安全に対する意識の普及・啓発・教育活動を推進するとともに，防護柵や道路反射鏡等の交通安全施設や自転車通行帯の整備を進め，危険箇所における交通規制を警察署・公安委員会へ要請します。

また，放置自転車の状況や自転車駐車場の利用状況を踏まえながら，自転車駐車場の整備や老朽化した施設の改修を進めます。

施策内容

1 交通安全活動の推進

■ 交通安全意識の普及・啓発・教育の推進

- 交通安全に関する団体の支援などを通し、交通安全に対する意識の普及・啓発に努めるとともに、警察署及び関係機関と連携して、交通安全教育を実施します。

2 道路交通環境の整備

■ 交通安全施設の整備

- 防護柵や道路反射鏡等の交通安全施設を整備し、既存施設の維持管理を適切に行います。
- バリアフリー等を考慮した歩行支援施設を整備します。
- 教育委員会と連携して、通学路の安全対策を行います。

■ 交通規制の促進

- 鉄道駅や公共施設等を拠点とした主要路線の自転車通行帯を整備します。

■ 駐車場等の整備

- 老朽化した自転車駐車場の改修を行うなど、適切な維持管理に努めます。

■ 放置自転車対策の推進

- 放置禁止区域を設定し、放置自転車の撤去・保管を行うとともに、関係機関と連携を図り、啓発等の放置自転車防止に向けた対策を推進します。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
放置自転車の撤去台数	1,308 台	1,000 台

主な事業

- ▶交通安全教育啓発事業
- ▶交通安全施設整備事業
- ▶放置自転車等対策事業

- 関連する個別計画：八千代自転車ネットワーク計画



将来のまちの姿

いつでも、どんなときでも、安全な水が届くまち

現況と課題

- ▶ 水道は、日々の生活に欠くことのできないライフラインであり、生命を守る重要な施設です。
上水道事業は、昭和42年4月に給水を開始して以来、今日まで自己水源（地下水）と北千葉広域水道企業団からの受水により水源を確保し、安全でおいしい水の安定供給に努めています。
水道普及率は、令和元年度末で99.1%と高水準に達していますが、近年の節水意識の高まりや節水機器の普及、さらに大口需要者の減少などにより、水需要は減少傾向にあり、将来的に人口減少が始まれば、料金収入の減少が見込まれます。
また、浄・給水場や管路の老朽化が進み、耐震化を含めた改良・更新には、今後も多大な事業費が見込まれています。
さらに、災害などの緊急時には、迅速な応急給水・復旧活動を行うための体制も確立しなければなりません。
このため、中長期的な視点に立ちながら、施設の統廃合や耐震化の推進など、健全かつ安定的な事業運営を継続していくための取り組みを進めていく必要があります。

基本方針

浄・給水場や管路を渇水や災害に強い施設へ改良・更新し、水需要の変化に対応しながら継続的に安全な水を安定供給します。

施策内容

1 水道事業の運営基盤の向上

■ 水道事業の健全経営

- ・ 老朽化が進む施設について計画的に更新を行い、投資の合理化を進めるとともに、経費節減や業務の効率化を進めます。
- ・ 老朽化する施設の更新を進めるため、資金の確保が必要となることから、水道料金の見直しについての検討を行います。

■ 水源の確保と安定供給

- ・ 市内にある32本の深井戸について、所定の水量が確保できるよう保全に努めるとともに、北千葉広域水道企業団からの受水により利根川水系における安定水源を確保します。
- ・ 取水・配水の効率的な運用及び必要な施設の整備や改良・更新に努めます。

2 安心・快適な給水の確保

■ 水質管理の充実

- ・ 安全で安心な水道水を供給するため、適切な水質管理を行います。

3 災害対策の強化

■ 漏水対策の推進

- ・ 漏水の調査・点検を計画的に行い、早期発見・修繕によって有効率の向上及び漏水に伴う二次災害の防止に努めます。

■ 緊急時対策の推進

- ・ 地震などの災害時において市民への飲料水を円滑に供給するための機材と、施設復旧に必要な非常用機材を計画的に購入します。

■ 施設強靱化の推進

- ・ 地震などの災害に強い施設にするため、施設整備の実施に合わせて耐震化を進めます。
- ・ 既設の非耐震管などの老朽管を、地震などの災害に強い耐震管に更新します。

■ 水管橋・橋梁添架水道管の安全性の確保

- ・ 管路の安全性を担保するため、送水管・添架水道管を合理的、効果的に維持管理を行います。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
市内全域の水道管路における耐震化率	59.3 %	64.7 %

主な事業

- ▶ 村上給水場施設改良事業
- ▶ 八千代台浄水場施設改良事業
- ▶ 高津浄水場施設改良事業
- ▶ 水質管理事業
- ▶ 専用水道等衛生対策事業
- ▶ 漏水調査事業
- ▶ 管路耐震化事業
- ▶ 災害時応急給水用機材整備事業

- 関連する個別計画：第2次八千代市水道事業経営戦略



将来のまちの姿

快適な衛生環境で、浸水被害の少ないまち

現況と課題

- ▶ 下水道は、健康で快適な生活を営む上で欠くことのできない都市の根幹的な施設であり、生活に潤いをもたらす川・湖・海といった水環境の水質保全のためにも重要なものです。

本市の下水道事業は、昭和42年の勝田台団地の造成に併せて着手し、昭和47年から印旛沼流域関連公共下水道事業として市街化区域を中心に整備区域を定め、事業の推進を図っています。

汚水施設については、令和元年度末の整備人口普及率が92.4%となっており、市街化区域において一部未整備のままとなっている住宅地での整備をはじめ、未整備の工業団地においても、印旛放水路等の水質や、企業のニーズ及び費用対効果等を確認しながら整備を検討する必要があります。

雨水施設については、令和元年度末の整備率が43.3%となっており、頻発する豪雨による浸水被害への対策が急務となっています。

また、将来的には人口の減少が見込まれ、より厳しい財政状況となることが想定されるため、既存資料の整理・電子データ化、下水道ストックマネジメント計画に基づく計画的な改築更新を進めるとともに、関連部局との連携強化等により、効率的な事業運営に努める必要があります。

基本方針

計画的な管渠整備及び既存施設の改築更新を進め、快適で安心した生活を守ります。

施策内容

1 公共下水道事業の運営基盤の向上

■ 公共下水道事業の健全経営

- ・ 老朽化が進む施設について計画的に修繕・改築を行い、投資の合理化を進めるとともに、経費節減や業務の効率化を進めます。
- ・ 財務状況や将来の更新需要などを的確に把握し、使用料の適正化について検証します。

■ 下水道ストックマネジメント計画の推進

- ・ 計画的かつ効率的に、老朽化した下水道施設の改築更新を進めます。

2 汚水の適正な処理

■ 汚水施設の整備拡充

- ・ 衛生環境の向上や水質汚濁の防止を図るため、汚水施設の整備を進めます。
- ・ 市街化区域内の住宅地において、一部未整備のままとなっている地区の解消に向けた検討を進めます。
- ・ 市街化区域内で未整備の工業団地において、印旛放水路等の水質や、企業のニーズ及び費用対効果等を確認しながら整備の検討を進めます。

■ 汚水施設の維持管理

- ・ 管渠・人孔などについて定期的な点検を行い、管渠の閉塞を未然に防ぎます。
- ・ 雨水や地下水の管渠への浸入について調査し、適時補修を行います。
- ・ ポンプ場の適正な運営及び維持管理により、円滑な汚水処理を行います。

■ 水質規制の指導監督

- ・ 有害物質や油脂類などの下水道への流入を防止するため、水質規制に関する知識の普及と周知に努めます。
- ・ 特定事業場などの排水について、除害施設※の設置に関する指導・監督を行います。

■ 水洗化の普及

- ・ 公共下水道への接続義務について理解が得られるよう、戸別訪問、現地調査等を行い、水洗化の普及・促進に努めます。

3 浸水対策の強化

■ 雨水施設の整備拡充

- ・ 都市化の進展に伴う雨水流出量の増加や集中豪雨による浸水被害等を防止するため、管渠などの雨水施設の整備を進めます。

■ 雨水施設の維持管理

- ・ 雨水を効率的に排除するため、定期的に雨水管渠及び調整池の点検・清掃を行います。

■ 雨水流出抑制策の推進

- ・ 開発事業事前協議において、「八千代市雨水排水施設整備指導指針」に基づき、下水道計画における計画雨水量を超える事業地からの雨水流出について、雨水流出抑制施設の設置を行うよう協議・指導を行います。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
水洗化率	99.2 %	99.6 %
雨水整備率	43.3 %	44.0 %

主な事業

- ▶ 計画及び認可等策定事業
- ▶ 汚水管渠改良事業
- ▶ 雨水管渠改良事業
- ▶ ポンプ場改良事業
- ▶ 汚水管渠整備事業
- ▶ 雨水管渠整備事業

- 関連する個別計画：第2次八千代市公共下水道事業経営戦略

第4章 快適で環境にやさしい まちづくり

第1節 市街地・住環境の整備

第2節 総合交通・道路環境の整備

第3節 環境との共生・保全

第4節 資源循環型社会



将来のまちの姿

地域が持つ特性を活かしたまちづくりが進み、市民と協働で安全で快適なまちづくりのルールづくりが行われ、市街地の整備・活性化が図られているまち

現況と課題

- ▶ 本市は、都市計画の市街化区域及び市街化調整区域の区域区分、用途地域の指定及び地区計画などによる適正な土地利用の誘導・保全に努めるとともに、京成本線、東葉高速線各駅周辺での土地区画整理事業をはじめとする面的・総合的な都市基盤整備を展開し、計画的に良好な市街地を形成することにより、首都圏の住宅都市として発展してきました。
- ▶ 近年においては、災害に強いまちづくりや計画的な宅地化の推進、社会資本の老朽化の進行や市街地の空洞化等の課題に対応するため、市街地の整備に関する制度の活用と推進、適正な民間開発の誘導、エリアマネジメント等が必要となっています。また、駅周辺では、商業等の活性化や都市機能の維持保全を図り、地域資源を最大限に活かし、地域に付加価値を持たせ、まちの顔としてのにぎわい創出のための整備が求められています。
- ▶ 今後、地域住民や事業者等の生活様式や価値観の多様化に応えつつ、誇りと愛着を持って住み続けることができる都市の実現を図るため、本市の特性を活かした良好な住環境や景観の誘導、魅力と活力のある商業地の形成など、バランスのとれた総合的な市街地の整備を、地域住民や事業者等とともに検討・推進していく必要があります。
- ▶ また、市街化調整区域については、農地や山林が虫食い状に宅地化され、住宅地が無秩序に拡散し、非効率な土地利用が進むことが課題となっています。

基本方針

人口減少の進展に備え、地域の特性を活かした、計画的な土地利用を図るとともに、市街地の整備に関する制度等を活用し、良好な住環境や景観、魅力と活力のある商業、個性ある市民文化などを育むバランスのとれた総合的な市街地整備を推進します。

さらに、地域住民や事業者等、多様な主体が、より良い環境を築き、地域の価値を維持・向上させるため、地域資源を活かした自発的・自律的な市街地の形成に関する取り組みを行う体制整備と支援を推進します。

施策内容

1 市街地の整備・誘導・保全

■ 土地利用の適正化

- ・人口減少の進展や激甚化する自然災害に対応したコンパクトなまちづくりを進めるため、都市マスタープランに基づき、計画的な土地利用の誘導・転換・規制を図ります。
- ・都市計画に基づく区域区分・地域地区の適正な運用と地区計画制度の積極的な活用に努めます。
- ・市街化調整区域については、市街化調整区域の土地利用方針及び地区計画運用基準に基づき、市街化区域周辺や幹線道路沿道など、それぞれの地区の特性に応じた土地利用の誘導を図ります。
- ・良好な市街地の整備・保全を図ることが確実な地区について、市街化区域への編入手続きを進める一方で、これまでの人口増加に対応する市街地の拡大から鉄道駅を中心とした集約型都市構造への転換を図るため、持続可能なまちづくり等の方策を検討します。

■ 市街地の整備

- ・道路・公園・下水道の各事業や土地区画整理事業などの市街地整備との調整を図りつつ、市街地の計画的・効率的な整備を推進します。
- ・八千代市開発事業における事前協議の手續等に関する条例などに基づき、開発の適正な指導に努めます。

■ 鉄道沿線の活性化

- ・用途地域の見直しや地区計画制度の活用等により、民間事業者による開発を誘導し、駅周辺の土地利用の高度化を図ります。
- ・駅周辺においては、都市機能の再構築を図るため、エリアマネジメントの促進に努めます。

■ 都市景観の形成

- ・地区計画制度の活用や屋外広告物表示・設置の適正化の推進により、良好な景観の形成を図ります。

■ 住居表示等の整備

- ・宅地開発事業などの施行区域との整合を図りながら、住居表示の実施や街区区域の変更を検討します。
- ・町名の変更・選定にあたっては、住民の合意のもとに歴史や伝統のある地名の存続に努めます。

2 地域まちづくりの推進

■ 地域まちづくりの支援

- ・地域の特性に応じて、地域住民や事業者等による主体的なまちづくり活動の支援に努めます。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
地域の特性を活かした土地利用が図られていると感じている市民の割合	作成中	作成中
(仮称) 地域まちづくり活動団体の登録件数	0 件	4 件

主な事業

- ▶ 都市マスタープラン策定事業
- ▶ 市街地整備推進事業
- ▶ 大和田駅北側地区まちづくり事業

- 関連する個別計画：八千代市都市マスタープラン



将来のまちの姿

ニーズに応じた住宅の整備や既存住宅ストックの活用により、多様な世帯が安心して住み続けられる住環境が整備されているまち

現況と課題

- ▶ 本市は、特定行政庁として指定確認検査機関への支援・調整、許認可事務や違反建築物への指導監督などを通じて建築物の安全性の確保に努めています。
- ▶ 近年、地球温暖化を抑制するための取組の一環として、建築物においては、省エネルギーや低炭素住宅等、環境への負荷を抑えた建築物の誘導が必要となっています。また、少子高齢化の進展や居住者の多様なニーズに対応した住宅が求められています。
- ▶ また、少子高齢化等の社会環境の変化により、空家・空室が増加しており、空家の中には適切な管理がされておらず、周辺的生活環境に悪影響や危険を及ぼすものが存在しているほか、既存住宅の中には、耐震性が低く地震発生時等に倒壊の恐れがある住宅もあり、災害に強い安全な住宅への建替や改修が求められています。
- ▶ 住宅施策は、行政だけの活動では限定的であることから、不動産及び建設に関する各種団体と連携を図り、推進していく必要があります。
- ▶ 市営住宅等については、住宅の確保を必要としている低所得者の居住の安定の確保に努めておりますが、用途廃止や改修が必要となる時期を迎えており、今後どのように提供していくかが課題となっています。

基本方針

特定行政庁として、法令に基づき適切な建築指導を行うとともに都市計画との連携により良好な住環境の誘導・維持保全に努めます。

住宅の建設・改修にあたっては、長期にわたって良質で安全に住み続けられる長期優良住宅やエネルギー消費性能に配慮した住宅等の促進を図るとともに、人口構成の変化による居住ニーズに対応した住宅の誘導を図ります。

既存住宅については、耐震性の向上、空家対策、定住施策等と連携した住宅改修を推進するなど地域に住み続けられるための住宅支援を行います。

不動産及び建設に関する各種団体との連携を強化し住宅施策の推進を図ります。

市営住宅等については、現在の戸数をおおむね維持することとします。用途廃止により減少する戸数は、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅を借り上げ補充します。

施策内容

1 環境に配慮した住まいづくりの促進

■ 住生活基本計画に基づく事業の推進

- ・八千代市住生活基本計画に基づき、住生活の安定の確保と向上を推進します。

■ 地域特性に即した住宅の誘導と適切な維持管理の推進

- ・地域のまちづくりのルール等に沿った住宅を誘導するとともに、法令等に基づく手法により住宅の整備を促進します。また、違反建築物の指導等、適切な維持管理を推進します。

■ 環境やニーズに配慮した住宅の整備促進

- ・住生活の向上のため、長期にわたって良質で安全に住み続けられる長期優良住宅の整備を促進します。
- また、環境への負荷の低減に対応するため、住宅の省エネルギー化及び環境に配慮した住宅の整備を促進します。

2 地域に住み続けるための住宅支援

■ 多様な世帯が安心して住み続けられる住宅の整備促進

- ・住宅(戸建・共同住宅)の耐震性の確保に向けた取り組みを支援します。
- ・分譲マンションの管理適正化等に向けた取り組みを支援します。
- ・既存住宅ストック(空家含む)のニーズに応じた利活用(リフォーム)や空家の適切な管理を促進します。

■ 住宅セーフティネットの構築

- ・市営住宅の確保と適切な維持管理を行います。
- ・公的・民間賃貸住宅を活用した住まいの確保と居住支援を推進します。

3 相談・支援体制の充実

■ 推進体制の整備

- ・宅地建物取引業協会、建築士・建設業協会等の不動産及び建設に関する各種団体との連携を強化し住宅施策の推進を図ります。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
新築戸建住宅に対する長期優良住宅認定件数の割合	39.2 %	増加
住宅の耐震化率	88.3 % (H25)	95%
管理不全の空家等の割合	55 %	減少
市営住宅管理戸数	114 戸	127 戸

主な事業

- ▶ 空家等対策推進事業
- ▶ 危険コンクリートブロック塀等撤去費補助事業
- ▶ 木造住宅耐震診断費等補助事業
- ▶ 市営住宅維持管理事業

- 関連する個別計画： 八千代市住生活基本計画 / 八千代市耐震改修促進計画
八千代市空家等対策計画 / 八千代市公共施設等総合管理計画
八千代市市営住宅等長寿命化計画



将来のまちの姿

魅力ある公園・緑地の整備を進め、公園・緑地を恒久的な緑の財産として維持管理し、緑を活かした潤いのあるまち

現況と課題

- ▶ 公園・緑地は、まちに潤いと安らぎを与える場として、また、少子高齢化社会における市民のふれあいの場として重要な役割を果たしています。
- ▶ さらに、災害時には、都市空間における避難場所や防災機能を持った貴重な緑のオープンスペースとしても重要な位置付けとなります。
- ▶ しかしながら、公園施設の老朽化や公園内の樹木の太木化等が進んでおり、今後も、市民ニーズに対応した計画的な公園・緑地の整備を推進するとともに、それらを市民と行政の協力のもとに、恒久的な緑の財産として適切に維持管理していく必要があります。
- ▶ 現在、西八千代地区の近隣公園の整備を推進しているほか、多様なレクリエーションニーズへの対応などを目的としている県立八千代広域公園の整備促進が求められています。
- ▶ このほか、市の木、市の花を活かしたまちのイメージアップなど、緑を活かした潤いのある地域づくりも必要です。

基本方針

「みんなでつくる緑豊かなまち」を実現するため、魅力ある公園・緑地の整備を進めるとともに、市民・企業・行政が一体となって都市緑化を推進します。

また、地域で愛される公園となるよう、市民等との連携による公園管理に努めます。

施策内容

1 都市公園の整備

■ 住区基幹公園の整備

- ・子どもや高齢者、障害者の利用に配慮したユニバーサルデザインの導入を推進し、日常生活に密着した街区公園・近隣公園・地区公園の整備・改修を図ります。
- ・開発行為などにおける公園・緑地の十分な確保を指導します。

■ 都市基幹公園の整備

- ・市民の休息、散歩、運動など総合的な利用に供する総合公園、スポーツ・レクリエーション活動に供する運動公園については、既存施設の補修・改修を行い、維持管理に努めます。

■ 広域公園の整備促進

- ・市民による文化・スポーツ活動の場や憩いの場を提供するため、県立八千代広域公園の整備を促進します。

■ 都市緑地等の整備

- ・市民の憩いの場である市街地内の「市民の森」等の整備，緑地の保全に努めます。

2 緑化の推進

■ 公的空間の緑化の推進

- ・道路・河川・学校などの公共施設への植栽を推進するとともに，市民参加による緑化を推進します。

■ 私的空間の緑化の促進

- ・環境保全林，名木や古木など貴重な樹木の保存に努め，また，市の木・市の花を活かした緑化を促進します。

■ 民間活力による緑化の促進

- ・民間団体の自主的活動による緑化を促進します。

3 公園・緑地の管理

■ 公園・緑地の維持管理

- ・公園パトロールや遊具・施設点検，既存施設の改修を適宜行い，安全かつ適切に公園・緑地の機能を維持します。
- ・指定管理者制度を活用するなど民間活力を活かし，公園の魅力を高める取り組みを推進します。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
都市公園の面積	951,100 m ²	1,020,000 m ²
緑豊かなまちと感じている市民の割合	79.7 %	83 %
環境美化ボランティア制度実施公園数	66 か所	70 か所

主な事業

- ▶ 西八千代地区近隣公園建設事業
- ▶ 勝田市民の森用地取得事業
- ▶ 県立八千代広域公園整備の促進
- ▶ バラ苗配布事業

- 関連する個別計画：八千代市緑の基本計画【改定版】



将来のまちの姿

市民一人ひとりの移動ニーズにきめ細かく対応できる公共交通手段が整ったまち

現況と課題

- ▶ 本市は、鉄道駅2路線7駅を中心として、これを補完するように運行するバス路線網により交通ネットワークを形成し、一部の地域においてはコミュニティバスを運行しています。
- ▶ 今後、高齢化が一層進展することが想定される中で、誰もが利用しやすい移動環境の整備が求められています。
- ▶ また、平成8年に開業した東葉高速鉄道株式会社は、沿線開発の進展に伴い輸送人員が増加していますが、現在でも建設時の有利子負債を抱えた厳しい経営状況が続いており、引き続き、経営の健全化が課題となっています。
- ▶ 交通手段の連携の観点からは、駅前の路線バス・タクシー等の乗降と待機スペース、歩行者の流れを円滑に処理する通路スペースなど、交通手段と鉄道との結節機能を駅前空間に確保していくことが必要とされています。
- ▶ さらに、新型コロナウイルス感染症に対応した移動手段の確保が求められており、既存の公共交通機関に限らない、持続可能な公共交通サービスを確保していくことが必要とされています。

基本方針

鉄道については、東葉高速鉄道株の自立に向けての支援を行うとともに、京成本線・東葉高速線の利便性向上のため、誰もが利用しやすい駅の改良や、今後発生が予想される大規模地震による被害の未然防止、拡大防止などを事業者に要請していきます。

また、駅前ターミナルの交通結節点の機能を高めるなど、誰もが利用しやすく、移動の自由度が高い快適な交通ネットワーク向上のための駅前広場の整備を推進します。

路線バス等については、市民の日常生活を支える役割を十分発揮できる移動手段を検討していきます。

地域公共交通計画を策定し、持続可能な公共交通サービスの構築に向けた取組を推進します。

施策内容

1 持続可能な公共交通ネットワークの形成

■ 地域公共交通計画の策定・推進

- ・市内の公共交通を持続させることを目的として、地域全体の公共交通のあり方、住民・交通事業者・行政の役割を定める地域公共交通計画を策定します。また、地域の実情に応じて、多様な交通手段を検討していきます。

2 鉄道輸送の充実

■ 東葉高速鉄道株の経営安定に向けた支援と利便性の向上

- ・東葉高速鉄道株の経営安定を図るため、関係自治体による支援を行います。
- ・利用者の利便性の向上及び沿線地域の活性化に向けた取組を働きかけるとともに、事業の検討を進めていきます。

■ 鉄道の安全運行及び鉄道利用者の安全確保

- ・今後発生が予想される大規模自然災害による鉄道施設の被害の未然防止や拡大防止のため、鉄道事業者が行う安全対策事業の促進を図ります。

3 バス輸送等の充実

■ バス等の移動手段の充実

- ・通勤・通学者の利便性など、市民の日常生活に対応した移動手段を検討していきます。

■ コミュニティバス等の運行

- ・住民の協力を含む関係者の連携のもと、コミュニティバス等、地域特性に応じた移動手段の確保を図ります。

4 駅前広場の整備

■ 市内各駅前空間の利便性向上

- ・交通結節機能を高めるなど、誰もが利用しやすく、移動の自由度が高い快適な交通ネットワーク向上に努めます。

■ 歩行者空間の整備

- ・駅への安全で快適なアクセスの充実を図ります。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
鉄道が利用しやすいと感じている市民の割合	66.0 %	70.0 %
市内のバスが利用しやすいと感じている市民の割合	34.3 %	48.4 %
市内・市外間の移動がしやすいと感じている市民の割合	45.1 %	53.1 %
交通弱者にやさしい交通環境と感じている市民の割合	20.6 %	23.5 %

主な事業

- ▶ 地域公共交通計画策定事業
- ▶ 東葉高速鉄道支援事業
- ▶ コミュニティバス運行事業

- 関連する個別計画：八千代市都市マスタープラン



将来のまちの姿

体系的な道路ネットワークの形成や適切な道路の維持管理が行われ、誰もが安心して快適に利用できる環境が整ったまち

現況と課題

- ▶ 本市の広域幹線道路としての国・県道の延長は、令和2年3月末現在、国道2路線 15.0km、県道6路線 24.3 km です。
- ▶ 国・県道は、市民の交通利便性と本市の経済活動を支える動脈であり、今後も地域社会の発展に伴って交通量は増大することが予想されます。特に国道296号においては慢性的な交通渋滞が発生していることから、平成2年度から着手されたバイパス建設事業の早期完成が望まれます。また、県道においても、交通量の増加に対応し、歩行者や通行車両の安全に配慮した拡幅改良や屈曲部の解消、歩道整備などの必要があります。
- ▶ 都市計画道路は、一部国・県道を含め、令和2年3月末現在、33路線、総延長73.9kmで、その整備率は61.6%となっています。国・県道など幹線道路の交通量が増加しており、これに対応した体系的な道路ネットワークを整備し、交通渋滞を解消していくことが必要とされています。
- ▶ なお、当初決定から50年以上が経過し、長期未着手となっている都市計画道路については、都市の将来像を踏まえ、交通需要や整備の必要性等の変化に応じ、定期的に見直しを行う必要があります。
- ▶ 市道は、令和2年3月末現在、2,965路線、総延長566.1 km であり、改良整備率73.0%となっています。近年、幹線道路の渋滞により、生活道路へ通過車両の進入によって住宅地内においても、歩行者・自転車利用者の安全確保、市民生活の快適性が阻害される傾向にあります。
- ▶ また、交通量の増加に併せて、道路の老朽化等も進行しており、改良工事及び維持補修工事などへの迅速な対応が課題であるほか、車優先の道路から、人にやさしい道路の整備が必要とされています。
- ▶ 市が管理する橋梁・横断歩道橋は、今後、建設後50年近く経過するものが増加することから、維持修繕のための費用の増大が見込まれ、南海トラフ地震・首都直下地震等の巨大地震の発生も懸念されます。このような背景から橋梁・横断歩道橋を長寿命化・耐震化し、合理的・効果的な維持管理を行うことにより、橋梁・横断歩道橋の安全性や信頼性の確保が必要とされています。

基本方針

交通安全を基本として、交通量に対応した国・県道の早期整備を関係機関に要請し、市民の利便性と生活環境の向上を図ります。

都市計画道路は交通量の変化に対応した体系的な道路ネットワークの形成に努め、整備にあたっては、計画的、効率的かつ事業の透明性を確保しながら整備を推進します。

市道は、市民の生活道路として、歩道・車道の維持補修に努め、市民生活に密着した、人にやさしい安全で安心して利用できる道路づくりを推進します。

橋梁・横断歩道橋は、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、コスト削減を図り効率的な橋梁の維持管理・更新を推進します。また、補修に併せて耐震化を推進します。

施策内容

1 国・県道の整備促進

- ・国道 296 号バイパスの早期完成と、既存の国・県道の二次的改良を関係機関に要請します。

2 都市計画道路の整備

■ 幹線道路の整備

- ・交通量に対応した体系的な道路ネットワークを形成し、交通渋滞の解消を図ります。

■ 自転車・歩行者道路の整備

- ・歩行者・自転車利用者の安全確保を図るため、道路の整備を進めます。

3 市道の管理及び整備

■ 市道の管理

- ・市道認定及び道路台帳の整備などに努めます。官民境界を確定し、道路境界確定図を作成します。
- ・道路植栽等の維持管理を適宜行い、良好な道路環境整備に努めます。

■ 市道の整備

- ・生活道路としての役割、居住環境や街並みの形成、防災上の公共空間としての機能に配慮しつつ、安全かつ円滑な交通の確保と歩行者が安全・快適に移動できる道路の整備に努めます。
- ・バリアフリーを考慮した道路改良、交通安全施設の整備を進めます。

■ 橋梁・歩道橋の整備

- ・橋梁・横断歩道橋の長寿命化及び耐震化を推進するにあたり、維持管理コストの縮減を図りつつ、効率的な整備・維持修繕等を実施します。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
道路環境が整っていると感じる市民の割合	作成中	作成中
都市計画道路の整備済延長	45,562 m	47,527 m
市道の改良整備率	73.0 %	73.4 %
官民境界の確定進捗率	9.1 %	9.6 %

主な事業

- ▶ 街路建設事業
- ▶ 道路改良事業
- ▶ 地籍調査事業
- ▶ 道路補修事業
- ▶ 橋梁補修事業

- 関連する個別計画：八千代市橋梁長寿命化修繕計画 / 道路舗装維持管理計画

第3節 環境との共生・保全

1 生活環境

関連する SDGs



将来のまちの姿

環境に配慮した生活や事業活動を実施することで快適で衛生的な生活環境が確保されているまち

現況と課題

- ▶ 環境関連法規の整備や環境対策技術の進歩、環境意識の高まりにより、大気・水質等で全体的に環境の改善は見られるものの、自然的・社会的条件等から解決できない環境問題も残されています。このような環境問題の中には、事業活動によるものだけでなく、ごみのポイ捨てや自動車による排出ガス、生活騒音など私たちの日々の暮らしに伴うものもあります。これらのことから、私たちの生活環境を保全するため、各種計画及び法令等に基づく調査や指導、対策を講ずるとともに、まちを汚さないマナーやペットの飼育マナーなど市民や事業者の更なる意識向上も求められています。
- ▶ また、衛生的な生活環境を確保するため、墓地や斎場の適正な管理運営も課題となっています。特に、斎場については、本市も構成市である四市複合事務組合で馬込斎場と、令和元年度に供用開始したしおかぜホール茜浜を運営していますが、馬込斎場については施設の老朽化への対応が求められています。

基本方針

千葉県などと連携し、水質、大気など各種環境状況の把握に努め、生活環境の保全に必要な指導や対策を実施するとともに、不法投棄のパトロールや監視カメラの設置などによる監視の強化により、早期対応・未然防止を図ります。

また、高度処理型合併処理浄化槽の設置普及や清掃活動の開催、環境状況の情報提供、環境にやさしい生活スタイルの啓発など環境意識の高揚を図るほか、衛生的な生活環境を確保するため、墓地や斎場の適正な運営管理に努めます。特に、市営霊園については、合葬式墓地の利用促進を図り、斎場については、令和3年度より、老朽化が進む馬込斎場の大規模改修に着手します。

施策内容

1 環境保全対策の推進

■ 環境保全計画の推進

- ・八千代市第3次環境保全計画を総合的かつ計画的に推進します。

■ 環境状況調査等の実施

- ・大気環境、水質環境、騒音・振動の状況を調査・把握し、まちを汚さないマナーの啓発などを含めた生活環境保全のための対策を推進します。

■ 環境負荷の低減対策

- ・環境状況調査結果をもとに、生活環境を保全する上で必要のある発生源への指導や対策、環境にやさしい生活スタイルの啓発等を行います。

2 廃棄物等の適正管理

■ 残土等の適正管理

- ・残土の搬入、埋め立てなどにおいて、不適正な処理による土壌の汚染や災害の発生を未然に防止し、市民生活の安全と生活環境の保全に努めます。

■ 不法投棄の防止

- ・土地所有者へ所有地の適正管理を指導するほか、不法投棄連絡員制度などを活用した不法投棄監視体制の強化に努めます。

■ パートナーシップによる美化活動の推進

- ・地域ぐるみの清掃活動等を通じて、市民・事業者・市の連携のもと、きれいなまちづくりを推進します。

3 環境衛生の確保

■ 墓地・斎場の整備運営

- ・合葬式墓地の利用促進を図り、霊園の適正な運営管理に努めます。
- ・老朽化が進む馬込斎場の大規模改修工事を推進します。

■ 地域猫活動の支援

- ・地域猫活動について助言を行います。また、不妊去勢等手術に係る費用を助成します。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
環境基準達成度	87.5 %	89.3 %
生活排水処理率	97.1 %	98.7 %
まちにごみがなくきれいだと感じている市民の割合	60.5 %	66 %
合葬式墓地の供給数	1,714 体分	2,465 体分

主な事業

- ▶ 高度処理型浄化槽設置整備事業
- ▶ 地域猫不妊去勢等手術費用助成事業
- ▶ 水環境対策事業
- ▶ 市営霊園運営管理事業

- 関連する個別計画：八千代市第3次環境保全計画



将来のまちの姿

市民一人ひとりが環境負荷の少ない生活を心がけ、豊かな自然環境が保全されているまち

現況と課題

- ▶ 地球温暖化は、気温の上昇に伴い、異常気象、海面水位の上昇、生態系への影響等私たちの日常生活に密接に関わるものであり、ひいては人類の生存基盤にまで影響を及ぼすものです。
- ▶ 地球温暖化の防止のため、CO₂の排出量の削減が求められており、市民・事業者・市が一体となって、省エネルギー・省資源化に取り組むとともに、啓発活動などを実施していく必要があります。
- ▶ また、本市においては開発の進展、外来生物の進出等により、地域固有の生物種が消失しつつあることも課題となっており、豊かな自然環境を活用しながら、自然とふれあう活動を通じて、日々の生活の中で環境保全や自然共生社会を意識した行動ができる市民を増やしていく必要があります。

基本方針

温室効果ガス、特に二酸化炭素の排出を抑制するためのエネルギー消費量の削減、消費生活での環境への適合等を行動の柱とした「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地域の視点から見た地球温暖化防止を市民、事業者、市が一体となって実行していきます。

また、市民や事業者の意識改革や実践活動を促進するとともに、それぞれが自主的かつ積極的に、連携して取り組むことができるよう施策の展開を図ります。

さらに、限りある資源を有効に活用していくため、再生可能エネルギーの導入や普及に向けて、取り組んでいきます。また、自然環境に対する理解を広げるため、広く市民を対象に、自然環境に関する学習会を実施します。

施策内容

1 地球温暖化対策の推進

■ 温室効果ガスの削減

- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「八千代市地球温暖化対策実行計画」をもとに、温室効果ガス削減に取り組めます。
- ・環境に配慮した事業活動を推進する仕組みとなる環境マネジメントシステムの普及を図ります。

■ 再生可能エネルギー等の活用

- ・将来の良好な生活環境を確保するため、市民・事業者・市それぞれの立場における再生可能エネルギー等の活用に取り組めます。

■ 省エネルギーの推進

- ・省エネルギーの推進のため、「次世代の暮らし方」として、「COOL CHOICE（賢い選択）」を推進し、市民意識の醸成に努めます。

2 生物多様性の保全

■ 自然環境の保全・再生

- ・市内の谷津・里山の保全・再生を推進するなど、地域での取組を支援します。
- ・市内に残る希少な生物の生育場所である、ほたるの里等を環境学習の場として活用を図ります。

■ 自然保護意識の普及・促進

- ・自然環境学習など身近な自然とふれあう活動を通じ、生物多様性の重要性、自然保護意識の高揚を図ります。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
市が事業所として排出しているCO2量(市民等が排出するごみに起因するものを除く)	46 kg-CO2/m ²	45 kg-CO2/m ²
環境学習講座等参加者数	2,126 人/年	2,200 人/年

主な事業

- ▶ 地球環境保全事業
- ▶ 生物多様性環境保全事業
- ▶ 住宅用省エネルギー設備等設置費補助事業

- 関連する部門別計画：八千代市第3次環境保全計画



将来のまちの姿

ごみの適正な処理が確保され、ごみの発生抑制やリサイクルが進む循環型社会が形成されているまち

現況と課題

- ▶ 循環型社会の形成に当たっては、ごみの減量化やリサイクル、環境への負荷が低減される処理方法の確立などが重要な要素となります。
- ▶ 家庭系ごみ及び事業系ごみから算出される1人1日当たりのごみの排出量は、令和元年度については、台風等の被害による災害廃棄物や新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う市民の外出自粛などの影響による家庭系ごみの増加等により増加したと考えられるものの、平成28年度から平成30年度までは毎年減量化が進み、一般廃棄物処理基本計画における目標値の達成に近づいており、引き続き市民・事業者への周知・啓発が求められます。
- ▶ また、事業系ごみについては、平成28年度から平成30年度までは毎年減量化が進んでいたものの、一般廃棄物処理基本計画における目標値は達成していない状況であったため、事業系ごみの減量化が今後の課題の一つとなっています。
- ▶ 本市のごみ処理は、清掃センターにおいて実施していますが、安全かつ安定的に処理するには、定期点検・整備やおおよそ15年周期での基幹的設備等改良工事が必要となり、これらの工事等には多額の支出が伴い、大きな財政負担が強いられることから、計画的に整備事業が推進できるように令和2年3月に「八千代市一般廃棄物処理施設整備に関する方針」（以下、「整備方針」という。）を策定しています。
- ▶ また、公共下水道の普及に伴い、本市におけるし尿の収集件数は年々減少していますが、一方で、市街化調整区域での開発により、浄化槽汚泥の搬入量は増加の傾向となっています。
- ▶ し尿及び浄化槽汚泥は衛生センターで処理していますが、施設の稼働から40年以上経過していることから、適正な維持管理を行うとともに、し尿及び浄化槽汚泥の処理量を考慮したうえで、適正な施設の整備及び処理方法の検討が必要となります。

基本方針

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成に向けて、市民・事業者の協力のもと、ごみの発生抑制、減量化、リサイクルを推進します。

ごみ収集体制のより一層の効率化、分別収集の徹底を図るとともに、市民・事業者への啓発を行い、ごみの安全かつ、安定的な処理に努めます。

また、清掃センターにおけるごみ処理施設については、令和2年3月に策定した整備方針に基づいて、計画的に施設整備を推進します。

衛生センターにおけるし尿処理施設については、し尿及び浄化槽汚泥の処理量を踏まえ、老朽化した処理施設の修繕等、適正な管理運営を行うとともに、整備方針で決定した処理の広域化を第一とし、近隣地方公共団体と協議を継続し、広域処理の有効性について検証します。

施策内容

1 ごみの発生抑制・リサイクルの推進

■ 情報提供及び啓発活動の推進

- ・市民・事業者がごみの減量化・リサイクルに積極的に取り組めるよう、4R推進の手法等について情報提供を行うなど、循環型社会の形成に向けて啓発活動を推進します。

■ ごみ減量化の推進

- ・市民・事業者に対する食品ロス削減の普及啓発や、八千代フリーマーケット実行委員会が不用品の有効活用を目的として開催する八千代フリーマーケットの後援などを行います。
また、生ごみの減量化を図るため、市民に対し生ごみたい肥化容器や電気式生ごみ処理機などの利用を促進します。

■ 分別収集の促進

- ・分別収集計画を見直し、分別区分や収集の効率化の促進を図ります。また、市民・事業者に対し、ごみの適正処理や分別の徹底を啓発し、ごみの減量化及びリサイクルに努めます。

■ 処理手数料の適正化

- ・一般廃棄物処理手数料について、ごみ処理費用の推移や近隣市の状況等を踏まえ、受益者負担の適正化の観点から、定期的な見直しを行います。

2 環境負荷の少ない適正なごみ処理の推進

■ ごみ処理施設等の整備及び適正な運営と維持管理

- ・ごみ処理施設等を適正に運営・維持管理し、ごみの資源化处理、焼却残渣の再資源化及び適正な最終処分に努めます。
- ・令和2年3月に策定した整備方針に基づいて、計画的に施設整備を推進します。

■ 一般廃棄物処理基本計画等に基づく事業の推進

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき策定した一般廃棄物処理基本計画（R3～R10年度）に基づき、各事業を推進し適正なごみ処理を行います。また、令和6年度を中間目標としていることから、計画策定の前提となっている諸条件や社会情勢等の状況に応じて、見直しを行います。

3 し尿及び浄化槽汚泥の適正処理体制の整備

■ 衛生センターの適正な運営及び維持管理

- ・沈殿槽や受入槽等の定期的な清掃、放流水の水質調査や焼却炉の排出ガス調査等を行い、適正な管理運営に努めます。
- ・施設の老朽化に対応するため、定期的な検査・補修を行い適正な管理運営を行います。また、し尿及び浄化槽汚泥の処理量を踏まえ、整備方針で決定した処理の広域化を第一とし、近隣地方公共団体と協議を継続します。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
市民1人1日当たりのごみの排出量(資源物を除く)	746 g (661 g)	作成中
リサイクル率	20.2 %	作成中
一般廃棄物処理量	54,658 t	作成中
し尿及び浄化槽汚泥の搬入量	10,437キロリットル/年	作成中

主な事業

- ▶ リサイクル推進事業
- ▶ 廃棄物処理企画調整事業
- ▶ 衛生センター施設管理事業
- ▶ 粗大ごみ処理施設管理事業
- ▶ 焼却炉施設管理事業
- ▶ 埋立処分地施設管理事業

- 関連する個別計画：八千代市一般廃棄物処理基本計画 /
八千代市分別収集計画 / 八千代市災害廃棄物処理計画

第5章 産業が元気なまちづくり

第1節 農業

第2節 商工業

第3節 労働環境



将来のまちの姿

都市生活と農業が共存し、新鮮な食材が身近に手に入る豊かな暮らしや実り豊かな風景が守られているまち

現況と課題

- ▶ 農業をとりまく環境は、農業従事者の高齢化・担い手の不足、耕作放棄地の増加など大変厳しい状況にあります。
- ▶ 一方で、都市農業が果たしてきた新鮮で安全な農産物の供給に加えて、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場、農業に対する理解の醸成等の多面的機能が評価され、都市農業・都市農地の保全に対する都市住民の意識が高まっています。
- ▶ 国においては、平成27（2015）年4月に施行された都市農業振興基本法に基づいて都市農業振興基本計画を策定し、これまで「宅地化すべきもの」とされていた都市農地を、「都市にあるべきもの」と明確に位置付け、必要な施策の方向性を示しました。
- ▶ 本市においても、人口減少・少子高齢化や財政制約等の社会情勢の変化に対応し、農業者、市民、農業協同組合などの関係団体がそれぞれの役割を担い、お互いが協力・連携して農業振興を進めていく必要があります。

基本方針

生産・出荷の効率化、消費者に近い都市農業の利点を生かした展開等を支援し、農業所得の向上を図ります。

また、意欲的な農業者への支援を集中して行うため、経営の拡大や効率化に取り組む中心となる経営体を明確にするとともに、新たに農業に取り組む人材の確保・定着化を推進します。

施策内容

1 農業所得の向上

■ 道の駅やちよのブラッシュアップ

- ・運営継続及び改修等の必要性の検討を含めた施設の在り方を始めとして、運営改善や既存事業の見直しと磨き上げを行い、ポテンシャルを十分活かした利活用を図ることに併せて、新たな魅力や価値を創出し、「目的地＝農業的ビジネスチャンスの拠点」となるような施設へと変革していきます。

■ 地産地消の拡大

- ・生産・販売の両面を強化し、農業所得の向上を図ります。

■ 特産品の生産・販売の強化

- ・ニンジン、ネギ、ナシ、生乳の生産・販売の強化に取り組みます。

■ 付加価値の高い農業経営の支援

- ・コスト削減と収益拡大に向けた取組を支援します。

■ 農業災害や被害への対応

- ・防災・減災への対応や、病害虫・有害鳥獣対策に取り組みます。

2 農業を担う多様な人材の確保・育成

■ 新規就農者の確保・育成

- ・本市の営農環境にマッチした新規就農を推進するとともに、新規就農者の定着化を支援し、新たな農業経営者として確保・育成します。

■ 既存の農業者の育成

- ・人・農地プランの実質化を推進し、経営の拡大や効率化を目指す中心となる経営体を明確化するとともに、経営の拡大や効率化に向けた支援を行います。

■ 農業の応援者の確保・育成

- ・本市の農業を応援する人材を確保・育成するため、市の農業への理解を促進し、市民の農業への参画を図ります。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
体験農園利用者数	28,450人	29,000人
有害鳥獣捕獲駆除捕獲	66頭	150頭
認定農業者数	93件	108件
家族経営協定の締結件数	31件	37件

主な事業

- ▶ 農業の郷運営管理事業
- ▶ 園芸振興事業
- ▶ 畜産振興事業
- ▶ 農業振興事業

- 関連する個別計画：第2次農業振興計画



将来のまちの姿

生産基盤の整備や農業経営体の育成が進み、多様な消費者ニーズに応えられる都市型農業が確立したまち

現況と課題

- ▶ 市の北部は農業振興地域に指定され、農業を中心とした土地利用がなされる一方、南部を中心とした地域においては、生産緑地に指定されているところもあり、住宅地と共存した営農が展開されています。
- ▶ 本市の水田は0.5ha以上の区画割合が多く、県下トップクラスの整備水準となっていますが、未整備の水田も残されています。また、畑については、機械作業に適した整形の畑が少なく、規模拡大に必要な農地を確保することが難しい状況にあります。
- ▶ 耕作放棄地については、県内でも比較的早いペースで増加しています。
- ▶ 農業経営に必要な優良農地を確保するため、未整備の水田は、国・県の事業を活用して整備を行っていく必要があります。また、畑・樹園地は、農業機械の導入や長期の利用など、担い手が条件に合う農地を確保できるよう対応が必要です。
- ▶ 農地が減少傾向にある中、露地野菜、水田、酪農といった一定の農地面積を必要とする農業の生産基盤を守り、また、食育、災害時の避難場所、水源涵養などの多面的機能を発揮するためには、耕作放棄地の有効利用や増加防止に取り組むとともに、適切な量の農地を維持することが必要です。

基本方針

未整備の農地を整備し、耕作しやすい農地にするとともに、規模拡大を志向する農業者への農地の集積や新規就農者の農地の確保を推進します。

施策内容

1 農地の整備と担い手への集積

■ 農地の整備と保全

- ・水田の整備や、畑の区画拡大を促進するとともに、農業生産のために活用する農地の適切な保全に取り組みます。

■ 担い手の農地等の確保

- ・経営拡大を志向する担い手の農地確保の意向を把握するとともに、土地持ち非農家や廃業する農業者などの農地の出し手を対象とした貸与を希望する農地の掘り起こしに取り組み、担い手の効率的な経営拡大を支援します。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
水田再基盤整備面積	307 ha	342 ha
担い手への農地集積率	33.2 %	34.7 %

主な事業

- ▶ 水田対策事業
- ▶ 農業農村振興事業

- 関連する個別計画：第2次農業振興計画



将来のまちの姿

多様化する消費者ニーズに対応した魅力ある個店や商店会が増え、身近な買い物の場、交流の場としてにぎわいのあるまち

現況と課題

- ▶ 本市の商業は、経営者の高齢化や少子高齢化の進行による後継者不足や消費需要の低迷といった問題が深刻化しており、厳しい経営環境下にあります。
- ▶ 消費者の生活スタイルや消費スタイルが多様化する中で、キャッシュレス決済の導入やインターネットを活用した商品情報の提供、後継者の育成などが必要となっています。
- ▶ 商店街については、高齢化社会の中で地域住民の身近な買い物の場、交流の場として、個店の魅力を高めつつ、消費者の利便性などを的確に捉え、大規模小売店舗とともに地域と密着した商店街への変革が求められています。

基本方針

事業者及び商店会の自主的な取組をもとに、国や県及び商工会議所などの関係機関と連携し、市民の理解と協力を得ながら、商業の活性化のための研究や施策を推進します。

また、身近な買い物の場、交流の場としての商店街の存続のため、消費者ニーズに対応できるよう、時代に即した商業の振興を図ります。

施策内容

1 商業の振興

■ 新たな事業展開や経営力強化に向けた支援

- ・商工会議所との連携のもと、産学官協同による商業に関する調査・研究を実施するなど、成長が見込まれる新分野への進出や新たなサービスなどの開発に向けた取組に対して支援します。
- ・農・商・工・観光の連携による特産品等の開発、商品化や広報活動の取組に対して支援します。
- ・商工会議所との連携のもと、研修会・講演会を開催するなど経営情報の提供を行うとともに、経営相談・事業承継について支援します。また、市内での創業につなげるため、創業支援等事業計画に基づき新規創業希望者を支援します。
- ・金融機関及び千葉県信用保証協会と連携して、中小企業者の円滑な資金調達を可能にするよう金銭面から支援します。

■ にぎわいのある商店街の形成

- ・商業の振興や商店街の活性化を図るため、商業団体が行うにぎわいを創出するためのイベントなどの取組を支援します。
- ・商工会議所との連携のもと、中小小売店舗と大規模小売店舗との共存共栄を図るため、必要な施策に取り組んでまいります。また、UR都市機構や商業団体などとの協議のもと、空き店舗対策に取り組めます。

■ 商店街環境整備の促進

- ・魅力的な商店街を形成するため、景観の統一性、利便性、安全性などのための共同施設・設備の適正な維持・管理を支援します。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
商店街の空き店舗率	11.1 %	7.4 %
小売業の年間商品販売額	165,995 百万円	現状維持

主な事業

- ▶ 商工振興事業
- ▶ 中小企業資金融資事業
- ▶ 創業支援事業

- 関連する個別計画：創業支援等事業計画、産業連携ビジョン（仮称）【策定中】



将来のまちの姿

常に将来需要を予測した新たな技術や製品の開発に取り組む工業が営まれているとともに、調和のとれた住環境と操業環境が整ったまち

現況と課題

- ▶ 市内には、昭和39（1964）年に八千代工業団地、昭和47（1972）年に上高野工業団地、昭和51（1976）年には吉橋工業団地が造成分譲されており、この3つの工業団地が工業の中心となっています。
- ▶ 工業を取り巻く情勢は、社会経済のグローバル化や情報通信技術の進展など、目まぐるしく変化しています。
- ▶ 資源の確保や原材料価格の乱高下などの企業経営を圧迫する要因に耐えうる収益構造への変革や、CO₂の排出削減に対応した技術革新、AIやIoTなどの次世代技術の活用による経営革新などが求められています。
- ▶ 自らが持つ経営資源と技術革新への取組により、付加価値生産性を高め、経営基盤を強化することが必要となっています。

基本方針

商工会議所などの関連機関と連携し産学官連携などを通じた産業基盤の強化や技術開発力の向上を図ります。

また、市民の理解と協力を得ながら、事業者が本市で継続して操業できるよう操業環境の保持を図ります。

施策内容

1 工業の振興

■ 既存工業の活性化の促進

- ・ 県、商工会議所などの関係機関・団体及び市内工業者団体との連携により、既存工業の振興に取り組みます。

■ 新たな事業展開や経営力強化に向けた支援

- ・ 商工会議所との連携のもと、産学官の協同による工業に関する調査・研究を実施するなど、成長が見込まれる新分野への進出や新たな技術などの開発に向けた取組に対して支援します。
- ・ 商工会議所との連携のもと、研修会・講演会を開催するなど経営情報の提供を行うとともに、経営相談・事業承継を支援します。また、市内での創業につなげるため、創業支援等事業計画に基づき新規創業希望者を支援します。
- ・ 金融機関、千葉県信用保証協会と連携して、中小企業者の円滑な資金調達を可能にするよう金銭面から支援します。

■ 異業種交流の促進

- ・ 新たな製品やサービスを開発するため、商工会議所との連携のもと異業種交流を促進します。

■ 良好な操業環境の確保

- ・ 現在市内で操業している企業の転出を防ぐとともに、工場と住宅それぞれが共生していくため、相互理解を深め、操業環境が確保されるよう努めます。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
1事業所当たりの年間出荷額	1,907百万円	1,926百万円

主な事業

- ▶ 商工振興事業
- ▶ 中小企業資金融資事業
- ▶ 創業支援事業

- 関連する個別計画：創業支援等事業計画、産業連携ビジョン（仮称）【策定中】



将来のまちの姿

事業者が必要な人材を常に雇用できるとともに、働きたい人みんなが働くことができる就業機会が整ったまち

現況と課題

- ▶ 厳しい雇用情勢の中、安定的な雇用への対応として、国により女性活躍促進法、ニッポン一億総活躍プランなどが打ち出され、平成31(2019)年4月からは、働き方改革関連法が順次施行される中、令和2(2020)年1月に国内感染が確認された新型コロナウイルス感染拡大の影響により多くの企業・事業者が経営危機に陥っており、より一層の雇用対策が求められています。
- ▶ 少子高齢化による労働力不足の問題については、高齢者の活用や家庭と仕事の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進が必要であり、引き続き国・県・市・事業者などが連携して取り組むことが求められています。

基本方針

少子高齢化社会の中で経済の活力を維持していくため、国・県や商工会議所などの関係機関と連携・協力しながら、地域職業相談室における相談体制の充実、企業とのマッチングなど、就労・雇用を支援します。

施策内容

1 就業の実現と安定

■ 失業者の就業支援

- ・船橋公共職業安定所（ハローワーク船橋）と連携し、ハローワークの出先機関である「地域職業相談室」における相談体制の充実を図り、失業者の就業を支援します。
- ・関係機関等と連携した就労セミナーの開催や就労希望者と企業とのマッチングを促進します。

■ 若年者の就業支援

- ・国・県の連携のもとに関係部局が協力し、就職氷河期世代を含む若年無業者及び新規学卒者の就業を支援します。

■ 高齢者等の就業促進

- ・雇用促進奨励金制度を活用し、高齢者及び心身障害者等の就業機会の増大を図ります。
- ・国・県の連携のもとに関係部局が協力し、高齢者や女性の再就職支援及び障害者の就業を促進します。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
「八千代地域職業相談室」に求職相談した人の就職率	17.1 %	19.6 %

主な事業

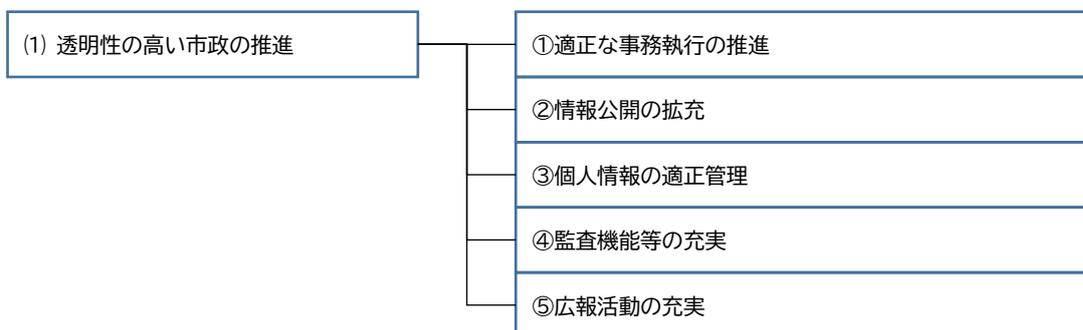
- ▶雇用対策事業

計画の推進のために

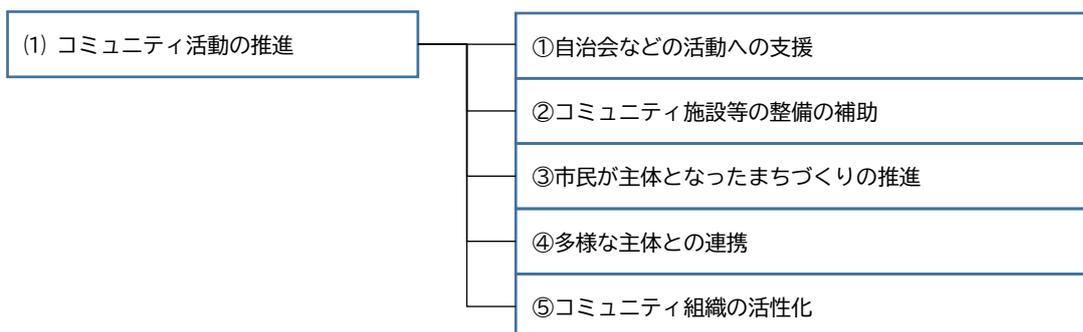
1. 市民にわかりやすいまちづくりの推進
2. 地域の視点に立ったまちづくりの推進
3. 多様性のあるまちづくりの推進と魅力発信
4. 持続可能な行政経営の確立

計画の推進のために

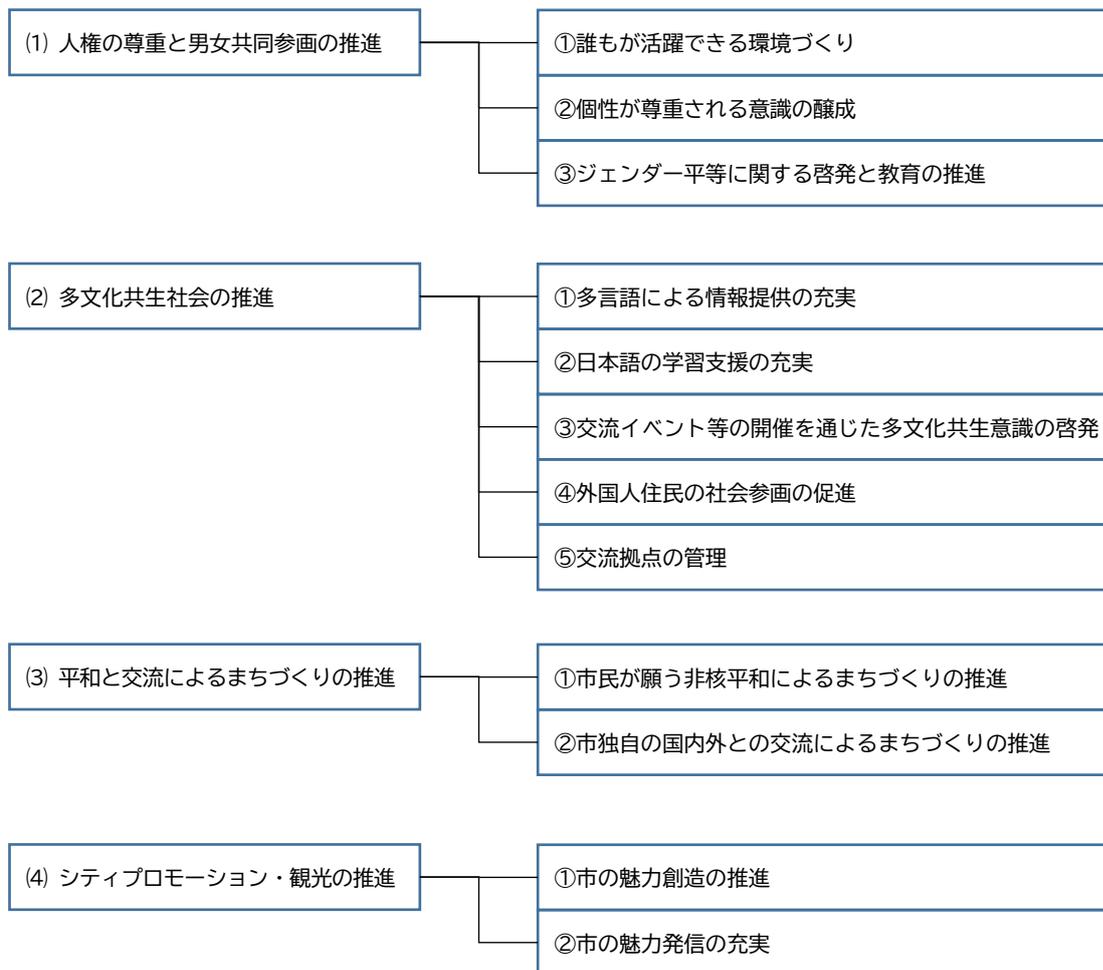
1. 市民にわかりやすいまちづくりの推進



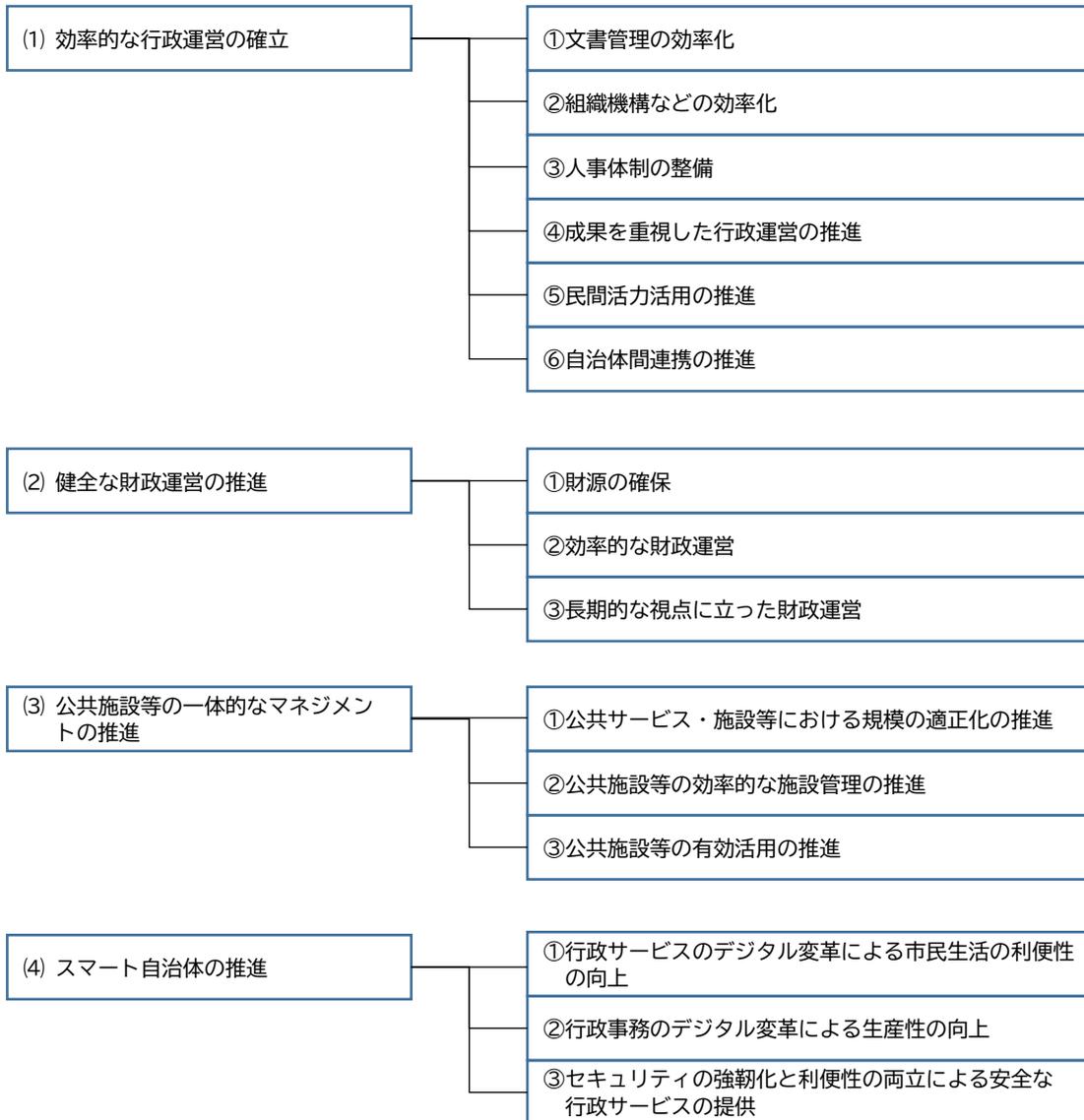
2. 地域の視点に立ったまちづくりの推進



3. 多様性のあるまちづくりの推進と魅力発進



4. 持続可能な行政経営の確立



1. 市民にわかりやすいまちづくりの推進

関連する SDGs



将来のまちの姿

- ・適切な情報管理のもと、市民が知りたい情報が入手でき、伝えるべき市政情報が様々な情報媒体を通じて早く正確でわかりやすく伝えられているまち
- ・市政に参加しやすい行政運営が行われ、市民から寄せられた意見や提案が市政に取り入れられているまち

施策内容

1 透明性の高い市政の推進

■ 適正な事務執行の推進

事務執行上起こり得る様々な事故を未然に防ぎ、事務処理の適正さを確保するため、事務のリスク評価に関する調査研究等を行います。

■ 情報公開の拡充

知る権利の保障と市民に対する行政の説明責任を果たすため、情報公開制度の適切な運用と情報通信技術（ICT）を活用した情報提供など、情報公開の拡充に努めます。

■ 個人情報の適正管理

個人情報保護条例に基づく個人情報の適正管理に努め、個人の権利と利益を保護するとともに、情報セキュリティ対策を徹底します。また、市内の事業者についても個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、理解と協力を求めています。

■ 監査機能等の充実

本市の事務の管理及び執行等について、有効性、効率性、合規性等の観点から、監査等の実施に努めます。

■ 広報活動の充実

「広報やちよ」をはじめとする各種刊行物やホームページなどの多様な媒体により、誰もが見やすくわかりやすい市政情報の提供を図るとともに、新聞、テレビなどの報道機関を通じて、積極的に適切なタイミングで市政情報を幅広く発信していきます。

2 市民参画体制の充実

■ 参画機会の充実

政策形成過程への市民の参画をより多元化，広範化するためにフォーラムやワークショップ，シンポジウム，パブリックコメントの活用を図ります。

各種審議会等の委員の選任にあたっては，多くの市民の意見が政策形成に反映されるよう公募による市民委員の登用に努めます。

■ 市民ニーズの的確な把握と市政への反映

やちご意見箱などの制度を活用し，市政に対する意見や提案に対する広聴活動を推進するとともに，市長対話，市政懇談会等による対話型の市政を促進します。

また，行政サービスに対する市民の満足度の把握に努めます。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
市民が知りたい行政情報が十分に提供されていると感じている市民の割合	作成中	作成中
各種審議会等における公募による市民委員の割合	23.1 %	25 %
市政に対する意見や要望を伝える機会と手段が整えられていると感じている市民の割合	作成中	作成中

主な事業

- ▶ 情報公開事業
- ▶ 行政管理事業
- ▶ 個人情報保護事業
- ▶ コミュニティ推進事業
- ▶ 監査事務事業
- ▶ 広報発行事業
- ▶ 映像事業



将来のまちの姿

- ・ 地域に暮らす多様な主体（市民、団体、事業者等）が協力・連携して地域課題の解決に向けて取り組んでいるまち
- ・ 誰もが主体的にコミュニティ活動に参加し、地域の人と人がつながり、いきいきと暮らしているまち

施策内容

1 コミュニティ活動の推進

■ 自治会などの活動への支援

自治会運営の更なる活性化に向けた啓発に努めるなど、自治会などの活動の支援に努めます。また、自治会などへの加入促進や組織運営などに関する情報提供を推進します。

■ コミュニティ施設等の整備の補助

地域住民が主体的にコミュニティ活動に参加できるよう、活動拠点等の整備の補助をします。

■ 市民が主体となったまちづくりの推進

地域住民が主体となり、地域課題の解決に向けて自らが考えて取り組んでいけるよう、地域活動に対する知識や関心を高めるための講座を開催するなど、人材の育成に努めます。

■ 多様な主体との連携

活力ある地域コミュニティを実現するため、自治会やNPO法人、ボランティア団体の自主性に配慮した上で、各団体間のネットワークの構築や情報提供に努め、互いに連携できる体制の整備を図ります。

■ コミュニティ組織の活性化

市民活動サポートセンターや八千代市市民活動団体支援金交付制度を通して、ボランティア団体やNPO法人などが行う市民活動を支援していきます。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
自治会加入世帯数	50,005 世帯	51,000 世帯

主な事業

- ▶ 地域集会施設事業
- ▶ 市民活動サポートセンター運営管理事業
- ▶ 市民組織助成事業
- ▶ 市民活動支援事業

3. 多様性のあるまちづくりの推進と魅力発信

関連する SDGs



将来のまちの姿

- ・ 互いを認め合い、人権が尊重され、誰もが性別や国籍などにとらわれず多様な生き方や働き方を選択でき、個性と能力が発揮できるまち
- ・ 市民が地域に対する誇りや愛着を持つとともに、本市の認知度やイメージが向上した、住みやすく魅力的なまち

施策内容

1 人権の尊重と男女共同参画の推進

■ 誰もが活躍できる環境づくり

誰もが個人として尊重され、さまざまな場面で活躍できるよう、情報提供や相談の充実を図ります。

■ 個性が尊重される意識の醸成

DV防止や多様な性に関する情報発信を通し、一人ひとりの個性を尊重する意識づくりに努めます。

■ ジェンダー平等に関する啓発と教育の推進

男女共同参画に関する現状を把握するため調査を実施し、ジェンダー平等意識の啓発や若年層への教育の充実を図ります。

2 多文化共生社会の推進

■ 多言語による情報提供の充実

生活する上で必要な行政・生活・防災などに関する情報を、多言語で提供する体制の充実を図ります。外国人住民が地域生活で生じる不安や疑問を解消するための相談窓口の設置を推進します。

■ 日本語の学習支援の充実

学校や市民団体等と連携し、日本語の習得機会の充実を図ります。日本語指導者の育成を図ります。

■ 交流イベント等の開催を通じた多文化共生意識の啓発

地域住民が外国人住民と交流する機会を設け、多文化共生の意識を啓発します。

■ 外国人住民の社会参画の促進

外国人住民のニーズや生活環境の課題を把握するため、意見を聴取する機会を設け、外国人住民が地域の活動に積極的に参加することができる仕組みづくりを推進します。

■ 交流拠点の管理

多文化共生の地域拠点として外国人住民への相談窓口や情報配信等を多言語で行うとともに、交流の場を提供します。

3 平和と交流によるまちづくりの推進

■ 市民が願う非核平和によるまちづくりの推進

平和宣言都市として、平和の大切さを訴える諸事業を開催し、核兵器廃絶と恒久平和の実現に向け、市民の平和意識の高揚を図ります。

■ 市独自の国内外との交流によるまちづくりの推進

姉妹都市交流やこども親善大使による国際交流の支援など、これまでに親交を深めてきた市民主体による国内外との交流活動を推進します。

また、国際化に対応して外国人が参加しやすいイベントの開催などを支援し、外国人の暮らしやすい環境づくりを推進します。

4 シティプロモーション・観光の推進

■ 市の魅力創造・観光振興の推進

近隣自治体や観光協会など、関係団体との更なる協力・連携の強化により、本市が有する豊かな自然環境や魅力ある施設等の地域資源を活用した、市の魅力の創造や観光の振興を図ります。

新川を中心とした周辺地区の水と緑の空間を、人と人、人と自然のふれあいの場として新川及びその周辺の一体的な活用を図ります。

■ 市の魅力発信の充実

市内外へ地域資源を活用したイベントやその他観光資源等の魅力発信に取り組み、市の認知度の向上や市民の市への誇りと愛着の醸成を促進し、交流人口や移住・定住人口の増加を図ります。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
各種審議会等における女性委員の割合	31.5 %	40.0 %
性別にとらわれず多様な生き方・働き方を選択できると感じている市民の割合	作成中	作成中
日本語教室の受講者数	2,356 人	3,000 人
国際交流イベントの参加者数	2,076 人	2,500 人
国際交流・協力に関する活動を行ってみたい、参加してみたいと思う市民の割合	31.1 %	50 %
観光入込客数	1,178,240 人地点	1,335,000 人地点
新川周辺が活性化していると感じている市民の割合	作成中	作成中
今後も八千代市に住み続けたいと考えている市民の割合	作成中	作成中

主な事業

- ▶ 男女共同参画センター運営事業
- ▶ 国際推進事業
- ▶ 平和事業
- ▶ 八千代こども国際平和文化事業
- ▶ 男女共同参画推進事業
- ▶ 多文化交流センター運営管理事業
- ▶ 国際推進事業
- ▶ 観光推進事業

- 関連する個別計画：八千代市第2次多文化共生プラン
(仮称) 八千代市観光振興計画(令和3年度策定予定)
第2次やちよ男女共同参画プラン

4. 持続可能な行政経営の確立

関連する SDGs



将来のまちの姿

・健全な財政運営の推進により市の事業が円滑に進行され、住民サービスの充実を図りつつ持続的な市政経営が効果的・効率的に行われているまち

施策内容

1 効率的な行政運営の確立

■ 文書管理の効率化

市民の共有財産である公文書をより適正に管理するとともに、文書量を削減し、限られた行政財産である庁舎を有効活用するため、文書管理システム及びファイリングシステムを導入します。

■ 組織機構などの効率化

社会経済情勢の変化による新たな行政課題や、市民ニーズに対応した施策の総合的・機能的な展開を図り、施策を円滑に遂行できる効率的で効果的な組織機構とします。

■ 人事体制の整備

人事評価制度の実施により、職員の能力や適性を的確に把握し、適材適所の職員配置を進めるとともに、高い総合調整能力や政策形成能力を備えた職員の育成に努めます。

また、新たな課題に果敢に挑戦するための職員の意識改革を推進するため、各種職員研修などの充実を図り、限られた人材資源である職員が能力を最大限に発揮できるよう、働き方改革等の社会的動向を注視しながら労務管理、定員管理を行います。

■ 成果を重視した行政運営の推進

基本計画に掲げる施策を計画的に推進するとともに、すべての事業について、実施の必要性及び実施手法の精査、検討を行い、限られた行政資源を効果的に活用しつつ、質の高い行政運営を推進します。

また、行政資源を最適かつ効果的に配分するための適切なPDCAサイクルの仕組みが図られるよう行政評価を実施します。

■ 民間活力活用の推進

行政と民間との適切な役割分担のもと、費用対効果や公共サービスへの影響を考慮し、民間によるサービスがより効果的、効率的である場合には、民間活力の活用を積極的に図ります。

■ 自治体間連携の推進

多様化する市民ニーズへの対応や広域的な行政課題の解決を図るため、近隣自治体と連絡調整を行い、相互で連携することにより、市民サービスの向上に努めます。

2 健全な財政運営の推進

■ 財源の確保

公平な課税及び債権を適正に管理し市税等徴収率の向上に努めるとともに、受益者負担の原則に基づき、使用料・手数料等の定期的な見直しを行うなど、自主財源の安定的な確保を図ります。

■ 効率的な財政運営

経費の節減、事務事業の合理化等に努め、効率的な財政運営を推進します。また、計画行政の推進を図り、事業の優先度や投資効果などを考慮した効果的な予算配分に努めるとともに、予算の執行管理の充実を図ります。

■ 長期的な視点に立った財政運営

市債や債務負担行為の抑制を図るとともに、基金の確保と活用を進め、歳入に見合った適正な歳出構造への転換を図り、市民ニーズの変化に柔軟に対応できる財政運営に努めます。

3 公共施設等の一体的なマネジメントの推進

■ 公共サービス・施設等における規模の適正化の推進

人口減少や市民ニーズの多様化等を捉え、提供する公共サービスの質・量、提供主体等を検証したうえで、公共施設等の適正な規模への見直しや複合化等により、公共施設等の総量の削減を推進します。

■ 公共施設等の効率的な施設管理の推進

適切な管理方法に基づく計画的な維持管理を行い、長寿命化を図るとともに、施設管理を重点化・効率化することで、施設管理に係るコストの削減を推進します。

■ 公共施設等の有効活用の推進

市が保有または管理している公共施設等について、貸付・売却等の有効活用を図ることで、歳入を確保するとともに、維持し続けるために発生する費用の抑制を図ります。

4 スマート自治体の推進

■ 行政サービスのデジタル変革による市民生活の利便性の向上

各種行政手続についてオンライン化を推進し、より便利で快適な電子行政サービスを提供します。

■ 行政事務のデジタル変革による生産性の向上

システムの標準化を図るとともに、AIやRPAを導入し、行政事務におけるデジタル変革を推進することにより、生産性の向上を図ります。

■ セキュリティの強靱化と利便性の両立による安全な行政サービスの提供

市民生活の利便性の向上及び行政事務における生産性の向上とともに情報セキュリティ対策を図り、安全な行政サービスを提供します。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
行政が自らの責任と判断に基づき行政経営が行われていると感じている市民の割合	作成中	作成中
市税徴収率	96.9 %	現状維持
公債費負担比率	14.2 %	14.0 %以下
財政調整基金残高	標準財政規模の 約7.0%	標準財政規模の 10.0%以上
市債残高	約512億円	500億円以下
公共施設でのサービス、また、設備や管理が適切と感じている市民の割合	34.2 %	40 %

主な事業

- ▶ 文書管理事業
- ▶ 企画政策調整事業
- ▶ 行政情報システム運用管理事業
- ▶ 行政管理事業
- ▶ 公共施設マネジメント事業
- ▶ 基幹情報システム運用管理事業
- ▶ 行財政改革推進事業
- ▶ 庁舎建設事業
- ▶ 情報化推進事業

● 関連する個別計画：八千代市人材育成基本方針及び同アクションプラン

- 八千代市定員管理計画
- 八千代市職員の仕事・子育て両立支援プラン
- 八千代市女性職員の活躍推進プラン
- 八千代市障害者活躍推進計画
- 八千代市職員の安全衛生管理計画
- 八千代市行財政改革推進ビジョン
- 八千代市財政運営の基本的計画
- 八千代市公共施設等総合管理計画
- ICT 利活用推進指針（仮称）

ゾーニング計画

第1章 計画策定の趣旨

第2章 面的ゾーニング計画

第3章 軸的ゾーニング計画

第1章 計画策定の趣旨

本市は、都市的な地域と自然豊かな地域がバランスよく調和したまちとしての特性を有しており、今後も、このバランスを保ったまちづくりを進めていくことが重要です。

このため、土地利用の基本的な方針に基づき、市域の南部を市街地ゾーン、北部を自然環境保全ゾーンの2つの面的ゾーンとして設定します。

面的ゾーンでは各ゾーンの中でエリアを設定するとともに、この2つの面的ゾーンを結ぶ軸となる新川及び桑納川周辺をふれあいネットワークゾーンとして地域交流の拠点区域とするなど、それぞれのゾーンにおける整備の方向性を明らかにしたゾーニング計画を定め、市域全体として均衡と調和のとれた将来のまちづくりを進めます。

第2章 面的ゾーニング計画

1. 市街地ゾーン

(1) 既成市街地エリア

① 地域の現況と課題

(ア) 地域の特徴

- このエリアは、おおむね京成本線沿線部から国道 296 号周辺までの地域で、市域の南部に位置し、京成本線沿線を中心に市街地が形成されています。
- 昭和 31 年の八千代台駅の開業とともに八千代台団地が開発され、昭和 43 年には勝田台駅の開業に伴う勝田台団地の開発、その後高津団地が開発されました。すでに開発から八千代台では 60 年、勝田台では 50 年以上経過し、公共・民間部門を問わずリノベーションの必要性が高まっています。
- 大和田地区は、古くは成田街道沿いに宿場町として栄えたところで、建物の老朽化・高密化・狭隘道路等防災上の課題を抱えています。
- 大和田駅南地区は、土地区画整理事業による市街地整備が完了していますが、駅北側地区については、安全な市街地として整備していく必要があります。
- 長い歴史と風土の中で培われた市指定の無形民俗文化財である「勝田の獅子舞」「高津のハツカビシヤ」「高津新田のカラスビシヤ」などの地域文化が数多く残されています。

(イ) 人口

このエリアの人口は、ほぼすべての地区において減少傾向にあります。

(ウ) 基盤整備

- 勝田地区及び陸上自衛隊関連の土地を除いて、地域全体が市街化区域になっています。
- 鉄道は、市域の南端を東西に京成本線が横断しており、八千代台駅・京成大和田駅・勝田台駅があります。なお、勝田台駅は、東葉高速線東葉勝田台駅との市内で唯一の結節点となっています。
- 道路は、交通量が非常に多い国道 16 号及び国道 296 号のほか、一般県道幕張八千代線及び一般県道大和田停車場線が通り、大和田駅北側は、狭隘な道路となっています。
- 水道及び公共下水道は、一部の地区を除けば、おおむね整備が済んでいます。

(エ) 施設

京成本線沿線から市街化が進展したことから、公共施設の多くがこの地域に集まっています。支所が3か所、教育委員会庁舎、文化施設として3駅周辺に図書館3館、そのほか、公民館が5館と文化センターが2館、八千代台東南公共センターなどがあり、文化活動が活発に行われています。

(オ) 地域コミュニティ

古くからの集落や住宅団地などから形成され、それぞれの地域のつながりの中で、コミュニティ活動が行われ、自治会も多数組織されています。

②エリアづくりの方向

(概論)

この既成市街地エリアは、市街地形成後、相当の期間が経過しているため、総合的な居住環境や都市機能などの質的向上が求められており、リノベーションの時期を迎えているエリアです。

安全で快適な生活環境を整えるため、市街地では少なくなってきた緑の保全に努めながら、鉄道駅を中心とした都市機能の再構築を図り、良好な市街地の形成に努めます。

(各論)

- 京成本線沿線の活性化を図るため、各駅周辺の駅前交通基盤の強化や都市機能の改善等に向けた検討を行い、駅周辺の再整備に努めます。

- 東西に横断している国道 296 号では、交通量の増加とともに交通渋滞が慢性化しており、都市計画道路の整備等渋滞緩和対策に努めます。
- 市街地の緑を形成している「市民の森」などの保全に努めます。
- 地域の歴史と風土に培われてきた、市指定の無形民俗文化財などの地域文化の保護・活用に努めます。

(2)複合市街地エリア

①地域の現況と課題

(ア) 地域の特徴

- このエリアは、おおむね国道 296 号の周辺から国道 296 号バイパス予定地までの地域で、市域の中央部に位置し、東葉高速線沿線を中心に比較的新しい市街地が形成されています。
- 南側は既成市街地エリアと北側は自然環境保全エリアとに隣接しており、市街地が形成された地区と自然が残されている地区の両方の要素を合わせ持っています。
また、市内 3 か所の工業団地のすべてがこの地域に立地し、住宅地と工場との共存とともに、自然環境の保全が課題となっています。
- 駅周辺の商業地には、大規模小売店舗を中心として多くの店舗が立ち並んでいます。
- 萱田・村上地区には、長い歴史と風土に培われた市指定の有形文化財である「飯綱神社」、「正覚院」などの神社・仏閣や無形民俗文化財に指定されている「村上の神楽」などの地域文化が数多く残されています。

(イ) 人口

このエリアの人口は、村上団地で若干の減少が想定されますが、全体的には増加するものと予想されます。

(ウ) 基盤整備

- 半分以上が市街化区域で、北側及び西八千代南部地域に市街化調整区域が入り込んでいます。
- 市街化区域のほか、市街化調整区域内においても住宅地が造成されています。
- 鉄道は、市域のほぼ中央部を東西に東葉高速線が横断しており、八千代緑が丘駅、八千代中央駅、村上駅、東葉勝田台駅があります。
- 道路は、交通量が非常に多い国道 16 号及び国道 296 号のほか、主要地方道船橋印西線が通り、その他、都市計画道路の整備が進められています。

○水道及び公共下水道は、市街化区域内の工業団地及び一部地区と市街化調整区域を除けばおおむね整備が済んでいます。

(工) 施設

市役所を始めとして、支所1か所・公民館2館・中央図書館を含む図書館2館のほか、市民ギャラリー・総合生涯学習プラザ・福祉センター・市民会館・市民体育館・総合グラウンド・東京女子医科大学八千代医療センターなど公共・公益施設が多く整備されています。

(オ) 地域コミュニティ

古くからの集落においては、風土、歴史、文化のつながりの中で、地域のコミュニティが形成されてきており、交流が行われてきています。また、東葉高速線沿線の市街地については、都市型コミュニティの形成が進んでいます。

②エリアづくりの方向

(概論)

複合市街地エリアは、東葉高速線沿線での開発や土地区画整理事業により整備された住宅系の地区、駅周辺を中心とした商業系の地区、既存の工業団地が立地する工業系の地区、自然が残されている市街化調整区域が配置されるエリアです。

このため、良好な生活環境を維持しながら、商工業の発展に資するまちづくりに努めます。

(各論)

- 東葉高速線沿線においては、西八千代北部特定土地区画整理事業により新しい街並みが生まれたことから、今後は、良好な住環境の誘導・保全に努めます。
- 交通渋滞解消のため、都市計画道路の整備に努めます。
- 住環境の向上を図るため、緑が丘西地区の公園整備に努めます。
- 住宅地と工業団地が隣接していることから、住・工が共存できる環境の整備に努めます。
- UR都市機構と連携し、村上団地の再生に努めます。
- 自然環境保全エリアに接している北側については、自然環境との共生に努めます。
- 西八千代南部地域の良好な市街地を目指し、市街化区域の編入を進めます。
- 地域の歴史と風土に培われてきた、市指定の有形・無形文化財などの地域文化の保全とともに保護・活用に努めます。

2. 自然環境保全ゾーン

(1)自然環境保全エリア

①地域の現況と課題

(ア) 地域の特徴

- このエリアは、市域の北部地域に位置し、おおむね国道 296 号バイパス予定地から北側の地域で、水田や畑、樹林地が広がり、貴重な谷津・里山などの多くの自然環境が残されています。
- また、このエリアは、古くからの集落により形成されていましたが、昭和 45 年に米本団地の入居がはじまり、その後、大学と住宅地の一体的な開発による大学町が開発されました。さらに、保品地区に同じく大学と流通業務施設と住宅の一体的な開発による八千代カルチャータウンの開発が進み、この開発により、2校の大学が設置されています。
- 国道 16 号は、首都圏の環状道路として東京湾沿岸部と内陸部の業務核都市(千葉市、さいたま市など)を結ぶ、広域幹線道路としての機能を有し、広域幹線道路として多くの人と物とが行き交っています。
- 農地は、食糧生産基地であるとともに緑豊かな自然の一部として、その保全と活用が必要です。
- 長い歴史と風土に培われた市指定の有形文化財である「米本稻荷神社」や「長福寺」などの神社・仏閣や無形民俗文化財に指定されている「佐山の獅子舞」などの地域文化が数多く残されています。

(イ) 人口

このエリアの人口は、島田台や保品地区で開発に伴う若干の増加が想定されますが、その他の地区では減少することから、全体的には減少するものと見込まれます。

(ウ) 基盤整備

- 地域全体の多くが市街化調整区域になっています。
- 農地は、神野・保品地区、睦北部地区、島田地区、桑納川地区などで水田再基盤整備が行われ、優良農地の保全を図っています。
- 道路は、国道 16 号と主要地方道船橋印西線・千葉竜ヶ崎線、一般県道八千代宗像線が通っており、交通渋滞を解消するため、主要地方道船橋印西線の整備を促進する必要があります。
- 水質保全など環境の面から、生活排水対策の整備が必要です。

○カルチャータウンの中央部の千葉竜ヶ崎線の東側は、道路や公園等の整備が進められています。

(工) 施設

支所が1か所、連絡所1か所、公民館が2館、そのほか、福祉施設として児童発達支援センター、ふれあいプラザなどがあります。

また、市民と農業生産者のふれあいと交流の場として、国道16号の八千代橋付近にふるさとステーション及びやちよ農業交流センターが設置されています。

(オ) 地域コミュニティ

古くからの集落では、風土、歴史、文化のつながりの中で交流が培われ、地域のコミュニティが形成されています。

また、米本団地や大学町、カルチャータウンにおいては、それぞれの地域の中でのコミュニティが形成されており、高齢化に対応するため、地域全体によるネットワークの形成が必要です。

②エリアづくりの方向

(概論)

自然環境保全エリアは、水田や畑、果樹園などの農地が、豊かな自然環境をつくり出しています。したがって、引き続き農業の振興と農地の保全に努めるとともに、自然環境を生かしていきながら市街地との調和を考慮した土地利用に努めます。

(各論)

- 主要地方道船橋印西線においては、交通量の増加とともに交通渋滞が慢性化しており、渋滞解消のため事業推進を図ります。
- 広域幹線道路の特性を活かし、流通業務施設や沿道施設等の立地を誘導することで、広域幹線道路の沿道に相応しい土地利用を図ります。
- このエリアは、水田や畑、樹林地が広がるほか、谷津・里山などの多くの自然環境が残されており、その保全・活用に努めます。
- 農業生産者と都市住民との交流を促進するため、ふるさとステーション及びやちよ農業交流センターの有効活用に努めます。
- 水田のほ場整備事業による生産性の向上とともに、高付加価値型農業の形成に努め、農業経営の安定を図ります。また、農村集落の生活環境の改善や整備を推進します。
- 農村集落、市街化調整区域の生活排水の対策として、合併処理浄化槽等の整備を推進します。

- 地域の歴史と風土に培われてきた、市指定の無形文化財などの地域文化の保全や保護・活用に努めます。

第3章 軸的ゾーニング計画

1. ふれあいネットワークゾーン

(1) 現況・課題・整備の方向性

本市のほぼ中央を南北に貫く新川及びその支流である桑納川周辺には、長い歴史の中で育まれてきた豊かな自然が広がり、新川両岸には、サイクリングやウォーキングができる遊歩道が整備され、その遊歩道脇には、河津桜に代表される新川千本桜が植樹されています。

この新川及び桑納川周辺は、既成市街地エリア・複合市街地エリア・自然環境保全エリアの3つの面的エリアを結ぶ軸としての形態を持つことや、他地域からの来訪者も多いことから、3つの面的エリアを結ぶ拠点となるふれあいネットワークゾーンとして位置づけ、地域交流や生涯学習を通じて、人と人、人と自然のふれあいの場として、隣接自治体との連携を図りながら一体的な活用に努めるものとします。

また、都市化が進展する中において、この貴重な水と緑の空間に代表される自然環境を守り、次代に引き継いでいくことが必要です。

(2) 施策

- 印旛沼流域の市町及び千葉県と連携し、新川周辺の活性化に取り組みます。
- 交流人口の増加に向け、新川千本桜や周辺のコンテンツを活用するとともに、道の駅やちよの集客力向上に努めます。また、併せて施設間の移動手段について検討します。
- 新川及び桑納川周辺に広がる水と緑の空間を保全します。

地域別計画

第1章 計画策定の趣旨

第2章 地域別計画

第1章 計画策定の趣旨

本市は、鉄道駅を中心とした都市的な市街地が広がる地域から、豊かな自然環境に囲まれた農村集落が点在する地域まで、多様な個性や魅力を持った地域によって構成されています。

これらの地域において、それぞれが抱えている諸課題に対応し、より魅力のある地域にするため、ゾーニング計画との関連を踏まえつつ、地域毎の特性や課題に対応したまちづくりに取り組む指針として、地域別計画を定めます。

なお、地域別計画の推進に当たっては、地域に暮らす多様な主体が、互いに協力・連携を図るとともに、地域におけるコミュニティを育み、活性化を図るよう努めるものとします。

1. 地域の設定

地域の区分は、地域における歴史、集落・住宅等の一体性、これまでのコミュニティに関する取組を考慮し、阿蘇地域、村上地域、睦地域、大和田地域、高津・緑が丘地域、八千代台地域、勝田台地域の7つを基本とします。

2. 計画の構成

(1) 地域の特性と課題

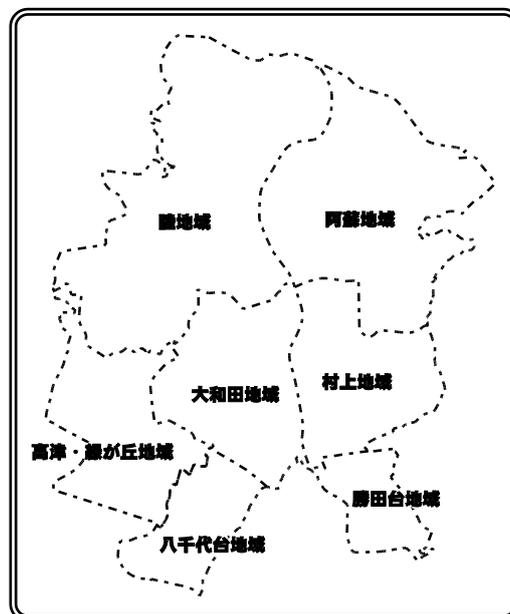
地域の位置，土地利用，人口等地域の特徴及び地域の抱える課題を記載

(2) 地域づくりの方針

地域のまちづくりについて，中長期的な視点に立った基本的な方針を記載

(3) 主な事業

地域のまちづくりを進めるうえで，令和3年度から令和6年度までに計画されている主な事業を記載



第2章 地域別計画

1. 阿蘇地域

(1) 地域の特性と課題

本地域は市の北東部、新川の東側に位置しており、自然環境保全エリアの中にあります。

地域には新川、高野川が流れ、その周辺には水田地帯が広がり、水田に囲まれるようにある台地には里山が見られるなど、緑豊かな自然環境に恵まれた地域です。

水田の周辺や主要地方道千葉竜ヶ崎線沿いには古くからの集落が形成されています。地域の西側を通る国道16号沿いには中高層集合住宅地の米本団地が、北部には、東京成徳大学と住宅地が併せて開発された八千代カルチャータウンがあります。昭和45年に入居が開始された米本団地は、「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」により、団地再生による集約化の対象となっています。

また、県内3番目の道の駅として登録された八千代ふるさとステーションでは、市内の農産物や農産加工品の展示即売、体験型農園を通じて、農業経営者と都市住民とのふれあいの場が創出され、市外からの来館者も多数見られます。

地域の総人口は、減少傾向にあり、地域住民の年齢構成としては、年少人口と生産年齢人口の割合が低く、老年人口の割合が高い状況にあります。

本地域では、児童・生徒数の減少を受け、より良い教育環境を整えるとともに、新川や高野川周辺に広がる水田や畑、斜面緑地などの豊かな自然環境の維持・保全に努めながら、周辺施設の魅力の向上を図る取組が求められています。

(2) 地域づくりの方針

恵まれた自然・田園環境の維持・保全に努めていくことを基本に、農業の振興と農地の保全・活用を図るとともに、集落地における生活利便性の向上や市街地における住環境の維持・保全を図るなど、良好な自然環境と住環境が調和した地域づくりを進めます。

児童・生徒数の減少を受け、よりよい教育環境を整えるため、小学校及び中学校を統合し、施設一体型の義務教育学校の設置に向けて取り組みます。

また、道の駅やちよに水辺拠点を、阿宗橋周辺に一里塚を整備し、新たな魅力の創出に努めます。

■主な事業

【地域の概要】

地域の範囲	米本, 神野, 保品, 下高野, 上高野の一部, 堀の内, 米本団地	
面積	11.2 km ²	
人口 (令和元年度末)	9,755 人	
将来人口 (令和6年度末)	9,301 人	
世帯数 (令和元年度末)	5,133 世帯	
将来世帯数 (令和6年度末)	4,919 世帯	
主な道路	国道16号, 主要地方道千葉竜ヶ崎線, 一般県道八千代宗像線	
公園・主な緑地	街区公園(10か所), 緑地(10か所), 緑道(7か所)	
主な施設	<p>[市役所・消防・警察]: 米本支所, 東消防署, 米本交番</p> <p>[教育・文化施設]: 阿蘇公民館</p> <p>[福祉施設]: 保育園(1園), 認定こども園(2園), ふれあいプラザ, 児童発達支援センター, 阿蘇地域包括支援センター, はばたき職業センター, 特別養護老人ホーム(3施設)</p> <p>[学校施設]: 幼稚園(1園), 小学校(3校), 中学校(1校), 大学(1校)</p> <p>[その他の施設]: 八千代ふるさとステーション, 米本浄水場, 北部中継ポンプ場</p>	
特色ある地域資源	<p>ほたるの里, 乳(ちっこ)清水, 米本城跡, 米本長福寺(戒壇石, 伝・村上綱清の墓石, 板碑一式), 米本稻荷神社本殿, すわり地蔵, 下総式板碑, 天保七年米本村絵図, 上高野の辻切り, 保品の戸長役場看板, 新川・高野川周辺の水辺空間, 神野芝山4号墳出土石枕, 新川流域出土の祭祀関連墨書土器(上谷遺跡)</p>	

2. 村上地域

(1) 地域の特性と課題

本地域は市の東部、複合市街地エリアの東側に位置しています。

地域の北部には新川周辺の水田や斜面緑地が見られ、台地には八千代の特産である梨の畑が広がっています。

地域の中央部には中高層集合住宅地の村上団地があり、UR賃貸住宅では「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」により、ストック再生による集約化が進んでおり、緩衝緑地帯である村上緑地公園を挟み、上高野工業団地が立地しています。また、新川周辺の県立八千代広域公園には、総合グラウンド・市民ギャラリー・中央図書館が立地し、多くの人々で賑わっています。

地域の南部には東葉高速線の村上駅、東葉勝田台駅と京成本線の勝田台駅があり、交通利便性が高いことから住宅地が広がっており、村上駅の周辺には、土地区画整理事業による良好な市街地が形成されています。

地域の西側を南北に縦断する国道16号の沿道には大規模店舗が進出し、南側を東西に横断する国道296号とともに交通量が非常に多いため、渋滞が頻繁に発生していることから、道路ネットワークの早期整備が求められています。

地域の総人口は、横ばいであり、地域住民の年齢構成としては、年少人口と老年人口の割合は低く、生産年齢人口の割合が高い状況にあります。

また、地域内の村上団地は、外国人が多く居住しており、地域住民との交流やコミュニケーションの支援が必要です。

そのほか、唯一の鉄道結節点である勝田台駅北側周辺における渋滞等の交通環境の悪化への対応や、新川周辺の水田地帯や斜面緑地などの自然環境の保全も必要です。

(2) 地域づくりの方針

商工業・農業地と住宅地が隣接していることから、住環境に配慮した産業の振興に努めるものとします。

また、勝田台駅北側周辺における駅前広場の整備を検討するほか、県立八千代広域公園内にある中央図書館・市民ギャラリーや総合グラウンドなど市民の文化・スポーツ活動の中核となる施設の有効活用を図ります。

また、村上団地内に設置した八千代市多文化交流センターを活用し、引き続き在住外国人との交流を進めるとともに、村上団地の再生に向けて、UR都市機構と連携を図ります。

そのほか、地域に残る緑地などの自然や歴史的資源を守りながら、自然環境に恵まれた快適な生活空間と安心・安全な地域づくりを進めます。

■主な事業

【地域の概要】

地域の範囲	村上, 村上南, 下市場, 上高野の一部, 村上団地, 勝田台北	
面積	6.3 km ²	
人口 (令和元年度末)	33,918 人	
将来人口 (令和6年度末)	34,236 人	
世帯数 (令和元年度末)	15,591 世帯	
将来世帯数 (令和6年度末)	16,235 世帯	
主な道路	国道16号, 国道296号	
公園・緑地	村上緑地公園, 村上第一公園, 村上中央公園, 村上神明公園, 黒沢池近隣公園, 街区公園(44か所), 黒沢池市民の森, 緑地(11か所), 緑道(1か所)	
主な施設	<p>[市役所・消防・警察]: 村上支所, 村上駅前交番</p> <p>[教育・文化施設]: 中央図書館・市民ギャラリー, 総合グラウンド, 郷土博物館, 学校給食センター村上調理場, 村上公民館, 多文化交流センター, 上高野多目的グラウンド, ガキ大将の森</p> <p>[福祉施設]: 保育園(4園), 小規模保育事業所(1園), 村上地域包括支援センター, 特別養護老人ホーム(2施設)</p> <p>[学校施設]: 幼稚園(4園), 小学校(3校), 中学校(3校), 高等学校(3校)</p> <p>[その他の施設]: 清掃センター, 村上給水場, 村上第2汚水中継ポンプ場, 村上駅, 東葉勝田台駅</p>	
特色ある地域資源	木造釈迦如来立像(県指定文化財), 村上の神楽, 正覚院釈迦堂, 宝篋印塔, 七百余所神社古墳, 根上神社古墳, イヌザクラ(天然記念物), 村上の辻切り, 起木の弁天, 県立八千代広域公園, 新川周辺の水辺空間	

3. 睦地域

(1) 地域の特性と課題

本地域は市の北西部、新川の西側に位置しており、自然環境保全エリアの中にあります。

地域には新川、神崎川、桑納川が流れ、その周辺には水田地帯や里山など、水と緑に囲まれた豊かな自然が広がっています。

水田の周辺や主要地方道船橋印西線沿いには古くから集落が形成され、北部の大学周辺には学園都市として開発された住宅地が広がり、南部には吉橋工業団地を有しています。

地域の総人口は、減少傾向にあり、地域住民の年齢構成としては、年少人口と生産年齢人口の割合が低く、老年人口の割合が高い状況にあります。

本地域では、河川周辺に広がる水田や畑、斜面緑地などの豊かな自然環境の維持・保全に努めながら、周辺施設の魅力の向上を図る取組が求められています。

また、道路をはじめとする生活基盤の維持・管理を図る必要があります。

(2) 地域づくりの方針

新川をはじめとする水辺環境、優良な水田地域、谷津・里山などの豊かな自然・田園環境を維持・保全していくことを基本に、農業の振興と農地の保全・活用を図ります。

また、やちよ農業交流センターと新川対岸の八千代ふるさとステーションにおいては、農産物の直売や体験型農園のほか、水辺拠点としての整備を行うなど、新たな魅力や価値の創出に努めます。

■主な事業

【地域の概要】

地域の範囲	桑納, 麦丸, 桑橋, 吉橋, 尾崎, 島田, 神久保, 小池, 真木野, 佐山, 平戸, 島田台, 大学町	
面積	14.1 km ²	
人口 (令和元年度末)	7,236 人	
将来人口 (令和6年度末)	7,108 人	
世帯数 (令和元年度末)	3,211 世帯	
将来世帯数 (令和6年度末)	3,284 世帯	
主な道路	国道16号, 主要地方道船橋印西線	
公園・主な緑地	熱田ヶ池公園, 桑納川公園, 街区公園(19か所), 緑地(3か所)	
主な施設	<p>[市役所・消防・警察]: 睦連絡所, 睦分署(消防), 睦駐在所</p> <p>[教育・文化施設]: 睦公民館, 睦スポーツ広場</p> <p>[福祉施設]: 保育園(1園), 小池更生園, 作山更生園, 友愛みどり園, ビックハート, 特別養護老人ホーム(2施設)</p> <p>[学校施設]: 小学校(1校), 中学校(2校), 高等学校(2校), 大学(1校)</p> <p>[その他の施設]: やちよ農業交流センター, 睦浄水場, 市営霊園</p>	
特色ある地域資源	佐山の獅子舞, 佐山貝塚, 吉橋城跡, 下総国印旛沼御普請堀割絵図, 旧睦村道路元標, 佐山熱田ヶ池, 新川・桑納川周辺の水辺空間, 石神谷津, 島田谷津	

4. 大和田地域

(1) 地域の特性と課題

本地域は市のほぼ中央部、新川の西側にあり、既成市街地エリアと複合市街地エリアのほぼ中央に位置しています。

地域の東部には新川が流れ、その周辺には、水田や八千代総合運動公園、県立八千代広域公園など、水辺空間に恵まれた緑豊かな自然が残されています。

地域の中央部には東葉高速線の八千代中央駅を中心に都市的な市街地が形成されており、地域の南部には国道 296 号沿いに「成田道（なりたみち）の宿場」の面影が残る街並みが見られるほか、京成本線の京成大和田駅を中心とした住宅地が広がっています。

また、地域の北部にはゆりのき台と斜面林を隔てて八千代工業団地が立地するなど、多彩な街並みを形成しています。

地域の総人口は、横ばいであり、地域住民の年齢構成としては、年少人口と生産年齢人口の割合が高く、老年人口の割合が低い状況にあります。

本地域は、市役所や福祉センターなど、公共施設への交通の利便性の向上が求められています。

また、大和田地区土地区画整理事業区域では、大和田駅南地区において事業が完了したものの、未着手の大和田駅北側地区は、高低差のある地形や狭隘な道路の対応が課題となっています。

(2) 地域づくりの方針

八千代総合運動公園や県立八千代広域公園など、新川周辺の水辺空間の環境整備に取り組むほか、文化及びスポーツ・レクリエーションの中心的役割を担う地域として、人・文化・自然がふれあう地域づくりを進めます。

また、地域の主要な生活道路について、人優先の安全を重視した整備を図るとともに、交通の利便性向上に向けた検討を行います。

さらに、京成大和田駅の北側地区においては、事業手法などの検討を地域住民とともに進めます。

■主な事業

【地域の概要】

地域の範囲	大和田, 萱田, 萱田町, ゆりのき台, 大和田新田の一部	
面積	7.2 km ²	
人口 (令和元年度末)	49,846 人	
将来人口 (令和6年度末)	50,640 人	
世帯数 (令和元年度末)	21,003 世帯	
将来世帯数 (令和6年度末)	22,083 世帯	
主な道路	国道 296 号, 一般県道大和田停車場線	
公園・緑地	八千代総合運動公園, 萱田地区公園, 飯綱近隣公園, 街区公園 (78 か所), 萱田町市民の森, 緑地 (10 か所)	
主な施設	<p>[市役所・消防・警察]: 市役所, 教育委員会, 消防本部・中央消防署, 上下水道局, 八千代警察署, 大和田駅前交番, 八千代中央駅前交番</p> <p>[教育・文化施設]: 教育センター, 青少年センター, 大和田図書館, 市民体育館, 総合運動公園野球場, 市民会館, 文化伝承館, 総合生涯学習プラザ, 大和田公民館</p> <p>[福祉施設]: 保育園 (9 園), 小規模保育事業所 (1 園), 福祉センター, 子ども支援センターすてっぷ 21 大和田, 障害者福祉センター, 特別養護老人ホーム (1 施設)</p> <p>[学校施設]: 幼稚園 (1 園), 小学校 (5 校), 中学校 (2 校)</p> <p>[その他の施設]: 保健センター, 東京女子医科大学八千代医療センター, 市民活動サポートセンター, 衛生センター, 萱田浄水場, 八千代市農業協同組合, 大和田駅, 八千代中央駅</p>	
特色ある地域資源	京成バラ園, 下総三山の七年祭り (時平神社), 飯綱神社本殿・拝殿・玉垣・参道石段・玉垣彫物・鐘楼・雨乞い祈禱の絵馬・神馬の絵馬, 萱田山長福寺 (石造二十三夜・日記念仏塔 (層塔), 新川流域出土の祭祀関連墨書土器群 (北海道遺跡・白幡前遺跡・権現後遺跡)	

5. 高津・緑が丘地域

(1) 地域の特性と課題

本地域は市の中西部，既成市街地エリアと複合市街地エリアの両エリア内の西側に位置しています。

地域の殆どが市街地となっており，一部に残る農地等が貴重な緑地空間を提供しています。

地域北部の東葉高速線八千代緑が丘駅周辺では，大規模店舗や高層マンションなどが立地し，駅北西部では，土地区画整理事業完了に伴い良好な住宅地が形成され，現在も住宅などが多く建設されています。

地域の中央部には高津団地を中心とした市街地のほか，古くからある集落や土地区画整理事業により整備された住宅地が広がっています。

地域の南部には陸上自衛隊習志野演習場があり，訓練風景が見られます。

地域の総人口は，地域の北西部では大規模な土地区画整理事業が完了し，新たな街並みが形成されていく中で，今後も増加が見込まれています。地域住民の年齢構成としては，年少人口と生産年齢人口の割合が高く，老年人口の割合が低い状況にあります。

本地域は，人口の急増に伴う新たな行政ニーズへの対応が求められているほか，国道 296 号をはじめとする慢性的な交通渋滞対策なども課題となっています。

(2) 地域づくりの方針

土地区画整理事業などにより整備された良好な住環境の保全を図るとともに，都市計画道路の整備を促進するなど，国道 296 号をはじめとする交通渋滞を解消し，交通環境の改善に努めます。

また，交通アクセスや行政需要を考慮し，身近な住民サービスの提供を図るとともに，地域内に残る緑地などを活かした公園づくりに取り組むなど，人が集まり賑わいのある地域づくりを進めます。

■主な事業

【地域の概要】

地域の範囲	高津, 高津東, 緑が丘, 大和田新田の一部, 高津団地, 緑が丘西	
面積	6.9 km ²	
人口 (令和元年度末)	49,304 人	
将来人口 (令和6年度末)	54,820 人	
世帯数 (令和元年度末)	21,277 世帯	
将来世帯数 (令和6年度末)	24,048 世帯	
主な道路	国道 296 号, 主要地方道船橋印西線, 主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線	
公園・緑地	スポーツの杜公園, 北東部近隣公園, 街区公園(50 か所), 緑地(16 か所)	
主な施設	<p>[市役所・消防・警察]: 高津支所, 高津交番, 八千代緑が丘駅前交番</p> <p>[教育・文化施設]: 学校給食センター西八千代調理場, 緑が丘図書館, 高津公民館, 緑が丘公民館,</p> <p>[福祉施設]: 保育園(10 園), 認定こども園(4 園), 小規模保育事業所(4 園), 高津・緑が丘地域包括支援センター</p> <p>[学校施設]: 幼稚園(2 園), 小学校(5 校), 中学校(2 校), 特別支援学校(1 校)</p> <p>[その他の施設]: 高津浄水場, 八千代緑が丘駅</p>	
特色ある地域資源	下総三山の七年祭り(高津比咩神社), なりたみちの道標, 高津のハツカビシャ, 高津の辻切り, 高秀霊神社, 高津館跡, 高本入口の庚申塔, 石亀池	

6. 八千代台地域

(1) 地域の特性と課題

本地域は市の南西部、既成市街地エリアの南西部に位置しています。

地域のすべてが市街地となっており、市民の森などの保全林が貴重な緑地空間を提供しています。

また、地域を二分するように、都心と成田国際空港を結ぶ京成本線が走り、八千代台駅を中心として、東・西・南・北の4地区で形成されています。

八千代台は、昭和31年の八千代台駅の開業を機に日本初の住宅団地である八千代台団地が開発され、駅を中心として住宅地の造成が進むとともに、商業においても昭和40年代に入ると百貨店やスーパーマーケット等が立地するなど、市の商業の中心的な存在として発展を遂げてきました。

しかしながら、早い場所で開発から60年が経過し、まちの成熟とともに、空き店舗や空家の増加が見られるほか、公共施設の老朽化や住民ニーズの変化に対応した公共施設の統廃合が進められています。

地域の総人口は、減少傾向にあり、地域住民の年齢構成としては、年少人口と生産年齢人口の割合が低く、老年人口の割合が高い状況にあります。

本地域は、駅周辺における商業等の活性化や公共施設跡地の有効活用を図ることなど、地域資源を最大限に活かした賑わい創出のための取り組みが求められています。

また、駅周辺における都市基盤の再整備や幹線道路の整備などを図る必要があります。

(2) 地域づくりの方針

八千代台駅周辺における都市機能の再構築を図るため、地域住民や事業者と一体となって検討を進めるほか、統廃合により廃校となった旧八千代台東第二小学校跡地を地域の賑わい創出の拠点として整備し、地域が主体的に活用することにより、地域コミュニティの活性化を図ります。

また、道路のバリアフリー化を促進することで、誰もが移動しやすく、外出ししやすい歩行空間を整備するとともに、市民の森や子供の森など市街地においての貴重な緑の維持・保全を図るなど、快適な都市空間の創造に向けた地域づくりを進めます。

■主な事業

【地域の概要】

地域の範囲	八千代台東, 八千代台南, 八千代台西, 八千代台北	
面積	3.3 km ²	
人口 (令和元年度末)	33,955 人	
将来人口 (令和6年度末)	33,214 人	
世帯数 (令和元年度末)	16,594 世帯	
将来世帯数 (令和6年度末)	16,789 世帯	
主な道路	一般県道幕張八千代線	
公園・緑地	八千代台近隣公園, 街区公園(52 か所) 八千代台北子供の森, 八千代台北市民の森, 八千代台西市民の森, 八千代台東子供の森, 八千代台南市民の森, 緑地(4 か所)	
主な施設	<p>[市役所・消防・警察]: 八千代台支所, パスポートセンター, 八千代台分署(消防), 八千代台駅前交番, 八千代台東交番</p> <p>[教育・文化施設]: 八千代台図書館, 八千代台近隣公園小体育館, 八千代台文化センター, 八千代台東南公共センター, 男女共同参画センター, 八千代台公民館, 八千代台東南公民館, 適応支援センターフレンド八千代</p> <p>[福祉施設]: 保育園(4園), 認定こども園(1 園), 八千代台地域包括支援センター, 特別養護老人ホーム(1 施設)</p> <p>[学校施設]: 幼稚園(2園), 小学校(3 校), 中学校(2 校)</p> <p>[その他の施設]: 八千代台浄水場, 八千代台駅</p>	
特色ある地域資源	野馬除土手, 高津新田のカラスビシャ, 住宅団地発祥の地 八千代台団地	

7. 勝田台地域

(1) 地域の特性と課題

本地域は市の南東部、既成市街地エリアの東側に位置しています。

地域の南部には勝田川が流れ、周辺には水田が広がっています。水田から続く斜面林が里山を形成し、水田の周辺部には古くからの集落があり、豊かな田園風景を醸し出しています。

地域の北部には、京成本線の勝田台駅と東葉高速線の東葉勝田台駅があるなど交通の要衝となっています。

この地域は、千葉市と佐倉市に隣接し、昭和43年の勝田台駅開業とともに誕生した勝田台団地を中心とした市街地が形成されており、勝田台駅南口周辺地域は、「みずき通り」をメインとした商業集積エリアが広がっています。

地域の総人口は、横ばいであり、地域住民の年齢構成としては、年少人口と生産年齢人口の割合が低く、老年人口の割合が高い状況にあります。

本地域は、市内で唯一の鉄道駅の交通結節点であることから、そのポテンシャルを十分に活かし、人の流れと賑わいのあるまちづくりに取り組むことが必要です。

また、地域の大部分は、計画的な基盤整備による良好な住環境が形成されており、現在の環境が阻害されないよう維持するとともに、南部に残されている自然環境を保全することが課題となっています。

(2) 地域づくりの方針

勝田台駅周辺における都市機能の再構築を図るため、地域住民や事業者と一体となって検討を進めるほか、南口駅前広場のバリアフリー化を図ります。

また、計画的に整備された住宅地については、今後とも良好な住環境として維持・保全するとともに、地域南部の田園風景が守られるよう市街化を抑制するなど、住宅と自然環境が調和した地域づくりを進めます。

■主な事業

【地域の概要】

地域の範囲	勝田台, 勝田, 勝田台南	
面積	2.4 km ²	
人口 (令和元年度末)	16,261 人	
将来人口 (令和6年度末)	15,722 人	
世帯数 (令和元年度末)	7,738 世帯	
将来世帯数 (令和6年度末)	7,738 世帯	
主な道路	国道16号	
公園・緑地	勝田台中央公園, 街区公園(16か所), 勝田市民の森, 八勝園市民の森, 緑地(2か所)	
主な施設	<p>[市役所・消防・警察]: 勝田台支所, 勝田台分署(消防), 勝田台交番</p> <p>[教育・文化施設]: 勝田台図書館, 勝田台中央公園小体育館, 勝田台文化センター, 勝田台公民館</p> <p>[福祉施設]: 保育園(2園), 認定こども園(1園), 小規模保育事業所(1園), 子ども支援センターすてっぷ21勝田台, ファミリーサポートセンター, 勝田台地域包括支援センター</p> <p>[学校施設]: 幼稚園(1園), 小学校(2校), 中学校(1校), 高等学校(1校)</p> <p>[その他の施設]: 勝田台浄水場, 勝田台駅</p>	
特色ある地域資源	勝田川周辺の水辺空間, 勝田の獅子舞, 勝田台群集塚, 仲山古墳群	

第2期八千代市まち・ひと・しごと
創生総合戦略（素案）

第2期八千代市まち・ひと・しごと創生総合戦略

1 趣旨

我が国では、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持するため、平成26(2014)年にまち・ひと・しごと創生法を制定しました。本市においても、「八千代市人口ビジョン(平成28(2016)年3月)」における人口の現状分析及び将来展望等を踏まえ、平成28(2016)年3月に「八千代市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の取組を進めてきました。

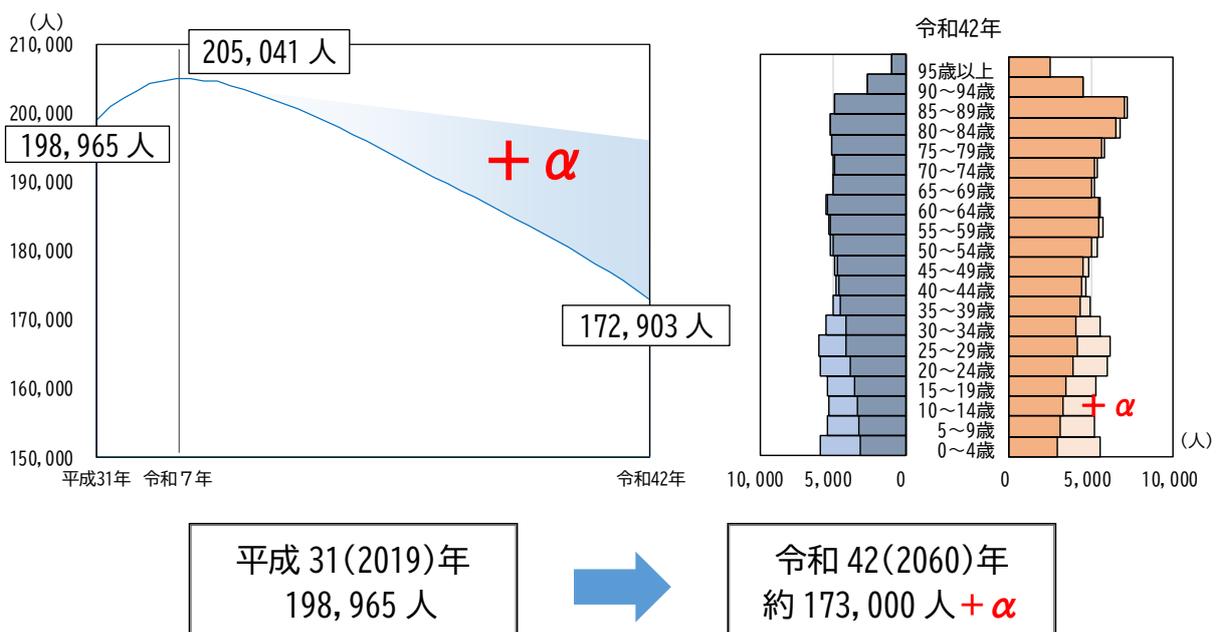
同戦略の計画期間満了に伴い策定する「第2期八千代市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、総合戦略の趣旨である少子高齢化や人口減少問題の克服、地域経済の発展や活力ある地域社会の形成は総合計画と目的を同じくしていることから、第5次総合計画と一体的に策定しました。

また、計画期間については前期基本計画と合わせ、目標年次を令和6年度とし、具体的な取組みと重要業績評価指標(KPI)については、実施計画に位置づけて事業を推進していきます。

2 目指すべき展望

八千代市人口ビジョン(令和2年改訂版)における人口の将来展望を踏まえ、合計特殊出生率を向上させ、市民の希望出生率(1.87)、あるいは人口置換水準(2.07)と同程度に近づけること、また、若い世代を中心とした転入超過の流れを継続させることで、令和42(2060)年時の本市の人口が、将来人口推計値の約17万3,000人を上回ることを目標とします。

<将来人口の推移と目指す人口展望>



3 横断的な視点と基本目標

本市の人口は、これまで増加傾向で推移してきましたが、令和7年をピークとして、全国的な傾向と同様に人口減少に転じることが見込まれており、人口減少社会の中においても、市民一人ひとりが生活の豊かさを感じることができるよう、急激な人口減少を和らげ、持続可能な地域社会を構築していく必要があります。

一方で、地域の活性化や人口減少の歯止めなどの効果が出てくるまでには相当の時間を要するため、第1期総合戦略で根付いた地方創生の意識や取組を継続し、一層の充実・強化に取り組む必要があります。

また、地方創生を担う人材など多様な人々が活躍し、多様性に富む豊かな地域社会を構築するとともに、Society5.0の推進やSDGsの理念に沿ったまちづくりなど、新しい時代の流れを取り入れることが重要です。

このため、本戦略では、「継続は力なり」という姿勢を基本に、横断的な視点として設定する「多様な人材の活躍を推進する」と「新しい時代の流れを力にする」を踏まえ、以下の4つの基本目標を設定し、取組を推進します。

横断的な視点1

多様な人材の活躍を推進する

<基本的方向>

- 地方創生の基盤を成す多様な人材の確保・育成を図り、市民、企業、NPO法人など地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として参画し、活躍できる環境づくりを推進します。
- 女性、高齢者、障害者、外国人など多様な人材の交流を図り、互いに尊重し、つながりを深めながら、活躍できる地域づくりを推進します。

横断的な視点2

新しい時代の流れを力にする

<基本的方向>

- Society5.0の実現に向けて、AIやビッグデータなどの未来技術を活用し、地域課題の解決及び市民生活の質の向上を図ります。
- SDGsを原動力として、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組を推進します。

基本目標1

それぞれの結婚・出産・子育ての希望をかなえる

<基本的方向>

- 誰もが安心して子どもを生み・育てることができる環境づくりを推進します。
- 子どもや子育てを地域社会全体で支える機運の醸成や、男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。
- 充実した教育・保育環境を整え、子ども達の豊かな心とこれからの社会を生き抜く力を育みます。

<施策体系>

- (1) 結婚・出産・子育てのライフステージに応じた支援
- (2) 働きながら子育てしやすい環境づくり
- (3) これからの社会をたくましく生き抜く子どもの育成

【数値目標】

指標	現況値	目標値（令和6年度末）
保育園待機児童数	31人	0人
子育てしやすいまちと感じている市民の割合	49.9%	55%

基本目標2

やちよの魅力を創出し、新しい人の流れをつくる

<基本的方向>

- 良好な住環境を形成し、住み続けたいと思えるまちづくりを推進するとともに、市の魅力を高めるため、市のシンボルであるツツジやバラ、新川千本桜などの活用を図り、市内外に発信するシティプロモーションを推進します。
- 多様な観光資源を活用し、新たな交流人口の創出を図ります。

<施策体系>

- (1) 誇りと愛着の醸成と定住促進
- (2) 市内外から気軽に訪れたくなる観光づくり

【数値目標】

指標	現況値	目標値（令和6年度末）
今後も八千代市に住み続けたいと考えている市民の割合	作成中	作成中
新川周辺が活性化していると感じている市民の割合	作成中	作成中
観光入込客数	1,178,240人地点	1,335,000人地点

基本目標3

魅力あるしごとをつくり、地域経済の稼ぐ力を高める

<基本的方向>

- 地域の強み・特色を活かした産業振興を図り、地域経済の持続的な発展を目指します。
- 様々な人が生きがいを持って安心して働ける環境づくりを推進します。

<施策体系>

- (1) 中小企業をはじめとした地域企業の活性化支援
- (2) 都市農業の振興と担い手の育成
- (3) 多様なライフスタイルに応じた柔軟な働き方の支援

【数値目標】

指標	現況値	目標値（令和6年度末）
小売業の年間商品販売額	165,995 百万円	現状維持
認定農業者数	93 件	108 件

基本目標4

誰もが安心して暮らせる持続可能なまちをつくる

<基本的方向>

- 大規模自然災害や新たな感染症にも対応できる体制を構築するとともに、都市基盤の機能を保持し、安心して快適に暮らせるまちづくりを推進します。
- 地域内外の多様な主体が地域を支える仕組みを整え、誰もが健康でいきいきと暮らせる環境づくりを推進します。
- 人が集う魅力的な地域の形成に向けて、新たな賑わいの創出や各拠点における利便性の向上を図ります。

<施策体系>

- (1) 安全で快適に暮らせる地域づくり
- (2) 多様な主体がつながり、生涯を通じていきいきと暮らせる環境づくり
- (3) 地域資源を活かした魅力あるまちづくり

【数値目標】

指標	現況値	目標値（令和6年度末）
自主防災組織カバー率	56.4%	66%
地域医療体制が整っていると 感じている市民の割合	52.4%	55%
65歳平均自立期間	男性 18.22 年 女性 21.13 年	延伸

4 第5次総合計画前期基本計画との関連

第2期総合戦略		前期基本計画				
基本目標1 それぞれの結婚・出産・子育ての希望をかなえる	柱	施策				
(1) 結婚・出産・子育てのライフステージに応じた支援 (2) 働きながら子育てしやすい環境づくり (3) これからの社会をたくましく生き抜く子どもの育成	1章	1	1	1	多様な保育ニーズへの対応	
		1	1	2	子どもを育む教育・保育	
		1	2	1	切れ目のない子ども・子育て支援の充実	
		1	2	2	子どもの健やかな成長の促進	
		1	2	3	子育て家庭の経済的負担の軽減	
		1	3	1	児童虐待の防止	
		1	3	2	ひとり親家庭への支援	
	2章	1	1	1	安心安全な教育環境の整備	
		1	1	2	教育内容の充実	
	5章	3	1	1	就業の実現と安定	
	計画	3	1	人権の尊重と男女共同参画の推進		

第2期総合戦略		前期基本計画				
基本目標2 やちよの魅力を創出し、新しい人の流れをつくる	柱	施策				
(1) 誇りと愛着の醸成と定住促進 (2) 誰もが訪れたくなる観光づくり	2章	1	2	1	大学等教育機関との連携	
		2	1	2	学びを通じた交流と成果の還元	
		2	1	3	市民の学びの環境整備	
		3	1	1	文化活動の推進	
		4	1	1	スポーツ活動の推進	
		4	1	2	スポーツ環境の整備	
	計画	3	4	シティプロモーション・観光の推進		

第2期総合戦略		前期基本計画				
基本目標3 魅力あるしごとをつくり、地域経済の稼ぐ力を高める	柱	施策				
(1) 中小企業をはじめとした地域企業の活性化支援 (2) 都市農業の振興と担い手の育成 (3) 多様なライフスタイルに応じた柔軟な働き方の支援	5章	1	1	1	農業所得の向上	
		1	1	2	農業を担う多様な人材の確保・育成	
		1	2	1	農地の整備と担い手への集積	
		2	1	1	商業の振興	
		2	2	1	工業の振興	
		3	1	1	就業の実現と安定	

第2期総合戦略	前期基本計画				
基本目標4 誰もが安心して暮らせる持続可能なまちをつくる	柱	施策			
(1) 安全で快適に暮らせる地域づくり (2) 多様な主体がつながり、生涯を通じていきいきと暮らせる環境づくり (3) 地域資源を活かした魅力あるまちづくり	1章	2	1	2	地域福祉のネットワーク化
	2	2	2	3	社会参加の促進
	2	3	1		高齢者福祉サービス
	2	3	2		生きがい対策の推進
	4	1	1		健康づくりの推進
	4	1	2		疾病対策の推進
	4	2	1		地域医療体制の充実
	4	2	2		救急医療体制の継続
	3章	2	1	1	災害予防体制の充実
	2	1	2		災害応急対策の充実
	2	1	3		都市防災対策の推進
	2	2	1		火災予防の推進
	2	2	2		消防体制の充実
	2	2	3		救急・救助体制の充実
	2	3	1		防犯活動の推進
	2	3	2		防犯施設の整備
	2	4	2		道路交通環境の整備
	4章	1	1	1	市街地の整備・誘導・保全
	1	1	2		地域まちづくりの推進
	1	2	2		地域に住み続けるための住宅支援
	1	3	1		都市公園の整備
	1	3	2		緑化の推進
	2	1	1		持続可能な公共交通ネットワークの形成
	2	1	2		鉄道輸送の充実
	2	1	3		バス輸送等の充実
	2	1	4		駅前広場の整備
	3	2	1		地球温暖化対策の推進
	3	2	2		生物多様性の保全
	4	1	1		ごみ減量・リサイクルの推進
	計画	2	1		コミュニティ活動の推進
	3	2			多文化共生社会の推進
4	3			公共施設等の一体的なマネジメントの推進	
4	4			スマート自治体の推進	